

平成19年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成19年9月10日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 決算審査特別委員会の設置について

日程第 5 第 1号議案 飯島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

日程第 6 第 2号議案 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

日程第 7 第 3号議案 飯島町町民カード条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 4号議案 飯島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 5号議案 平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 第 6号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第 7号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第 8号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第 9号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 第10号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 第11号議案 平成18年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について

日程第16 第12号議案 平成19年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第17 第13号議案 平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 第14号議案 平成19年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第19 第15号議案 平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第20 第16号議案 平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 第17号議案 平成19年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄

3番 宮下覚一

5番 三浦寿美子

7番 宮下 寿

9番 平沢 晃

11番 松下寿雄

2番 曾我 弘

4番 坂本紀子

6番 野村利夫

8番 竹沢秀幸

10番 内山淳司

12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 山田敏明 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長

折山 誠

議会事務局書記

吉川 恵子

## 本会議開会

開 議  
議 長

平成19年9月10日 午前9時10分

おはようございます。

ゆっくりと秋の気配を感じるころとなりましたが、今年は猛暑の夏で生活面、健康面に様々な影響が出ました。先日の台風9号、当町では一部農作物に被害が出ましたが、総じて今日まで大過なく秋を迎えることができました。定足数に達していますので、只今から、平成19年9月飯島町議会定例会を開会いたします。

今定例会には、平成18年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただきますとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。なお本日は気温の上昇が予想されますので上着の着用を自由といたします。

開会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長

おはようございます。9月議会定例会招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る8月21日付飯島町告示第56号をもちまして、平成19年9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全議員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、猛暑の続いた8月が過ぎましたが、振り返って、気候の急激な変化や局地的な気象記録の塗り替えが報道されたその度に、驚きを禁じ得ない今年の夏でありましたが、季節は着実に巡り、ここに実りの秋を迎えました。今年はいろいろな面で猛暑等の影響や、特に今もお話にごさいました、先週末の台風9号の影響を心配をいたしておりましたが、関東東北地方や長野県では東部の方でかなりの被害が発生をいたしておりますけれども、同地域におきましてはリンゴやナシの果樹などの一部に被害がありまして、その落果の被害額は3,700,000ほどと見込んでおるところでございますが、幸いにも人的や家屋の被害などがなくて、大災害に至らず総じてこれら気象が農作物に大きな影響を与えることなく今日に至っておりますが、このまま更なる台風などが無くて、安定した天候が続いて、町内各所での豊年の秋祭りが盛大に催されることを願っておる今日この頃でございます。

その一方で国の内外に目を向けますと、大きな自然災害が発生をいたしておりまして、特に7月16日に発生をいたしました中越沖地震は記憶に新しいところでありまして、震災に遭われました皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、普段からの防災を考えることの大切さを改めて学習させていただきました。昨年度末策定をいたしました飯島町地域防災計画は、県との協議を経て確定をいたしまして、先般まで行われました防災週間までに全耕地に職員の耕地担当が外向きまして、説明会を行い理解を深めていただいておりますのでございます。今後とも安心・安全なまちづくりには意を注いでまいりますので、町民の皆様におかれましては尊い教訓を風化することなく、先般行いました防災訓練等を契機に今一度普段の備えが大切さをお考えいただければと考えるところでございます。

さて、昨年飯島町でロケを始め、伊那谷の各地において撮影を行ってまいりました後藤

俊夫監督の映画「Beautyーうつくしいもの」の映画が完成をいたしました。先日完成発表会がございましたが、当地での公開は10月に全国に先駆けて行うように計画をされております。その折りには是非とも多くの皆さん方がご観賞いただくとともに、この映画を通して伊那谷の自然の美しさ、伝統文化と世界平和の大切さが全国また世界への人々に伝わることを願うものでございます。ご協力をいただきました皆様方に私の立場からも感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

一方国政に目を向けますと、去る8月27日に安倍改造内閣が発足をいたしました。年金問題や政治とカネの問題など厳しい世論の参議院選挙の審判を受けての多難な船出でありましたが、出発早々大臣や政務官の辞任更迭等が続くなど、国民にとっては何ともやる方ない状態が続いておりますが、一日も早く政治を軌道に乗せ、今日から始まります臨時国会をはじめ、真に国民本位の、また都市と地方との行政的財政的格差、住民生活の格差、医師不足に対する諸問題等々、真剣に取り組んでもらい、真に自立しうる地方自治の確立のための政治を切に期待をするところでございます。

さて、今議会は私が町政を担当させていただきまして以来、任期4年の最後の議会となりました。地方分権、少子高齢化が顕著に進み叫ばれる中で、合併議論を重ね、結果自立を選択をし、新たな中期総合計画等の目標を持ってスタートした厳しくも波乱な4年間でございましたが、議会をはじめ多くの町民の皆さん方のご理解とご協力そして職員に支えられて、今日まで事業的にはほぼ計画どおり進めることができ、心から感謝を申し上げます。任期満了に伴う町長選挙の日程も既に選挙管理委員会より公表をされ、町民の皆さんの関心も次第に高まってきておると思ひますし、現職としての私の態度の表明も責任も十分承知いたしております。今議会の一般質問においても何人かの方からそのことへの通告もいただいておりますのでございます。私といたしましてはこれまでの足跡を振り返り、今後の課題等について十分熟慮をする中で、今議会の最終日に明確な意思表示をさせていただきたいと考えておりますので、なにとぞよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

さて、決算議会ともいわれる本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、平成18年度の決算認定案件が7件、条例案件4件、補正予算案件6件の計17議案でございます。いずれも重要案件でございますので、なにとぞ慎重なご審議をいただきまして適切な決定を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。議会招集のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、3番 宮下覚一議員、4番 坂本紀子議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長長の報告を求めます。

平沢議会運営委員長。

議会運営委員長

会期について報告いたします。去る8月31日議会運営委員会を開催し、本定例会の会

期につきましては、案件の内容からいたしまして、本日から9月21日までの12日間と決定されましたので報告いたします。

議長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月21日までの12日間としたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から9月21日までの12日間とすることに決定しました。会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。最初に平成19年6月定例会において議決された、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」、「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」、「長野県独自の30人規模学級の拡大を求める意見書」、「日豪EPA交渉及びWTO農業交渉に関する意見書」、及び「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」につきましては、平成19年6月14日に関係行政機関へ送付いたしましたので報告致します。

次に陳情等の審査につきましては、お手元の請願・陳情等の文書表のとおりであります。

次に例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に議員発議の議案1件が追加提出されております。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。林代表監査委員さん、河野教育委員長さんにはご出席ありがとうございます。なお、決算議会でありますので総務課財政係長に出席願うことといたしました。

次に上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成18年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。休憩。

(追加日程・追加議案配布)

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

只今お手元へお配りしましたとおり、内山議員から1件の議案が提出されております。

お諮りします。本議案は住民生活に直結した緊急課題であり、この問題の現状の流れと真意の実態の動向等を見据え、一刻も早い対応が最善と議長判断し、日程第3の次に追加日程1を差し加えたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って議案1件を日程に追加して議題とすることと、及び日程を変更し日程第3の次に差し加えることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第12号「産科医師の確保並びに産科医師不在の中で安心して妊娠・出産・子育てができる環境の早急な整備を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長  
議長

10番  
内山議員

議長

8番  
竹沢議員

(議案朗読)

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

10番 内山議員

「産科医師の確保並びに産科医師不在の中で、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を早急に整備することを求める意見書」につきまして、提案趣旨説明をさせていただきます。全国的に産科医師の不足していることは、長野県においても例外ではありません。隣の松川日赤病院では昨年3月に産科医師1人が退職されたことで、同年4月からは分娩の取り扱いが中止となっております。また、この伊南地域におきましても、来年度3月には昭和伊南総合病院の産科医師2人が信州大学に引き上げが決定をしており、産科分娩の中止が避けられない状況にあります。県下にはこのような例が数多くあります。また飯島町では年間約70件の出産があり、そのほとんどをこの地域の基幹病院である昭和伊南病院での出産となっており、今後の伊南地域において安心して妊娠・出産・子育てができる保障もなく、伊南行政組合でも伊南総合病院でも機会あるごとに信州大学や関係機関への働きかけがされて参っておりますが、なかなかその進展をみることができません。

このような医師不足の原因には、国の政策によるところが大きく、と言われております。政府は1970年に人口90,000人に医師150人との目標を立て、73年には1県1医科大学構想を発表され、81年にはそれが実現されたわけであります。このとき医学部の定員数は8,000人を超えたことで、今度はいずれ医師が過剰になると予測が広がり、82年に政府は医学部の定員見直しを検討し閣議決定された。そして85年には削減が始まりました。その頃から国民の高齢化が進んで、老人が増えてまいり、患者の数は増え続けてきました。また医療技術が高度になるうえで、医療過誤の訴訟も増え、医師の負担は物理的にも心理的にも重くなり、労働環境の悪化が特に病院勤務のなり手が不足し、それにより一層の過重労働という悪循環に陥ってしまいました。また産婦人科や小児科については女性医師の比率が高く、出産や育児との両立が難しく、辞めてしまう例が多い点の実態のようでございます。また地方の医師不足には別の理由もあると言われております。2004年に導入された新しい臨床研修制度で、新人医師が研修する病院と決める際、以前に比べて自分で行く先を決めやすくなった。その結果、多くの新人医師が研修内容の充実した都会の病院に向かい、地方の病院を敬遠するようになっていとも言われております。このような原因を見ますと、なんと言っても政治政策的な面への働きかけが肝要と思われれます。先程事務局から朗読いたしましたこの意見書を申し上げさせていただき、またこの国を挙げて少子対策・子育て支援を重要課題としている、またこの当町でもそこに力を置いておるわけでございますけれども、地域において安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備することが、この地域の活性化につながるものと思っております。こんな意味合いの中からも、只今朗読にありました内容について、この実現のために努力をしてまいりたい、こんなように思い、意見書の提出の説明とさせていただきます。

次に、本案に賛成者の意見を求めます。

8番 竹沢議員

「産科医師の確保並びに産科医師不在の中で安心して妊娠・出産・子育てができる環境

の早急な整備を求める意見書」の議決をお願いをするため、賛成討論を行いたいというふうに思います。意見書提出の必要性と詳細の要望事項については、所管常任委員長でもありますところの内山議員から只今提案説明があったとおりであります。

ところで我が国はもとより本県及び飯島町を含めまして、少子高齢化は着実に進行しておるわけでごさいます、その対応策として少子高齢化対策や子育て支援対策を最重要課題として現在取り組んでいるところであるわけであります。当町における毎年の約70例の出産がありまして、その7割ほどが昭和伊南総合病院で受け入れられているという実績があるところであるわけですが、ご案内のとおり来年4月から信大産科医師2名引き揚げに伴う産科の危機意識ということが余儀なくされる問題でありまして、これはまあ極めて由々しき問題であるということと同時に、いわゆる出産難民といわれる方々が出現することが避けられないという現状にあるかというふうに思うわけであります。

私事ですが、私の長男、二男は昭和50年代に飯島町母子健康センターにおいて助産婦さんによりまして出産いたしました。で、私の孫も2歳になる孫は昭和伊南総合病院で、4カ月になる子どもは、いささかの事情がありまして、飯田市立で出産いたしました。で、この課題について、一方ではわれわれ議会もそうですが、理事者も含めて医師確保ということで信州大学等々へ要請するのも必要ですが、もう一つはこの全国に飯島町出身で産科医を経営されているドクターがあちこちにいるわけでありまして、町民の皆さんもご協力いただく中でこちらへ招致をするというような取り組みも必要ではないかというふうに思います。もう一つは、今日もお母さん方傍聴に来ていただいておりますが、先般、駒ヶ根にもそういう取り組みがありました。そうした妊娠・出産・子育てを担うお母さん方が自らできることはどういうことなのかと、いうことを皆で話し合っって課題を見つけて、そういうことを取り組んでいくということも一方では必要ではないかというふうに思うところでございます。この件について先に駒ヶ根市で開催されました長野県の市長会の中で小坂伊那市長がこの問題を取り上げまして、村井知事に先般要請をしたところでもございます。また9月の5日、駒ヶ根市子育てサークル連絡会の勉強会で、昭和伊南の千葉院長は来年4月以降、昭和伊南に助産師外来を設けたい。産科休止の間は伊那中央、飯田市立と一部カルテの経由などを行い、対応したいというふうに述べていることが新聞報道でも明らかになっているところでございます。若い女性の皆さんが安心して妊娠・出産・子育てができる環境の維持確保と拡大が求められている今日、昭和伊南の産科休止なればこれは緊急かつ重要な課題であるわけでありまして、只今提案説明ありました意見書案の記以下5項目の実現について昭和伊南総合病院を運営する駒ヶ根市、宮田村、中川村とともに、伊南行政組合の構成自治体として、当飯島町及び同議会が緊急に取り組まなければならない課題であるということ再認識するところでございます。よって本案について議員各位が趣旨に賛同願ひ、全会一致で議決いただきますことをお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

5番

三浦議員

議 長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 発議第12号「産科医師の確保並びに産科医師不在の中で安心して妊娠・出産・子育てができる環境の早急な整備を求める意見書」の提出についてを採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第12号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。  
お諮りします。本件につきましては別紙のとおり議長を除く11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本日提案されます平成18年度飯島町各会計決算関係議案をこれに付託して審査することにしたいと思ひます。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って本件につきましては11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

議 長 ここで決算審査特別委員会の開催について申し上げます。本日本会議終了後正副委員長選出のため決算審査特別委員会を開催します。委員の皆さんは本会議終了後、委員会室1にお集まりください。

議 長 日程第5 第1号議案飯島町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第1号議案飯島町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。国のIT戦略の重要な施策としての行政の情報化を具体化するための電子政府、電子自治体が推進をされており、長野県におきましても長野県電子自治体推進協議会を県と市町村共同で設立をし、電子申請届出システムを共

同運営をすることになりました。県においては4月から電子申請サービスを開始し、市町村においても10月から同様に電子申請サービスを開始をすることから、本条例の制定をお願いするものであります。

なお附則において、行政手続きの基本原則を規定をいたしました飯島町行政手続き条例を、インターネット等を利用した方法でも手続きが行えるようにするための一部改正であります。その他の個別条例は改正することなく、本条例を通則的に適用することにより、電子申請サービスを可能にする内容となっております。細部につきましては総務課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長  
議 長

(補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただ今議題となっております第1号議案飯島町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例につきましては、総務産業委員会へ付託をしたいと思います。異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)  
異議なしと認めます。従って第1号議案は総務産業委員会へ審査を付託することに決定しました。

議 長  
副町長

日程第6 第2号議案郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

第2号議案郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、本年10月1日から施行されたことに伴いまして、関係する3つの条例について本条例案をもって用語等の整備を行うものでございます。

先ず第1条の飯島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正では、郵送の字句を従来の「郵便による送付」の他、民間事業者による信書の送達に関する法律により設けられました、「信書便による送付」を加える改正を行うものでございます。

次に第2条であります。飯島町手数料徴収条例の一部改正では、郵送料の字句を「送付に要する費用」に改め、第3条の政治倫理の確立のための飯島町長の資産等の公開に関する条例では、「郵便貯金」が廃止されることになりましたために、資産等報告書の項目の中から「郵便貯金」を削除するものであります。

いずれも法の施行と同時に同日本年10月1日から施行するものでございます。ご質問により担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長

(なしの声)  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第2号議案郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)  
異議なしと認めます。従って第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第7 第3号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第3号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案は現在発行しております住民基本台帳カードに新たに独自領域を設定し、カードによるサービスの利用範囲を拡大するものであります。これは町民等に広く普及している「つれてってカード」共同利用組合の「つれてってカード」機能を、本年11月20日をもって使用できなくなることから、駒ヶ根市が事業主体となり財団法人地方自治情報センターのICカード標準システム実証実験事業の補助事業を取付けまして、駒ヶ根市、飯島町、中川村の住民基本台帳カードについて、「つれてってカード」機能を上乘せすることにより、住民の利便性を図り、商業の活性化の一助とするとともに、住民基本台帳カードの普及による行政サービス向上を目指すために条例の一部を改正するものであります。細部につきましては担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いをいたします。

住民福祉課長  
議 長

(補足説明)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただ今議題となっております第3号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例につきましては、社会文教委員会へ付託をしたいと思います。異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)  
異議なしと認めます。したがって第3号議案は社会文教委員会へ審査を付託することに決定しました。

議 長

日程第8 第4号議案飯島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第4号議案飯島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。飯島町の各種委員会等の委員定数の削減方針につきましては、飯島町ふるさとづくり計画及び飯島町集中改革プランに定められておりまして、この方針に基づいて順次削減を行っているところでございます。農業委員会の委員定数の削減につきましては、町長から平成18年、昨年5月25日付で飯島町農業委員長さんに対して、委員定数の削減についての検討要請を行ってまいりました。農業委員会では慎重審議を重ねていただき、平成18年11月21日付で農業委員会としてのご回答をいただいたところでございます。現在の飯島町の農業は高齢化が進む中で、世

界的な農産物の枠組みや国の農業政策の転換など、大変厳しい環境の中での農業経営を強いられており、今後農業委員会の果たす役割は極めて重要なものとなっております。

しかしながら、飯島町の大変厳しい行財政事情を考慮していただき、現在の18人の農業委員を16人体制とすることにご理解をいただいたところでございます。併せて今後は女性農業委員の複数化を考慮するよう要請があったところでありまして、この実現に向けて努力が求められております。このことから飯島町といたしましては農業委員会の意向を踏まえながら、選挙による委員の定数を3人削減をして、15人を12人として、また専任による委員を現在の3人から1人増員をして4人として、全体では2名減の18人の委員を16人にしようとする、今回の選挙による委員の改正案でございます。従いまして今回選挙による委員の定数を定める条例の一部改正をして、現在の農業委員の任期は平成20年、来年の3月31日で満了となりますので、次期農業委員の選挙から適用しようとするものでございます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第4号議案飯島町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり可決されました。  
ここで後の議案審査の流れもありますので休憩といたします。再開時刻を10時25分といたします。休憩。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

議長 日程第9 第5号議案 平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第10 第6号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 第7号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 第8号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 第9号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認

定について

日程第14 第10号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 第11号議案 平成18年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について

以上日程第9から日程第15の決算7議案を一括議題とします。

本7議案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第5号議案から第11号議案までの平成18年度各会計決算認定議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。平成18年度一般会計他6会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見書を付して議会の認定をお願いするものでございます。

また、各会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして、行政報告書および財政分析資料を提出をいたしておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者、また企業会計につきましては所管課長から細部の説明をいたさせますので、十分なるご審議をいただき認定をいただきますようお願い申し上げます。

さて、昨年度は景気低迷からようやく脱却できる兆しがありながらも、とりわけ地方においてはその実感はなく、国の歳出抑制の方針に基づく地方財政計画の規模縮小と相まって、相変わらず地方自治体の財政を混とんとさせる要因となっていることには変わりはありません。平成18年度はこのような厳しい状況下ではありましたが、中期総合計画の後期における実施元年と位置付けて、協働のまちづくりと人口増活性化対策を軸とした理念を前面において事業に取り組んでまいりました。また集中改革プランに基づく行財政改革については引き続き強力で推進し、更なる行政のスリム化・効率化を図ってまいりました。また新町発足50周年を迎え、様々な記念行事を行いながら、町民の皆様と行政が一緒になって自立したまちづくりの実現に向けて歩む一歩ができましたことは、まさに記念すべき年でございました。

昨年度の一般会計をはじめ特別会計をも含めた町全体の会計は、厳しい財政環境の下ではありましたが、予算執行方針に基づき、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これもひとえに町議会はじめ町民の皆様のご理解とご協力の賜であり、深く改めて感謝を申し上げます。

町全体の歳出決算規模は約8,800,000,000円となり、平成17年度と比べ約140,000,000円増加をいたしました。平成18年度は新たにスタートした中期総合計画を基本に、協働のまちづくりと人口増活性化策に重点を置いた具体的な事業を実施をいたしました。また、ふるさとづくり計画に基づく行財政改革では総人件費の削減や、行政経費の削減といった内部改革に加え、事業の見直しや補助金削減など、町民の皆様とも痛みを分かち合い、理解と協力をいただく中での予算執行でございました。その結果、人件費、物件費、補助費、普通建設事業費をそれぞれ抑制をし、維持補修費、扶助費、公債費など義務的経費が増加する中で歳出全体として減額を図り、基金の積立を行い、財源を内部留保することができました。

平成18年度の大きな課題でありました、協働のまちづくり推進に対する取り組みとい

たしましては、各地区でのご熱心な取り組みをいただき、各地区に地域づくり委員会が設立をされ、関係の皆さんのお骨折りに感謝を申し上げますとともに、このような地域に根ざした体制が今後協働のまちづくりの基盤となって活発な活動が展開されることを期待をするものであります。

もう一つの中期総合計画の柱となっております人口増活性化策として、企業誘致と若者定住は有効な施策であると考えておりまして、昨年は新たな企業誘致に対して資金融資を行うなど直接的な支援をいたしました。またIターン者への住宅利子補給事業は利用が定着をし、着実にその効果を上げてきております。

福祉事業におきましては、乳幼児医療の無料化対策、対象年齢を従来の就学前から小学校3年生まで拡大をしたこと。また保育料の同時入所の際の軽減条件を拡大をし、保育料負担の軽減を図ったこと。更に放課後児童クラブの運営を充実し、児童の健全育成に繋げるなど、特に子育て支援策に重点を置いた取り組みを行ってまいりました。一方高齢者福祉の面で見ますと、老人保健医療事業では医療費が例年以上に高かったために平成18年度は前年度に比べて減少方向となりましたが、経年変化を見れば増加傾向にあることは事実でありまして、若者から中高年齢者への継続的な保健予防や健康づくりに重点を置いてまいりたいと考えております。介護保険事業では第3期事業計画により保険料を改定しております。また保険給付費は介護報酬の改定や居住費などの利用者負担などがあつて増加をいたしました。事業といたしましては地域包括支援センターを開設し、介護予防事業を展開をいたしました。介護予防が浸透し高齢者の方々が住み慣れたこの飯島町で健やかに穏やかな生活を続けられるよう、介護保険事業の健全運営に更に努めてまいりたいと思っております。また国民健康保険事業は特に一般分の医療給付費が近年増加しており、更なる予防に努めなければならないところがございます。一方施設整備面におきましては、昨年度に引き続き建設を進めておりました、子育て支援センター機能を併設をした飯島東部保育園並びに耐震大規模改造事業に着手をした七久保小学校校舎改造が竣工をし、今年度実施をしております外構工事をもって全ての整備が完了をいたします。

国道153号伊南バイパス建設事業につきましては、用地買収、測量が予定どおり進捗し今年度着工となりまして、併せてバイパスへのアクセスとなる町道堂前線改良工事につきましても計画どおり実施することができました。また本郷地区基幹農道整備事業はこの3月に竣工に至り、今後の地域の活性化に役立つものと確信をいたしております。

生活基盤の分野である上下水道は、七久保処理区において平成20年4月稼働を目的に処理場の建設を進めております。上水道事業では配水管布設替工事を進め、給水の一層の安定と機動性を確保をいたしまして、また経営面では昨年に引き続き給水量の増加、経営努力により純利益を生むことができました。この分野では引き続き下水道の繋ぎ込み普及と上水道の安定供給を図り、健全な経営を実現できますように更に努力をしてまいります。

次に当町の財政状況について申し上げますと、財政力指数は前年度と同じでございましたが経常収支比率が前年度より上昇し、財政構造がこう着をいたしました。これは公債費や補助費、繰出金などに充てた一般財源の増加が著しく、一般財源に対する負担が増えたためであります。経常経費の縮減と一般財源の安定的な確保が重要であると考えております。今後の財政見通しとしては、今年度から本格的な税源移譲が始まり税収増が期待はできるものの、一方では地方交付税などの増額は見込めないことから、経常経費を更に抑制

するためには引き続き行政改革の更なる推進と、実施計画に基づいた思い切った事業の厳選が必要であるというふうに考えております。このような中で将来の財政需要等の増加を考慮いたしまして、財政調整基金及び減債基金の積立を可能な限り実施をいたしました。

以上平成18年度の各決算概要について説明を申し上げましたが、今後の地方行財政を取り巻く情勢は今までに増して厳しいものがあると思われませんが、健全な財政運営に細心の注意を払いながら、住民が求めるまちづくりを住民の皆様と共に進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層のご協力をお願い申し上げます、よろしくご審議の上認定を賜りますようお願い申し上げます。

会計管理者

只今一括提案をされました平成18年度会計決算案件のうち公営企業会計を除く6会計につきまして、会計事務を掌握する立場からご説明を申し上げます。なお後日委員会審査をいただくことになっておりますので、私からはごく概要についてお手元の決算書並びに行政報告書をもって説明を申し上げさせていただきます。決算数字につきましては万円単位までとさせていただきます。多少時間がかかると思いますがよろしくお願い申し上げます。

平成18年度の各会計の決算額については、決算書表紙をおめくりいただきましたところの会計別決算総括表のとおりでございます。参考までに、一般会計及び5つの特別会計の決算総額は歳入8,680,000,000円余、歳出総額8,280,000,000円余であり、前年度決算より約2%の増の歳出決算となりました。また6会計の次年度への繰越金総額は約399,000,000円余となっております。

それでは各会計別に説明申し上げます。決算書1ページから5ページにより説明を申し上げます。第5号議案平成18年度一般会計歳入歳出決算でございます。歳入総額4,722,225,559円、歳出総額4,542,510,669円になり、差引残高で179,714,890円でありました。対前年度比で歳入では93,000,000円1.9%の減、歳出では136,000,000円2.9%の減となりました。なお当年度の決算額は前年度の繰越明許額329,506,000円が含まれております。最初に歳入をご覧ください。

1款町税でございます。収入額は1,129,300,000円余であります。前年度比で104,000,000円余、率で10%余の増収となりました。特に個人・法人各住民税は景気の回復を受け、税全体でも2年連続の増収となりました。ただし固定資産税は評価替えによる影響で減収に、たばこ税も減収となりました。一方、町税の収入未済額は43,180,000円余でございまして前年度より5,400,000円余増加し、収納率は町税全体では96.1%、前年度より0.1ポイント低下いたしました。また徴収困難と判断される課税につきましては3,120,000円余の不納欠損処理を行いました。その多くは納税者が所在不明となり徴収できなくなったものでございます。

続きまして2款地方譲与税でございます。収入額は193,530,000円余と、国の税源移譲政策の影響で所得譲与税は伸び、前年度比46,700,000円、率で31%余と大幅増収となりました。一方、3款から13款までの各種交付金でございます。配当割交付金、自動車取得税交付金が増収となったものの、利子割交付金、株式譲渡所得割交付金及び地方特例交付金が減収となり、交付金全体では11,800,000円余の減収となりました。

12款地方交付税でございます。町の歳入項目中第1位の31.5%を占めております。収入総額で1,486,430,000円余であり、前年度より21,000,000円余の減収となりました。また地方交付税の減収を補完する臨時財政対策債も減少し、合計額では前年に比べ約

41,000,000 円余の減収であり、町財政を支える基礎部分の減収が表れた結果となりました。

1 4 款分担金及び負担金の収入額は 73,890,000 円ですが、保育料の第 2 子以降 3 分の 1 軽減等の影響により全体では 15,000,000 円余の減収となりました。なお負担金において保育園運営費及び養護老人ホーム入所者負担金に 650,000 円余の収入未済が発生しております。

1 5 款使用料及び手数料につきましては与田切公園、道の駅等を指定管理者による管理としたことにより施設使用料 9,600,000 円余が指定管理者の収入となり町の収入は減収となりました。なお住宅使用料において 350,000 円余の収入未済が発生しております。

1 6 款国庫支出金、1 7 款県支出金でございます。国庫支出金及び県支出金の収入額は合わせまして 331,600,000 円余であり、主に民生費、農林水産業費、教育費等の国庫支出金でありました。内、繰越事業に関わる東部保育園建設及び七久保小学校耐震補強工事で、国及び県から受けた補助金は 77,600,000 円余でございます。

2 0 款繰入金でございます。平成 1 8 年度において基金ごとに設けられた基金条例を廃止し、新たに基金管理条例を制定いたしました。この折、社会福祉基金及び義務教育施設改築基金を廃止し新たな基金に引き継ぐため、一旦全額を解約し新基金へ繰出を行いました。そうした関係で決算額では 141,000,000 円余となっておりますが、基金本来の目的による繰入は東部保育園建設において社会福祉基金より 8,500,000 円を繰入れた計算となっております。

2 2 款諸収入でございます。収入済額は 158,060,000 円余であり、前年度より 8,000,000 円余減少しております。

2 3 款町債であります。総額では 826,000,000 円余の借入を行いました。前年度に続き企業誘致にかかる地域総合整備資金貸付金及び、繰越事業として行った東部保育園、七久保小学校耐震改築等による借入で、前年度に比べ 78,000,000 円余減少しております。以上が歳入の主な内容でございます総額で 4,722,220,000 円余となりました。

次に決算書 4～5 ページをご覧ください。歳出決算について申し上げます。

1 款議会費であります。支出総額は約 63,090,000 円余で前年度より 2. 7 %、1,670,000 円余の増でございます。

2 款総務費でございます。支出総額 683,570,000 円であり、前年度比 4. 6 %、29,790,000 円余の増であります。その要因は公共施設等整備基金、減債基金等の積立を増額したことによるものであります。また新町発足 5 0 周年記念事業や県知事選挙が行われました。

3 款民生費でございます。支出総額は 1,161,140,000 円余であり、前年度より 116,430,000 円余、前年対比 9 %の支出減となりました。東部保育園の用地取得が終了したため減となったものでございます。なお、平成 1 7 年度繰越事業として 214,400,000 円余を繰越して建設を行ってまいりました新東部保育園及び地域子育て支援センターは、1 8 年 1 1 月に竣工し 1 2 月より開園いたしました。民生費は一般会計の歳出決算構成比中最も大きく、2 5. 6 %を占めております。障害者、老人、児童の各福祉サービスに要した支出は民生費の柱であり、障害者支援費、福祉医療費、福祉金、児童手当等の扶助費支出総額は約 200,000,000 円でございます。また社会福祉協議会等への福祉事業委託金や上伊那福祉協会、伊南福祉会等に対する負担金、国民健康保険、老人医療保険、介護保険

の各特別会計への繰出金が大きな支出項目となっております。

4 款衛生費でございます。支出総額は 277,460,000 円でございます。前年度より 65,000,000 円余、1 9. 1 %の減少でありました。水道会計への出資金が、また合併浄化槽処理区関連工事が終了したこと等により減となったものでございます。また保健衛生費からの支出は 173,000,000 円余であり、その内 3 8 %の 66,000,000 円余が昭和伊南総合病院への繰出負担金でありました。清掃費の内、塵芥処理費は 61,000,000 円余であり前年度より 9,300,000 円余が増加しました。今後上伊那広域でのごみ処理施設の建設が計画されており、総排出量の抑制策が必要となります。

6 款農林水産業費でございます。支出総額は 381,730,000 円であり農業振興費、農地費、農道費、農業構造改善事業などハード事業等の減少により、前年度に比べ 53,090,000 円余の減となりました。農業振興費では 47,000,000 円余により変貌する農林業の基盤整備を行うため、経営体づくり、農地流動化の推進、都市交流事業などを積極的に実施し、飯島町の農業農村のアピールと振興を行いました。中山間地域直接支払い制度による農地の保全や新しい農業への挑戦として 1, 0 0 0 h a 自然共生農場などの検討も行ってまいりました。また本郷地区の基幹農道についても本年 3 月をもって完成し、国道、広域農道等の連絡路線として利便性の向上が図られました。その他、地籍調査事業や農業集落排水事業など農村環境整備を進めました。林業費については 30,000,000 円余により、松くい虫防除事業や林道整備を行いました。

7 款商工費でございます。支出総額は 449,450,000 円であり前年度より 116,000,000 円余の増となりました。企業誘致の制度にのっとり誘致企業に対して、昨年の 200,000,000 円に続き 300,000,000 円のふるさと融資を行った結果、大幅増となったものです。また商工業の振興策として 80,000,000 円を金融機関に委託することにより、商工業者へ融資を行う預託制度も引き続き実施いたしました。

8 款土木費でございます。支出総額は 274,890,000 円であり、ほぼ前年度並み決算でございます。土木費は厳しい財政事情から事業の縮小を余儀なくされていますが、有利な地方債を活用した事業に取り組み、地方特定道路整備事業により堂前線の建設改良を引き続き実施しました。これら道路改良に総額で 110,000,000 円余を支出しました。一方国県関連事業では道路改良関係で、国道バイパス、主要地方道竜東線、河川関係では与田切、中田切砂防事業など交通手段の確保と災害から郷土を守る事業の推進を図りました。また地震に強い住まいの確保対策事業や、公共下水道特別会計へ 55,000,000 円余を繰出しを行い、快適な住環境整備の推進を行いました。

9 款消防費でございます。支出総額は 158,630,000 円で前年度より 10,000,000 円余の減となりました。これは前年度消防ポンプ車を購入したためであります。また常備消防にかかる支出は伊南行政組合負担金として 120,740,000 円を支出いたしました。消防費全体の 7 6 %を占めております。現在、北消防署の建設を行っております。

1 0 款教育費でございます。支出総額は 415,090,000 円であり、前年度より 24,000,000 円余の増となりました。平成 1 7 年度の繰越事業として建設してまいりました七久保小学校耐震補強工事は 110,000,000 円余を駆け、平成 1 8 年 1 0 月に一部外工工事を残し竣工いたしました。また社会教育事業では 117,000,000 円余により男女共同参画、青少年育成、公民館、図書館、文化館や歴史文化など町民の様々な要望に答えながら各種事業を行って

まいりました。また町制施行50周年事業のタイトルの下、各事業を共催しながら事業を通じて記念すべき年を盛り上げてまいりました。

1 1 款災害復旧費でございます。支出総額 25,130,000 円で、7月19日発生の豪雨による農業施設及び公共土木施設の災害復旧に対応いたしました。

1 2 款公債費でございます。支出総額は 622,250,000 円であり、前年度より 48,000,000 円余、8.4%増加いたしました。起債借入残高の将来見込みでは本年度ピークとなり、今後はしばらくの間、年間 700,000,000 円の元利金の償還が見込まれます。

1 3 款諸支出金であります。30,000,000 円について土地開発公社へ赤字補てんとして支払った交付金でございます。

以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。総額で 4,542,510,000 円となりました。

次に行政報告書 24～25 ページの 7 表 8 表をご覧ください。性質別決算の状況でございます。表をご覧ください。当町の性質別決算の構成比中 1 位は人件費で 22.3%、2 位は公債費 13.7%、以下普通建設事業、補助費などの順となっております。また年度別の推移をご覧くださいと、人件費は人員削減による効果で前年度比 3.9%の減少となりました。また歳入規模の縮小に伴い補助費、普通建設事業が前年に比べ減少いたしました。一方で将来財政調整のための積立金が大幅に増加し、出資金、公債費、扶助費も増となりました。いずれも今日の財政状況、社会情勢を反映した決算内容となっております。

次に実質収支等に関する事項でございます。行政報告書 18 ページをご覧ください。決算収支の状況でございます。歳入総額 4,722,226,000 円、歳出総額 4,542,511,000 円、歳入歳出差引額 179,715,000 円が差引残であり、同額が実質収支額となりました。また前年度からの繰越金を除いた歳入歳出の差額と、財政調整基金等の積立金の増減額から算定されます実質単年度収支では 95,255,000 円の黒字となりました。このことは税金が伸びたことと歳出を極力切り詰めた結果、黒字になったと推察されます。

次に、あちこちと飛んで申し訳ございませんが、再度決算書 96 ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。当年度中の変更箇所のみを申し上げます。1 の公有財産関係で土地関係でございます。東部保育園跡地を公営住宅用地に用途替えを行いました。また、公有地の増減では消防施設用地の寄付を受けたこと、町有地の売却など差引で 7㎡の減となりました。建物関係では七久保小学校特別教室棟の増築分が、東部保育園の増床分が 1,116㎡の増となりました。出資による権利関係では上水道事業への出資債が 11,000,000 円余増加しました。98 ページをご覧ください。物品につきましては保育園送迎バス 1 台、及びブランコ 1 台が増加いたしました。102 ページをご覧ください。債権につきましては、ふるさと融資資金が 293,000,000 円余が増となりました。基金関係につきましては一部基金を統廃合したことにより変動があり、当初 11 の基金数から期末で 10 の基金数に減少いたしております。期間中積立状況は財政調整基金や減債基金等への積立 107,000,000 円余が増加し、基金の保有総額は 1,318,000,000 円余となりました。基金ごとの変動内容は表のとおりでございますのでご覧ください。次に 105 ページをご覧ください。起債現在高表でございます。18 年度中の借入状況は東部保育園建設、七久保小学校耐震改築工事、ふるさと融資資金、臨時財政対策債など 9 件で 826,100,000 円の借入

を行いました。この結果、残高は前年より 326,000,000 円余増加して、総額で 6,550,000,000 円余となり起債残高のピークを迎えております。

次に再度、行政報告書にお戻りをいただきまして、財政指標を示す各指数について申し上げます。26 ページをご覧ください。26 ページ第 9 表をご覧ください。経常収支比率の推移でございます。これは財政構造の弾力性を判断する指標であり、昨年の 85.2 から当年度 86.6 と 1.6 ポイント上昇いたしました。分子となる経常経費への一般財源が増加し、分母となる町税、地方譲与税は増加したものの、臨時財政対策債の減少により指数が上がったもので財政硬直化の方向へ進みました。次に 28 ページ第 11 表をご覧ください。財政力指数でございます。市町村の財政力を示す数値で 1 に近いほど良いとされていますが、昨年の 0.436 から 0.443 と若干の改善は見られますが、数年間ほとんど変わりありません。この数値は郡下町村では低位にあります。次に 30 ページ第 13 表をご覧ください。公債費比率でございます。地方債の元利償還金に税などの一般財源をどれくらい充当したかの割合で、昨年の 16.6 から 17.4 と 0.8 ポイント上昇し悪化の方向へ進みました。また公営企業債の元利償還金の内、一般会計から繰入金や一部事務組合等の地方債元利償還金等を一定の算式に基づいて、起債制限比率の分子に加えて算定した実質公債費比率は、昨年の 14 から 16.7 と 2.7 ポイント上昇しました。この数値が 18 以上になりますと起債借入に関し制約を受けることとなります。今後この指標に影響する特別会計への繰出金の増加や一部事務組合への負担金が増加傾向にあります。慎重な財政運営が必要と思われれます。

以上一般会計の歳入歳出決算及び財政状況について申し上げます。相当額の繰越額をもって会計年度を締めくくることができました。

続きまして、各特別会計の報告を申し上げます。

最初に決算書、国民健康保険特別会計決算書 1～3 ページをご覧ください。第 6 号議案平成 18 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。歳入総額は 872,473,986 円で、歳出総額 797,346,144 円、差引残高 75,127,842 円を次年度に繰越いたしました。前年度に比べ歳入で 19,000,000 円、歳出で 15,000,000 円余の増となりました。町内の国民健康保険への加入率は総世帯数の 56%、全町民の 37.5%であり、前年度に比べ世帯加入率及び被保険者の加入人数はわずかに減少しました。保険税の状況は 257,900,000 円であり、前年度に比べ 3,300,000 円余増加いたしました。収入未済額は 22,930,000 円で、収納率は 91.7%となっており、前年度に比べ 0.2 ポイント低下いたしました。また滞納繰越分の内 350,000 円を不納欠損処理いたしました。歳出では保険給付費及び保険財政共同安定化事業への拠出金 45,000,000 円余が増加しましたが、一方で老人保健医療費拠出金の減などにより総額では前年比より 15,800,000 円ほどの増にとどまりました。今後は被保険者の高齢化の進行とともに医療費が増加することが予測されます。保健予防に力を注ぎつつ、健全な国民健康保険会計の維持に努める必要があります。

次に老人保健医療特別会計決算書 1～2 ページをご覧ください。第 7 号議案平成 18 年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。この会計は年度ごとに収支を清算しますので、決算額は歳入総額、歳出総額共に同額の 1,014,539,276 円となっており、前年対比 110,000,000 円余減少しました。この減少の要因は昨年度、特別給付費が伸びた事例があったためであり、ほぼベースでは平年ベースであります。保健医療の対

象者は平均1,776人であり、現在対象年齢が70歳から75歳へと段階的に引き上げられる途上であり、平成15年度以降対象者は減少してまいりましたが、1人当たりの医療単価は伸びており医療諸費は横ばい状況にあります。平成20年度より後期高齢者医療保険制度に逐次移行してまいります。

次に介護保険特別会計決算書1～2ページをご覧ください。第8号議案平成18年度介護保険特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。歳入総額724,461,874円、歳出総額697,600,370円で、差引残高26,861,504円であります。内3,588,000円が医療改革に伴うシステム改良改修負担分として繰越明許費として繰越されています。介護保険料は132,000,000円と前年に比し25,000,000円余が保険料率の改正により増加となりました。保険料徴収関係で409,000円余の繰越明許事業の国庫補助金843,000円の収入未済が生じております。介護保険の65歳以上の第1種被保険者は19年3月末現在で1,924世帯2,896人と前年同時期に比べ37人増加しております。保険給付費は652,000,000円余で、前年度より14,000,000円余の増であります。元気に暮らし続けるため介護予防に努めると共に、高齢化の進行と共に介護を必要とする被保険者に対する適正な認定と給付が引き続き必要であります。また介護給付費準備基金の積立状況については、年度末で19,290,000円余となっております。

次に公共下水道事業特別会計決算書1～2ページをご覧ください。第9号議案平成18年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。歳入総額は1,115,045,154円、歳出総額は1,010,302,571円、差引残高104,742,583円が次年度への繰越額であります。前年度に比べ七久保処理区公共下水道の処理場建設や環境工事等の増により、歳入で350,000,000円、歳出で360,000,000円余が増加しました。主な歳入では国庫補助金及び町債で前年度比320,000,000円の増となっております。加入金等の徴収関係では加入分担金の4,838,000円、下水道使用料274,000円余が収入未済となっております。歳出では公共下水道事業で委託料、工事請負費の350,000,000円余が増となっております。11ページをご覧ください。財産に関する事項で年度中、管路敷用地75㎡が増となりました。また13ページ、当年度の起債借入額は511,800,000円であり、年度末残高で4,093,000,000円余となっております。

次に農業集落排水事業特別会計決算書1～2ページをご覧ください。第10号議案平成18年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。歳入総額は231,801,811円、歳出総額で219,062,827円、差引残高12,738,984円で次年度繰越額であります。加入金等徴収関係では加入分担金の786,000円、また使用料の76,000円が収入未済となっております。歳出の内容は施設の維持管理が主体であり、使用料収入27,000,000円に対し管理支出は約40,000,000円であり、維持管理の効率化と加入率の促進が課題であります。また公債費は157,000,000円と全歳出の72%を占めるに至っております。なお公共下水道を含めた公債費の合計額は348,000,000円余とあり、年々増加していて町財政に影響を与える状況であります。独立採算の観点に立ち、早期緊ぎこみ促進に力を注ぎ、早期に健全な財政運営がなされる必要があります。9ページ以降をご覧ください。財産に関する事項で当年度中の変動はありません。また当年度の起債借入は48,100,000円であり、年度末残高で2,607,000,000円余となっております。

以上をもちまして各特別会計の決算報告といたします。なお全会計に共通する事項とし

て、通常の支払い資金を確保するために一時借入金に代えて財政調整基金より600,000,000円を振替えて運用いたしました。一方、手元の余裕資金については可能な限り定期預金による運用に努めてまいりましたが、利子収入は318,000円余と極めて少額に留まっております。

最後に地方財政の厳しい状況は続いています。当町もこうした事態に対応しつつ、人件費、物件費、補助費等の管理費用を抑制してまいりました。一方収入面においては、企業収益の好調さを反映した税収入が税源移譲による収入面での伸びはあるものの、国の三位一体改革に伴う地方交付税や補助金・交付金は年とともに減少し、マイナス部分をカバーしきれていない状況です。また当町の経常収支比率の他、財政指標の早急な改善は困難な状況にあり、少子高齢化社会の影響を大きく受ける当町にとって、多くの行政課題を抱えながら、一段と進む国の行政改革や地域間格差等から更に厳しい財政予測がされます。引き続き行財政改革を実行し、慎重な財政運営に努める必要があります。

以上、一般会計及び特別会計につきまして歳入歳出決算並びに財政状況の報告をさせていただきました。細部事項は決算特別委員会にて各担当から説明を申し上げます。よろしくご審議賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

建設水道課長  
それでは第11号議案平成18年度水道事業会計決算につきましてご説明させていただきます。なお特別委員会におきまして審査いただくことになっておりますので、概要につきまして説明させていただきます。

水道会計につきましては、お陰様をもちまして、大きな災害もなく安定給水ができました。業務面につきましては給水件数が前年度より30件増加しまして3,571件となりました。年間給水水量は1,011,932㎥で、前年比101.2%と前年度を上回り、給水件数に比例しまして使用水量も増加の状況であります。それでは決算書1ページから4ページをご覧ください。こうした状況下で損益収支の収入総額では給水水量の増加により給水収益の増収、一般会計からの出資債の繰入対応により、前年比4.6%増の222,546,000円となりました。一方支出の総額は188,529,000円と職員の人員配置等、通常経費節減による減額により、純利益25,198,000を生むことができました。このことにより、前年度の繰越欠損金を含め未処理欠損金は1,628,000円と少額となり、19年度に繰越すこととなりました。

また資本的収支につきましては収入総額は建設改良事業のため、一般会計からの繰入金、企業債借入金、水道事業等に伴う補償費を含め226,469,000円に對しまして、支出総額は297,964,000円でした。これによる資本的収支の不足額71,495,000円は損益勘定保留資金等で補てんをいたしました。貸借対照表では18年度末日における飯島町水道事業の財政状態を資産、負債、資本の額により表したものでございますが、資産合計3,551,826,229円です。一方、負債資本合計も同額で符合しております。また主な事業につきましては公共下水道事業及び道路改良事業に伴う配水管布設替工事、水道事業単独改良工事を行い、老朽管、石綿管の布設替を更新してきました。本年度の配水管布設替延長は3,827mでございました。また防災安全対策事業としまして、飯島工区配水池に緊急遮断弁の設置工事を行いました。以上でございますのでよろしくお願いいたします。

議長  
暫時休憩といたします。野村監査委員さん監査委員席へお移りください。  
(野村監査委員移席)

議 長

再開いたします。監査委員の決算審査報告を求めます。

林 代表監査委員。

林代表監査委員

それでは平成18年度飯島町一般会計、特別会計の決算及び各基金の運用状況審査意見書についてご報告を申し上げます。只今各会計につきまして提案理由等説明がございました。内容においてダブルところがございますので、特徴あるところに絞って申し上げてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

先ず第1、審査の概要でございます。審査の実施期間平成19年8月6日から8月10日まで5日間、野村監査委員と林、それに折山事務局長立ち会いの下に審査を実施いたしました。審査の場所でございます、飯島町役場委員会室2及び現地でございます。審査の対象、平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算書、同じく飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算、同じく飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、以上6会計につきましては、審査の方法でございます、審査に当りまして前年度定期監査、前年度決算審査及び例月出納検査の結果を踏まえ、1年間の決算を正確性、合規性の観点を中心に審査をしたところでございます。審査方法は決算書及びあらかじめ求めた関係資料並びに実績報告書、行政報告書でございます。関係課担当職員の説明を聴取し、担当者対面審査を重点といたしました。また代表的な施策あるいは特色ある事業については必要に応じ現場審査を実施しております。なお当町では行政評価を意識し予算書、決算書、行政報告書を事業コードで関連付けて、それぞれを施策の目標、投資額、実績資料と位置付け作成しております。決算審査はその流れの中で、監査から見た評価を議会報告を通して納税者である住民に公表する意義、情報公開の時代でございますので、併せて認識しながら行ったところでございます。

2として審査の結果でございます。町長から提出された平成18年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して調整されております。決算係数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、いずれも符合しており、正確であることを認めました。財産に関する調書では公有財産、物品及び基金について各台帳との照合、預金通帳、有価証券等の照合を審査した結果、係数はいずれも正確であり適切に保管処理されていると認められました。

次に決算の状況でございます。決算規模全6会計の差引額合計は黒字で、399,000,000円余でございます。一般会計の決算収支でございます。前年比歳入歳出とも減少をしております。表の一番下、実質単年度収支、先程も説明ございました、黒字で95,255,000円でございます。内、財政調整基金の積立41,500,000円が含まれてございます。財政構造につきましては先程詳しく説明がございましたので飛んでまいります。ただしこの指標につきましてはですね、この推移についてこれから厳しくなる財政を踏まえてですね、見ていく必要があるだろうとこういうことでございます。4ページ中頃、未収金でございます。未収金、不納欠損額とも増加の傾向でございました。全会計の未収金額は73,224,000円になっております。5ページへ参りまして、町税、先程も説明ございました、前年比104,000,000円余、大幅増でございました。6ページ、交付金、交付税、それから7ページへ参りまして下の欄、臨時財政対策債、共に減少しております。特に臨時財政対策債は

年々大幅な減少になっておりまして、財源確保の厳しい要因の一つとなっております。9ページへ参りまして、以下議会費から諸支出金まで事業単位ごとに前年比と特徴あるところの内容を示してございます。中頃ですね、職員人件費の推移でございます。14年度から18年度記載してございますけれども、14年度と比べてみますと18年度149,965,000円の大幅減少しております。人件費を大きく絞り込んだということでございます。10ページの財政係、下の欄です、基金の状況でございます。この中で新たに公共施設等整備基金を創設し、101,693,000円の積立が行われております。11ページへ参りまして公共事業の様子でございます。落札率、今話題でございます。町民の関心の高いところでもございまして公平性、公正性、透明性、それに加えてですね、品質確保、それから競争原理が働く対応が求められておるところでございますけれども、落札率、予定価格に対して単純平均で94.6%、設計価格に対して89.7%でございました。500,000円以上の工事でございます。12ページへ参りまして、住民環境係、外国人、長野県下でも飯島町は多いわけでございます。割合は県下2番目で7%でございました。13ページへ参ります。商工費、支出が449,000,000円余でございます、35%の増でございます。ふるさと融資、昨年の200,000,000円に引き続き300,000,000円を融資したことによるものでございます。14ページへ参ります。商工観光係、融資の内容でございますが、運転資金が非常に多くなってきているという状況でございます。設備投資に回す資金よりも運転資金が多いということは、当町の企業の経営が厳しい状況を示しておるのではなかろうか、そんなことを思います。耕地林務係へ参りまして、松くい虫防除事業、いよいよ伊那市まで被害が拡大していつております。抜本的対応に苦慮している状況でございます。15ページ建設係へ参ります。直接工事が減りましてですね現物支給が増えてきております。16ページ、公共下水道事業関係でございます。下から3行目、一般会計からの繰入金は55,276,000円でございます。17ページをお願いします。農業集落排水事業関係でございます。ここで一般会計からの繰入金を申し上げます。139,568,000円でございます。少し飛びまして、19ページ諸支出金をお願いいたします。土地開発公社へ補助金が前年度は80,000,000円、今年度は30,000,000円でございます。

特別会計へ参ります。20ページ、国民健康保険特別会計、21ページをご覧くださいと思います。下の表、国保1人当たり医療費の推移でございますが、18年度332,000円でございます。これは県下81市町村の中で66番目でございます。低い位置にあるわけでございます。次に老人保健医療特別会計へ参りまして、1枚おめくりをいただいて23ページ、同じように1人当たり老人医療費の推移をご覧くださいと思います。18年度は616,000円で81市町村中61位に位置しておりまして、ここでも低い医療費を維持しておるということでございます。24ページ、介護保険特別会計へ参ります。実質収支黒字19,845,000円でございます。25ページ、下の欄です。一般会計の繰入金が112,456,000円でございます。27ページをお願いします。公共下水道事業特別会計、実質収支額黒字104,743,000円でございます。29ページ、お願いします。農業集落排水事業特別会計でございます。実質収支額黒字で12,739,000円でございます。一般会計の繰入金でございます。139,568,000円でございます。30ページ、19年3月末の地区内の普及率、ご覧をいただくとおりでございます。31ページをお願いいたします。

審査の意見の総括といたしましてお願いしたいと思います。平成18年度は飯島町が発足して50周年の節目の年であり、全町を挙げて様々な記念行事を行い、飯島町が次の半世紀に向け一步を踏み出す大切な年でありました。平成18年度一般会計における歳入歳出決算額において、地方交付税はその配分の見直しなど三位一体の改革の影響により前年比21,452,000円の減収になったものの、回復の兆しが見える景気を背景といたしまして、町民税、104,000,000余の増収がございました。前年比239%の伸びを示した法人税について内容詳細を見ますと、増収はいつもの企業でありまして、まだまだ厳しい内容を含むものでございます。地方分権時代が加速する今後の財政運営の明るい材料となることに期待をしたいと思うわけでございます。実施2年目を迎えた自立のまちづくりは飯島町ふるさとづくり計画に沿い、行財政改革や実施計画に基づいた事務事業が着実に進んでおります。特に18年度は行政組織の大課、大係制の導入や、多くの公共施設の管理を指定管理者制度へ移行するなど大きく行政改革を推進した年でありました。同時に職員数については嘱託以上職員を6名削減し、実践計画を超える定員管理を進めております。職員は社会保障制度、農政、道路行政、環境政策などの国家的な変革に加え、大課、大係、減員、職場異動、給与削減など、激変する厳しい環境の中にあつて、その立ち上がりの混乱時期を町民に対する行政サービスに大きな支障を生じることなく1年を乗り越えた努力について評価するとともに、今後とも町民の期待に応えるべく更なる研さんを積んでいただきたいというところでございます。

主要事業は実施計画に基づき着実に進められていることが確認されました。長期的な経費削減を見据えた保育園の統廃合は統合東部保育園の竣工により完了しております。当町の未来を担う子ども達をよりよい環境の中で教育するための基盤である学校教育施設については、補助制度、基金運用により実施計画どおり中学校、飯島小学校、七久保小学校の耐震補強大規模改造工事を逐次完了させ、19年度に七久保小学校のわずかな外構工事を残すのみとなっております。道路行政では、県施行の本郷幹線農道が竣工し、本郷、七久保地区の有機的一体性が確保でき、また七久保地区の防災や緊急医療環境も大きく改善され、地区住民の安全と安心が確保されております。また伊南バイパス建設事業も着実に用地取得が進み、アクセス道路となる堂前線を始とする関連工事は計画どおり進捗しております。

少子化対策でございます。子育て支援センター、こども室の19年度設置に向けた具体的検討を進めた年でございました。18年度出生数60人と聞いております。17年度が68人でございましたので生まれた数は減少しております。また児童手当支給対象の拡大、乳幼児医療費無料化拡大、不妊治療の上乗せ補助等を実施しております。学童クラブについては長期休業中限定で新たにB&G体育館に開設をいたしました。成果を上げたと思っております。

町政運営の財源確保として多年にわたり大きな課題としてきた収納対策については、18年度から収納対策担当を2名体制で配置し取り組んできております。その結果、町税滞納額46,306,000円、町税収納率96.1%、国民健康保険税滞納額23,287,000円、国保税収納率91.7%となっており、滞納額は増加しているものの収納率の落ち込みは鈍化をしており、一定の成果が表れていると思われまふ。本年度は町税について当初予算比較で約197,000,000円の増収となっております。交付税の仕組みからこの25%、約

50,000,000円弱の自主財源増となっているものと考えられます。この財源を一部として財政調整基金へ約41,000,000円、減債基金へ30,000,000円を積立たことは、財政の健全化・安定化に繋がっているというところでございます。また義務教育施設改築基金がその役割を終えたことによりこれを廃止し、新たに懸案の公共施設等整備基金を創設し101,000,000円余を積立たことは、今後持続的な行政運営を行うための力強い基盤の構築に繋がるものと期待できると思ひます。

以上、地方分権時代を見据えた18年度の行政財政運営を評価し、以下審査の過程で得た所見を記し、更なる改善検討を期待するものでございます。

①として、バランスシートと行政コスト計算書等により、今後の健全財政の指針とされたい。特に、持続的、安定的行政運営を展望する中で、プライマリーバランス、基礎的財政収支ですね、を重視した財政運営に留意をいただきたいというところでございます。バランスシートができておりますので、その内容についてですね、ちょっとここで、町全体のバランスシートの内容について民間の経営分析に当てはめたときにどうなるんだろうか、そのことについて若干申し上げたいと思ひます。流動比率、今年度187.1%でございました。前年度比11.4%の減でございます。これはまあ一番いいのは200%を超えておることが一番いいとされておりますけれども、資金繰りを示す比率でございます。固定比率、自己資本に対する固定資産の割合でございます。18年度は200%でございました。ほんとはこれ100%以下が望ましいというところでございますけれども、これ固定資産200円投資するのに自己資本が100円と借入金100円で賄いつけたと、そういう内容になっております。借入依存体質ということがうかがえるかと思ひわけでございます。固定長期適合比率というのがございまして、固定資産の固定負債と自己資本に占める割合ですね、正味資産でございますけれども、これが18年度は97.3%でございました。まあ前年度並みでございましたけれども、この比率が100%を超えてはいけないというところでございます。100%を超えていますと長期的に見て財政は破綻(はたん)に向かう危険がある、こういうふうに言われておる比率でございます。自己資本比率でございます。18年度47.2%、前年比1%悪くなつております。この比率は高いほど財務体質が健全ということでございます。それから借入依存度でございます。これはまあ低い方が財務体質が良いということでございますが、18年度は52.7%でございます。プラス1%比率は悪くなつておるといふことです。借入の依存が高い体質ということだろうと思われまふ。自己資本比率と借入依存度が関連がございます。このこういつた比率についてはですね、財政指標と関連付けで推移を見ていく必要があるように思つておるところでございます。

元に戻ります。②に戻ります。一般会計から他の会計への繰出金が多額に上つております。合計で529,540,000円の繰出金がございました。厳しい財政運営を余儀なくされております。今後更に繰出額の増加が予想されることから、引き続き改革を進め町民の理解のもとに健全財政確立のため努力をいただきたいというところでございます。町税、上下水道料、保育料など公金の未収金が高くなつております。先程言いましたように、未収金合計額は73,000,000円余でございます。専任職員の配置による成果が上がつてはいるが、社会保障費国民負担の増額や減税措置の廃止などによって今後滞納額の増加が予想される中で、更なる収納対策を急がれたいというところでございます。

33ページお願いします。不納欠損処分については件数・金額が増加しております。

町税で 3,123,000 円でございます。国保で 354,000 円、外国人が多いわけでございます。税の公平性の観点から、不納欠損調書により収納が不可能な状況等を明確にした上、慎重に行っていただきたいと思うわけでございます。特に住所移動が頻繁な外国籍住民については滞納件数並びに不納欠損処分件数の増加が予想されるわけございまして、転入時における説明並びに日常におけるコミュニケーションの確保などあらゆる対応を検討いただきたい。主要財政指標の分析によりまして財政の硬直化が年々進んでいることがうかがえます。経常収支比率も悪くなってきております。行政内部を先行させた行政改革については今日までに一定の成果と方向が見えてきておりますが、例えば職員人件費については14年度と18年度比較では、先程申すように、約 150,000,000 円の削減がありました。今後更なる削減も明確になっておるわけございまして、一方、自立のまちづくりの最も基本となる住民協働の推進については、目に見える形の財政効果が生じるような努力も求められるわけでございます。職員数の削減に当っては行政事務事業の削減についても住民との十分な合意を形成されたい。安易に過度の削減を急ぐと、行政サービスの更なる充実を期待する住民とのあつれきを招く恐れがありますのでこれも注意が必要かと思われま

す。市町村合併検討時の議論についてでございますが、住民、行政とも一過性のものとしないうちに、行政がリーダーシップを発揮し開かれた議論を継続されたいということでございます。当時の意見を風化させないということでございます。力強いまちづくりには就労の場の確保等、若者の定住による人口増が重要でございます。優良企業の誘致はそれらの課題を解決する大きな手法でございます。先行投資的要素があったとしてもですね、長期を見据え、引き続きふるさと融資や町の商工振興制度を活用した優良企業誘致活動を最重要課題に掲げると同時に、誘致体制の充実に努めていただきたいということでございます。本年度創設した公共施設整備基金については、国・県の各種補助制度が見直されている中、老朽化が進む公共施設の修繕等の準備や、減価償却終了後も引き続き行政使用が求められる公共施設については、その再取得などを構想した準備としていただきたいということでございます。構造物は必ず劣化してまいりますので、そんな準備が必要かと思うわけでございます。例月出納検査や定期監査で指摘している事項についても、その改善に努めていただきたいということでございます。

続いて水道事業会計を先にお願ひしたいと思います。水道事業会計1ページでございます。平成18年度飯島町水道事業会計決算審査意見書のご報告を申し上げます。審査の対象でございます。平成18年度飯島町水道事業会計決算でございます。審査の期間、平成19年6月25日、1日間でございます。野村監査委員と林、それに折山事務局長立ち会いのもとに実施をしております。審査の方法でございます。地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書類及び同法施行令第23条の規定に基づく決算付属書類等に付き証書類その他会計書類等を照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否か、内容について資料及び説明を求めて審査をいたしました。

審査の結果でございます。審査に付された平成18年度飯島町水道事業会計の決算書類及び決算付属書類は、関係法令に準拠して作成されており、係数も正確で経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認めました。また予算の執行状況はおおむね所期の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認めました。なお、決算の概要は次の表のとおりでございます

のでご覧をいただきたいと思ひます。

3ページをお願いしたいと思います。営業費用の欄でございますが、主なものは減価償却費でございます。76,006,000 円でございます。営業外費用の主なものは企業債の支払利息でございます。49,044,000 円でございます。5ページの上段をお願いしたいと思います。3行目、前年度繰越欠損金額 26,827,000 円から当年度純利益 25,607,000 円を差引くと、当年度未処理欠損金が出てまいります。1,628,000 円でございます。繰越欠損は大きくは圧縮されております。ちょっと飛んで参りまして、8ページをお願いしたいと思います。未収金の状況でございます。3,870,068 円でございます。10ページをお願いしたいと思います。未払い金の関係でございます。消費税 4,398,100 円納税をいたしました。水道事業会計は消費税の課税業者ということでございます。課税売上が基本年度で 10,000,000 円を超えた売上がある場合に課税業者になるということでございますので、こういう消費税の負担が出てまいります。

11ページ、総括を申し上げます。以上が平成18年度飯島町水道事業会計決算の概要でございます。経営状況についてみると総収益は 212,119,000 円であり、前年度に比べ 8,648,000 円増加し、総費用は 186,920,000 円であり、前年度に比べ 3,200,000 円の減少でございます。その結果、事業収益で 25,199,000 円の純利益を生じ、当年度未処理欠損金は前年度未処理欠損金 26,827,000 円から当年度純利益を差し引きます。1,628,000 円となっております。この未処理欠損金額は翌年度繰越金となります。また、損益に関する総収支比率は 113.5%となっておりますが、経常収支比率は 113.7%でございます。有収水量 1㎡当たりの収支で見ますと、供給単価は 204 円 72 銭であり、前年度に比べ 6 円 56 銭高くなる一方、給水原価は 183 円 47 銭であり、前年度に比べ 5 円 74 銭安くなっております。差引 21 円 25 銭の黒字でありました。黒字幅は前年度よりも 12 円 30 銭増加しております。なお施設整備の状況は下水道事業関連工事として上下水道配水管布設替工事他 2 2 件、合計 166,320,000 円となっております。道路改良負担金関連事業工事は地方特定道路整備事業関連配水管布設替工事本二地区町道本郷幹線 6,353,000 円他、合計、件とありますが、4件でございますので4を記入をいただきたいと思ひます。合計 4 件で 11,015,000 円でございます。上水道単独事業工事としたしまして 6 件、57,099,000 円であり、また樽ヶ沢浄水場非常通報装置改修工事は 4,305,000 円となっております。これらに対しての財源内訳は企業債 30.8%、一般会計負担金・工事分担金 68.6%、自己財源は 0.6%でございます。

次に業務実績について見ますと、給水人口は 10,370 人であり、前年度に比べ 86 人減少しております。給水件数は 3,861 件であり、前年度に比べ 64 件増加しております。年間給水量は前年同量の 1,645,138 ㎡であり、年間有収水量は 1,011,932 ㎡であり、前年度に比べ 12,464 ㎡増加しております。その結果、有収率は前年度に比べ 0.8ポイント上昇し、61.5%となっております。以上のような事業内容であり、国内の経済状況は大手企業を中心に回復の兆しが見えてきているものの、地方におけるその実感は乏しく、景気に対する先行きは不透明ではありますけれども、当町においてはここ数年、下水道の普及率に相乗して給水件数及び給水量ともに伸びてきており、今後も当分の間、給水収益の伸びが期待できる状況にあるのかと思われま

の総点検を行い、長期的な経営安定と低廉で安全かつおいしい水の供給により、町民サービスの向上に一層努力いただくように望むものでございます。

33ページにお戻りをいただきたいと思います。下段でございます。今後の町政運営は総括の前段で評価した内容を基本とし、飯島町らしい町民参加による協働のまちづくりに取り組まれることを期待し審査の総括といたします。以上一般会計、特別会計、公営企業会計、全7会計についてご報告とさせていただきます。

議長 これから、只今の決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項につきましては監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

質疑ありませんか。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。林代表監査委員には大変ご苦勞様でございました。

議長 只今議題となっております第5号議案から第11号議案までの決算7議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託したいと思います。

お諮りします。第5号議案から第11号議案までの決算7議案について、決算審査特別委員会へ審査を付託することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って第5号議案から第11号議案までの決算7議案については決算審査特別委員会へ審査を付託することに決定しました。

暫時お待ちください。

議長 休憩を解きます。これから、平成18年度会計決算7議案について総括的な質疑を行います。なお質疑につきましては、只今議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託審査が決定しましたので、その点を踏まえて行ってください。

質疑はありませんか。

議長 質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。暫時休憩といたします。そのままお待ちください。野村議員、議員席へお戻り下さい。

(野村議員自席へ)

議長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

議長 日程第16 第12号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算第2号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第12号議案平成19年度一般会計の補正予算第2号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 81,010,000

円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,135,000,000 円とするものでございます。今回の補正につきましては、平成18年度の決算がまとまり繰越金が確定をしたこと。普通地方交付税や地方特例交付金などの額も決定したこと等によりまして、これら必要な補正をすることといたしました。

歳出予算の主な内容につきましては、先ず総務費では循環バス運行事業において、バスの購入費等を予定をしておりましたけれども、これを試行期間に鑑みまして減額をいたしましたこと、また多くの地元要望がありました防犯灯の設置補助金やカーブミラー購入のための予算を増額補正をすることとしております。更に繰越金が増額となったことから、当初財政調整基金からの繰入 38,000,000 円と、地域福祉基金からの繰入金 25,000,000 円を予定しておりましたが、これを取り崩さずに全額減額をし、基金の留保をすることといたしました。民生費では保育園の安全対策と遊具の整備に増額補正を行います。衛生費においては移動式濾過器購入に充てるための水道事業出資債を計上をいたしました。農林水産業費では飯島地区の上井水路橋台補修工事を、また土木費におきましては住民の皆様からの要望の多い道路の維持補修事業費として、約 17,000,000 円を計上をしたところでございます。商工費では企業誘致に関連する農村地域工業導入変更実施計画の見直しを行うための補正と、老朽化した観光施設の補修費用を計上をいたしました。教育費では地区公民館の要望に基づいて、安全設備や施設整備に必要な額の増額補正を行います。なお台風による農業施設及び林道の災害復旧事業といたしまして 36,000,000 円を計上をいたしました。消防費につきましては、地元要望がありました消火栓などの消防施設整備に要する費用の増額補正でございます。このように今回の補正は今後のまちづくりに必要な諸施策に要する補正に加えて、住民の皆さん方からの日常から多い要望をいただいておりますことに対して、極力まあお応えすべく財政の許す範囲内での補正をさせていただきたいと思っております。以下内容細部につきまして担当課長からそれぞれ説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 引き続き関係課長より補足説明を求めます。

総務課長 (補足説明)

住民福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

建設水道課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番

宮下覚一議員

何点かお願いをしたいと思っております。先ず23ページの防災関係の修繕費でございますけれども、この屋外子局っていうのはあのスピーカーのことだと思いますが、まあこの場所と箇所数ですね、870,000 の箇所数です。ということはその聞こえが悪い場所がかなりあるという中で、来年度この屋外スピーカーの見直しがされるというふうに聞いておりますが、その辺の関係ですね、これとの関係に関連をお願いしたいと思っております。

それから32ページ斑鳩町の4141、斑鳩町の商工祭物産展、誠に結構なことですが、協力するにはあまりにも金額が安すぎるわけでございますので、こっちから行ってくるからには向からも来てもらいたいというふう思うわけでございますけれども、この内

容についてちょっとお願いをしたいと思います。

それから44ページでございますが、5812の災害復旧工事の工事請負費、内容的にどうのこうのじゃなくてですね、この災害復旧に対しましては各所で要望があるわけでありまして、今回この補正になっておるこの復旧工事につきましては、いつの災害によるものなのか、やはりその公平性っていいですかね、町内全域の状況を考えたときに、どういうふうを考えておられるか、この内容についてお願いをしたいと思います。

それから40ページでございますが、5321サッカー部のユニホームでございますけれども、この要するにサッカー部だけユニホームを出すというその内容についてお願いをしたいと思います。

総務課長

最初に総務課関係でございますが、ページ23の防災無線の関係でございます。先程あの改修計画があるようなお話をお伺いしましたが、いわゆる同報系の無線、屋外でラップで放送する設備でございますけれども、こちらについては今のところ23年以降という計画でございます。今年予算で移動系の無線については設置するように予算をいただいております。それについては全協でまたご説明させていただきたいと思っております。従って屋外についてはまだ当分の間現在の施設をそのまま使用することになります。今回お願い致しますのはその屋外無線に、一朝有事の際に電源が供給されない場合にバッテリーで放送を流す設備が整えられておまして、そのバッテリーの寿命がきておりますので今回全施設のバッテリーを交換するという内容でございます。向う、まだしばらく使いますのでその間に必要な補修ということをお願いをしたいと思っております。

産業振興課長

それでは先ず32ページのところで、斑鳩町のあの商工祭でございますが、向のあの、町を通じて言ってきたのではなくて、商工会でその祭りの実行委員会方の青年部だったと思っておりますが、直接私どもの方へ要請がありました。で今まではあの取り組んでいまして、期日はですね7月の28日の土曜日だったと思うんですけども、急きよその飯島の農産物の販売をしてくれないかということでございまして、農協等にいろいろその農産物、どういうものを持っていったらいいか相談しながらやるところですが、ちょうど農産物の少ない時期に当たってしましまして、なかなかその今までやっていたような秋祭りとか産業フェスティバルとか、そういうところの取り組みほどの規模には至らずに、初めてのことであるし友好都市ということも考慮しまして、4人の職員がとりあえず行くことにいたしました。議員のお話のとおりあのできるだけ交流という面では、まあこれをきっかけにして商工会とか文化とか産業とかまあいろんな面での交流が進めていくことが大切かと思っておりますので、また今後の課題としてその部分は残ったところでございます。

次に44ページでございますが、災害につきましては台風4号関係でございます。これにつきましてはあの台風経過後にあの区だとか耕地だとか、まあいろいろなあのそういったその団体から話があったところを全部こちらで現地を回りまして、特にあの今言った5812につきましては、あの林道を車が通るように最低限しなければいけないということで主に林道の関係、それから農地災害等につきましても現地をそういった情報に基づきまして、こちらの職員で現地を調査した結果でございます。以上です。

教育次長

サッカー部のユニホームの関係ですが、これにつきましては本来あの各部活で7年に1度更新をしていくというような形で計画的な更新をしておりますが、たまたま17年度にサッカーのルール改正がありまして、ベンチ入りが今まで18人までだったのが20人ま

副町長

で入れられるようになったという形で、ユニホームが18番までしか揃ってないというような状況で、昨年はその2人ほど入れなくて非常に悲しい思いをしたと、大会本部からも来年揃えないと、もう参加失格扱いになるというようなそういう条件付きで昨年度は参加していただいた経過があるようです。そうしたことで1着分は20着揃っておるんですが、もう1着分が18で、まあ欠番等もあって、まあそれと古いという関係もありまして、もう1着分を、合わせてキーパー等そういったものを含めて24着の形になりますが、番号20番までの入ったものを今回揃えるということでございます。

ちょっと私の方から補足を申し上げたいと思います。32ページです。斑鳩町との交流関係、商工会商工祭物産展に関わるご質問でございます。只今所管の課長から答弁申し上げましたけれども、斑鳩町と飯島町の間にはまああのご承知のとおり関係ございまして、過去からも随分交流を進めております。特にまあこのあの秋を中心いたしましたこの物産展等の出展の交流であります。既にまあご承知と思っております。向からも特にうちの「いいずら祭り」ですか、その方には物産を持って訪れておっていただいております。なおまたあの私どもの方からも秋の「紅葉祭り」とかですね、商工会祭りあるいはまた先方の町制50周年記念のイベントにも物産等を持って参加をさせていただいております。今回まああの補正に至りました件は、今までですね多くが旅費等によって対応をさせていただいたわけでありまして、まあ職員外の皆さんにも出展に参加をいただいたと、こんなようなことで若干でありますけれども、お礼ということで報償費で予算追加をさせていただいたとこういうことでございまして、交流につきましては過去からできるだけ多くの機会を捉えてやってきております。以上であります。

3番

宮下覚一議員

そのユニホームちょっとくどいようでございますけれども、あの運動部他にもあるわけなんですよ。それで要するにサッカー部だけどうしてやるんだという、そこなんですけれども、あの17年に更新をして、もう一度すいません。

教育次長、

説明がちょっと不足しておりますが、あの要は17年度にサッカーのルール改正が行われまして、18番までしか今までベンチへ入れなかったのが、17年度のルール改正で20人までベンチ入できるようになったと、それで1着は2006年に揃えたもんですからそのルールに合わせて揃えたんですが、もう1着は18番まででなおかつ欠番があって製造元に問い合わせたところ、もうそれは作っていないから追加ができないということで、どうしても2着ないともう参加ができませんので、あのそういうことでもう1着分を20着揃うように今回補正をお願いしたということでございます。

他の運動部ということですか。だから只今言ったのはあの17年のルール改正ということでそのサッカー部を出したということなんです。

3番

宮下覚一議員

要はそのねえ、あの運動部、他にもあるということは、その子ども達がね、負担して作っておるわけですよ、他の運動部は、ユニホーム。

教育次長

他の運動部は当初予算に、その順番でやっているのは当初予算に盛ってあると。練習ユニホームは自己負担でやっていますけれども、そういう試合用に出るやつは公費で順次更新しております。

議長

他に質疑はありませんか。

7番  
宮下寿議員

ちよっともう一度確認なんです、その32ページの斑鳩の件ですが、今お聞きすると、商工会の青年部からの依頼というかそういう部分で、行かれたのは職員の皆さんが行かれたってことなんですか。商工青年部も共にこのものに一緒に行って、それ以外に職員の方ですか4名の方が行かれたってことなんですか。その辺ちよっとよく分からないんですが、お願いします。

産業振興課長

行ったのは職員3名とそれから民間の方が1名の合計4名なんです、今回依頼があった内容があ、こちらの商工会の皆さんとの交流ということじゃなくて、とにかく農産物を買ってくれということでしたので、産業振興課の方の農協の担当職員等々で、この時期に対応できる農産物を販売するという範囲での取り組みでございましたので、今後これがあの交互に続いていくということになれば、参加する範囲だとかそういうことも含めて検討していかなければならないと思っております。以上です。

7番  
宮下寿議員

はい、くどくど申し訳ないです。先程、今でいくと職員の方3名と民間の方で1名という形ですが、先程、課長さんもおっしゃったのは、商工会のその青年部からの依頼っていうようなこと今おっしゃいましたね。それで行かれたと、いう部分でいくとちよっとその聞いていると意味がよくわからないんですよ。そのあくまで斑鳩町からそういう依頼がきての話なのか、この商工会青年部っていうの、斑鳩町の商工会青年部からきたのか、飯島町の商工会の青年部の中から出てきた話なのか、その辺がちよっとよく分からないんですけれどもお答えをいただきたいと思います。

産業振興課長

依頼がきたのは確か、ちよっと文書をもう一回確認してみなければいけません、実行委員会の名前だったと思いますが、そこで中心的にこちらにあの取り組みの、まあ実行委員会たくさんいろんなことをやっていると思いますが、その中でその物産をこちらへ依頼してきたのはその実行委員会の中の青年部の皆さんの分野だったと思います。で、飯島町は知らなかったと思います。多分。あの関わっていないと思います。直接向からは役場の農政担当に物販をっていうそういう依頼だったと思いますので、飯島町の商工会の方へは話をせずに、多分向こうでもあの取り組みをしたと思います。

議長  
1番

森岡議員

他に質疑ございますか。

2点程お伺いしたいと思います。先ず第1点は、これはあの関連ということになりますけれども、21ページの循環バスの運行事業について補正で出ております。また一般質問にも出ておりますけれども、この事業の概要についての説明をもう一度お願いしたいと思います。

それからもう1点は35ページの与田切公園の管理費の中で、先程プールの補修が3,000,000近くで出ました。まあ騙しだまし使っていくということになりますが、今後どのくらい使用できるのか、まあ毎年そのくらいな費用をかけてはこれ進んでいくのか。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

総務課長

循環バスの概要でございます。今年7月から試行運行ということで始めさせていただいております。バスについては業者のバス2台と、それから町が今まで福祉バスで使っていた車両1台を使いまして、3台の運行でございます。コースにつきましては町内6コース

でございます、飯島地区が2コース、東西、西・東それぞれ1コース、で田切、本郷、七久保というコースに昭和病院コースの6コースの運行でございます。運行につきましてはおおむね1コース45～6分以内という時間設定をしております、それが順次町内を巡回するという形にしております。ただし昭和病院の朝のコースにつきましては、第1便が7時半に出まして1周してきまして、そのそれぞれ町内から集まってきた方々を取りまとめて昭和病院に第1回目の便が出るという形でございます、それについては従って昭和病院に行ける曜日が、コースによって曜日によって週3回ほど違ってまいります。そんなような運行で現在運行いたしております。

なお試行運行中につきましては全面的に業者委託という形でございます、契約につきましてはクラウン交通さんと契約ができて、現在クラウン交通の緑ナンバーのバスで運行をいたしております。利用料金については1目的200円ということでございます、例えば七久保方面から昭和病院に行く場合に、一旦役場の前で乗り継ぎをする場合もあるわけでございますけれども、この場合も200円ということでございます、昭和病院まで往復で400円で行って帰れるという料金設定をしております。以上でございます。

産業振興課長

与田切公園のプールの修理についてでございますが、与田切公園のプールについては、ふるさとづくり計画と飯島町集中改革プランの中でまあ、使用できなくなったときに廃止するという方向性が出ておりますので、ただその使用できない状態をどこでどういうふうに判断するかっていうのは非常に難しいところでございますが、ある程度安全性を確保するという観点、あるいは若干の修理を加えれば延命措置ができると判断されるものは修繕をして、まああれだけの巨額の費用を投じた施設でありますし、年間10,000人近くの人達が利用していただく施設でもありますし、またそこを管理しているアイネットの皆さんも一生懸命整備をして大勢の人達に使ってもらいたいというああいう意気込み等を見ますと、ある程度そういった形で修理をしていかなければならないと思っております、ただ修理を来年もいくら位の範囲でやるとか、そういう計画は持っておりませんので、あくまでもあのふるさとづくり計画の趣旨に沿って、修理については1件処理で検討していきたいと思っておりますので、例えばあの濾過装置とか配管設備とか致命的なものについてはその年月でもう判断して廃止にするのかとか、そういった判断も出てこようかと思っております、あくまでも1件処理でやっていきたいというふうに考えております。以上です。

1番  
森岡議員

只今2件について説明をいただきましたけど、先ずバスの方のことですがこれ非常にあの使い勝手が悪いとか、あまりその評判がはっきり言ってよくないわけです。まあ目につくわけで、空バスが毎日毎日動いておると、非常に住民にも何をしておるんだという、こまあ目に付くわけです。これを見ますとバスの規模、運行ダイヤ、停車位置等を決定する基礎資料を得るために2年もかけて空バスを動かしておるのかと、公費を使って、悪いということになれば即座それは検討しているいろいろ変えていくのかその辺の考え方、2年いるってことまあ気なしでこれ見ておったわけですけど、2年もかけてその、1年でも半年でも悪いということはどう改善でき、それから利用できるということはこれは大事なことで、その辺の考え方はどうなっておるかお聞きしたい。

総務課長

バスの、今、住民の皆さんのご意見等や運行の使い勝手の問題につきましては、委員会

をお願いしてございまして、その委員会で3ヶ月に一度ずつ検証をしていきたいということで考えておまして、現在7月8月が終わりまして9月分までをまとめまして10月の早い時期にそういった検証をしてまいりたいと、以降3カ月ごとにそういった実績を踏まえて検証していきたいということでございます。ただあまり大きくその内容をころころ変えますと利用者が戸惑いますので、その結果に基づいて方向性を出しても、例えば運行ダイヤを変えるということについてはあまり細かくはできないという形でございます。それから2年かけてという問題でございますけれども、これはあの特に私ども今心配しているのは町内の現在運行している路線が道路幅4m位の道路にも入っていきまして、冬季間まあ雪が降って支障物が垂れてきたり、もしくは雪かきの問題、まあその他の問題もありますので最低24カ月は季節に応じた対応策の検討は必要であろうという考えでおります。

それからあと2年間かけてという問題につきましては、只今お話のありましたとおり、この運行バスそのものの運行について町民の皆さんの理解を得て、これから将来に向けてこのバスが住民の皆さんの真の足となるように、十分な検討をしてまいりたいということで年間の期間を取らせていただいております。従ってまあ2年目のしかるべき日については、本運行に近いもので運行させていただくことになるわけでございますけれども、ただその車両、規模、そういったものについてはまあ本運行までに整えさせていただくと、まあその規模がどの程度になるかについては試験運行の結果によってそういった設備を整えさせていただくことということでございますので、2年間、まあ2年といいましても今年の7月からでございますので、実質1年と9カ月ぐらいの日程でございますが、その間試行運行という形で運行させていただきたいというように計画をいたしておるところでございます。

議長 他に質疑ございますか。

4番

坂本議員

今ですなああの運行、循環バスのことなんです、今2ヶ月走った段階での経費についてちょっとお尋ねしたいんですけども、あのまあクラウンさんの方に委託をしているということなんですけれども、ガソリン代と人件費で1カ月どのぐらいかかっているのかなという素朴な疑問を感じましたので、分かればお答えできれば。

総務課長

クラウン交通さんにつきましては年間契約という形で一括してお渡しをございまして、今回の補正でお願いしました委員会費用とか消耗品、いわゆるバスの時刻表をですね、こういったものを印刷したものは直接町で行っておりますが、それ以外の経費については全部一切を委託費の中でお願いしてございます。で、ちょっと今計算しなくて恐縮でございますけど、当初予算16,000,000でお願いすることにしてあったんですが、今回減額補正をした分を引いた約400何万でございますかね、それでいわゆる年間分の来年の3月までの運行委託をしてあると、その中には燃料費から人件費それから全ての車両に関する費用、安全運行、そういったものを全部お願いしてあるという内容でございます。

議長 他に質疑ございますか。

11番

松下議員

ちょっと2点程お伺いをいたします。28ページの診療所費でございますが、これはまああの多分七久保の診療所だと思いますが、需用費として275,000、これブラインド交換

ということで、まあそれと備品購入が呼吸機能測定装置、まあこれはあの委託契約の細かいことをちょっとわかりませんので、お聞きするわけですが、どの程度までこういうものをこっちで見るのか、そういう事をちょっとまあお聞きをしたいと思います。それとその呼吸機能測定装置はまあこれは呼吸器の測定装置というもんだと思うけど、実際問題どのような機器でそれからどのように利用されておるか、その点についてお聞きをしたいと思います。それから32ページの大型店の産業振興審議会、委員会を開いたということでございますが、まあ大型店は多分駒ヶ根に出る大型店対策の件だと思いますけれども、まあその後どのような進展があるのか、その点もちょっとお聞きをしたいと思います。以上でございます。

住民福祉課長

それではあの診療所に関わる件につきまして、説明をさせていただきたいと思いますが、町と七久保診療所の管理委託に関する覚書というのがございまして、これはあの1カ月100,000円という契約になっておりまして、年間1,200,000で月々支払いをしていただいております。それであの町の負担ということでございますが、この修繕費あるいは備品に関わるものにつきましては50,000円以上のものについては町ということになっております。ただ備品につきましては先生と町とで協議をしてするという事になっております。今回の補正の213,000円につきましては、一応町全額で備品を購入をして七久保診療所に配置をしたいと、こういう考えの下に補正をさせていただきますのでお願いしたいと思います。従いまして修繕料は50,000以上でございますので今回は町の負担ということ、それから備品につきましても協議の結果、町の方で備品を購入して七久保診療所に設置をする、こういう内容でございますのでお願いしたいと思います。

それで呼吸器のこの装置でございますが、実際にあの肺機能の検査でございまして、何て言いますかね、空気をプーと一度にまあ吐いたりする機械が他の検査機関に行くところかと思っておりますけれども、まあそういう機械を是非購入をしたいということでございます。これによりまして気管支喘息、あるいは肺気腫、慢性気管支炎等の測定ができると、こんなことで先生の方からの強い要望のものでございます。以上でございます。

産業振興課長

あの伊南の関係の正副議長さん市町村長集まったとき、また町へ陳情書等きてその対応について産業振興審議会を急ぎよ開催して意見交換を行ったところでございますが、その後そのことについては注目をしているわけでございますが、目立ったその動きの情報については今の現在では把握しておりませんし、情報として入ってきておりません。ただその産業振興審議会の後、商工会の事務局長と話をして、私の方にはあの超大型店反対という商工会の意見もあり、一方で逆に誘致しろというような電話がかかっていたりとか、そういうこともきているわけで、やはりあの商工会として、町民の皆さんどうして反対しているんだというチラシくらい配って、皆に理解を求めるようなそういうことをやったらどうかというような意見を申し上げてございます。で商工会の方ではそれをどのように現在取り組んでいるかということとは細かなところまではちょっと把握しておりませんが、いずれにいたしましてもちょっと大型店というより超大型店でございまして、当町にも壊滅的なその影響が出るということでございますので、動き等についても担当と私も含めて注目をしてまいりたいと思います。以上でございます。

議長

9番

他に。

平沢議員

2点についてちょっとお聞きをしたいと思いますが、29ページの3229地域営農基盤強化総合対策事業、これ新たに今年から始まると今ちょっとお聞きしたような気がするんですが、県の補助っていうか交付金が2分の1あるとお聞きしました。それで内容的にこれは県の方で活動内容が示されているものかどうか。それからあの飯島として取り組む一つの方向としての内容が少しわかりましたら説明をしてください。それからもう1点、3415農業用水水源保全事業の委託料ですねこの、頭首工台帳作成って書いてあります。先程聞きましたら29カ所中10カ所の取水口ってお答えをしておったと思いますが、この場合の、まあ国で全額って言ってましたけど、これは国交省との関係なるものか、それともこの今の水路に対しては既得権、慣行権があると思いますが、このものについての契約を町と結ぶものかどうかっていうことも併せてちょっとお聞きしたいと思いますが、それとその、もしその、そういう契約を結んだときの年限はいつまでであるかっていうようなこともちょっと併せてお聞きしたいと思います。

産業振興課長

3229の方の新たに今年からできました地域営農基盤強化総合対策事業の事業内容でございますが、今、国はですね、あの出来るだけ担い手へ土地を集約して行って、いわゆる小規模の農家への支援っていうものを、ほとんどもう縮小してきてしまっていて、認定農業者である担い手へ土地を集約したいということでございます。で、この事業はですね1ha以上土地を新たに集約した場合について一定額を支払うということでございますので、もう既に土地を集約していて違反して1haになってしまっているところは対象になりません。で、今回新たに対象となるのは田切農産と本郷農産サービスの関係で、当該地区営農組合が農地利用部を通じて土地をこうやりくりして、だんだんこの集団化してきた部分が1ha以上になった部分が田切と本郷にございますので、それについて2分の1は町が負担しなければいけないんですが、国の施策によって県の方からその2分の1が補助が来るということですので、効率よくその農作業ができる体制づくりに対して、そういう補助が受けられるということでございます。

それらもう1点でございますが、3415ですけれども、町は河川から取水している頭首工が29箇所あります。これについて国の方針といたしましては、3年がかりで全部台帳整備しようということでございまして、この台帳は市町村長がその整備をしておかなければいけないんですが、今回については国の方で全額見てくれるということで、29箇所ある内の10箇所を今年初年度として整備をするものでございます。この通し口の整備した後には国がどういうふうに言うてくるかということが多分ご心配のことと思ひまして、現在皆許可水利になっておりまして、この29箇所の内かなりの部分が慣行です。許可の手続きをせずに今取水している部分がありますので、多分今後は全て許可水利でございますので、次のステップとしては、そういった許可を取るというようなことに進んでいくのかなとは思いますが、いずれにしても、位置だとか、そのこの図面の治水量だとか、まああの必要な台帳というものをきちっと整備して、それから河川法に基づく必要な手続きがスムーズにいくようにということで、今回国の方針によってまあ台帳整備をしていくということになりましたのでよろしくお願ひいたします。以上です。

議長

他に質疑ございますか。

5番

三浦議員

お聞きしたいと思います。教育費の38ページ5126の生活習慣確立事業ということ

教育次長

の中で、需用費として225,000円で啓発用パンフレット・チラシ印刷消耗品、啓発用横断幕・桃太郎旗、生活習慣確立消耗品というものが盛られているんですけど、この事業や、どのような活用、この用意した消耗品でされていくのかっていう、この内容について知りたいんですがお願いします。

この生活習慣確立事業につきましては、ここに掲げてある金額475,000円をまあ全額助成いただいて行くわけなんですけど、事業自体は1年ではあのこの町民運動には結び付いていくっていうことは不可能だと思いますので、採択はこの1年間の最初の事業でございます。で、それについてのこの予算の使い道ですが、あの先程も言いましたように今年度は特に実態調査をしたいと、家庭やそういった皆さんのご協力をいただいて、どのような実態かというアンケート調査をやって、その分析をしたいと、それに関わる消耗品等の費用、それから啓蒙・啓発を主に今年はやっていきたいということで、あのいろいろな形で講演とかそういったものをしていきたいということで、その講師の謝礼が150,000程こへ計上してあります。

それと後あのこの推進方法として飯島町に健康づくり推進会議、この中に子どもの生活習慣部会、これを設けて、そこが中心になっていろいろと企画してやっていくということですが、そういった講演会の後そのスローガン等を定めて、そういったものを、こう横断幕とかそういったものを作って掲示したり、そういった形での啓蒙普及を図ってきたいという費用でございます。

議長

他にございますか。

8番

竹沢議員

何点かお伺ひいたします。先ず、歳入で14ページ地域発元気づくり支援金であります。当町では3メニュー1,090,000が採択されたわけですがけれども、これは本県の村井県政の新しいメニューとして展開された事業でありまして、当町として実際に申請を挙げた事業はこの他にあって、採択されたのはこの3件なのか、ということが1点。

もう一つは、この事業は町が事業主体の事業として手を挙げたものの結果ですけれども、この他に町内の他の事業所とか、そうしたところがこの事業に申請をして、その結果が分かっておたらお繋ぎしていただきたい。

歳出で23ページ細かいことで恐縮ですが、防災対策費の450,000円補助金、自主防災組織施設整備事業として計上していただいております。この具体的な内容は何をどこの団体へ事業補助するのかお答えください。

それから33ページ企業誘致費、農村工業導入、いわゆる農工計画の変更の委託料3,000,000円ですけれども、私も当時、久根平の工業団地の農工計画策定に関わったわけですけど、これ何でこの職員のできる仕事を業者委託しなければいけないのか、その理由があると思います。その理由をお答えください。加えて当町で4地区の農工地区が満杯であるので、新たに農工地区を指定しないと企業誘致できないわけですがけれども、その場合の計画の予定地とか面積とかそういうプランがあるのかどうかについてお答えください。

総務課長

元気づくり事業でございますが、ちょっと手元に資料を持ち合わせてなくて恐縮でございますので、記憶の範囲でお答えをさせていただきます。他にも手を挙げてございまして、例えば防犯灯だとか、遊具の関係の事業を挙げてございますが、いずれもあのまあ防犯灯についてはそれぞれの市町村が従来からやっている事業であるということで、優先順位が

低いということで、今回採択にならなんだ部分がございます。で、町以外の直轄事業以外では郷土史会の関係の本の発行ですね、これが採択になっているかと思えます。よろしくお願ひします。

産業振興課長 3点目の33ページのあの農工法の手続きについてでございますけれども、現在あの商工関係の職員2名でございます。ここで今企業誘致とかその他勤労者互助会とかまあいろんな仕事をやっておるわけでありまして、まあこれ職員の数の問題にもよります。現在の職員体制で現在の仕事をして、今、新たに企業誘致を精力的に取り組んでいる中では、2人ではこの新たなこの手続きについて対応することはできませんので専門家に委託しようと思っております。現在その委託するのは久根平に一部工場用地を造成することを考えておりますし、現在ちょっとまだ企業名は申し上げられませんが、企業が来た場合に対応するためにはこの準備しておかないとですね、これを造るのに現在、昔と違って今は最低でも6カ月時間がかかってしまうということで、なかなか細かいところまで造っていかねば、造りこんでいかねばなりませんので、そうした現在の対応すること、それから将来に向かってのその企業誘致に備えるために今回この手続きを委託しようとするものでございます。以上です。

総務課長 失礼いたしました。自主防災の関係でございますけれども、これはあのいずれも七久保地区でございます、七久保区と荒田でございます。テント等の購入の費用でございます。よろしくお願ひします。

議 長 他にございませんか。  
(なしの声)

議 長 以上で質疑を打ち切ります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第12号議案平成19年度飯島町一般会計補正予算第2号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第12号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17 第13号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第13号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案説明を申し上げます。今回の補正は平成18年度の決算額が確定をいたしましたので、繰越金、償還金等について補正をするものであります。予算規模につきましては、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ48,207,000円を追加し、それぞれ988,983,000円とするものでございます。平成18年度の決算によりまして、歳入では繰越金が75,127,000円の内、当初予算での計上分を差引いた48,207,000円を増額し、歳出では平成19年度の老人保健医療拠出金確定に伴いまして、その不足分である300,000円を増額、平成19年度介護納付金確定によりまして事務費127,000円の減額、平成18年度決算により確定した医療給付費の交付金償還6,157,000円、国庫支出金償還金9,634,000円が主な歳出でござ

います。残り31,846,000円を予備費に増額計上し、これにより予備費の総額を43,951,000円とするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第13号議案平成19年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 第14号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 第14号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計補正予算第1号について提案説明を申し上げます。今回の補正は平成18年度の決算額が確定したことに伴いまして、繰越金と交付金などの増額補正をするものであります。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17,335,000円を追加し、それぞれ824,235,000円とするものでございます。歳入は繰越金が26,861,000円の内、当初予算での計上分を差引いた13,816,000円を増額し、介護保険システム改修費として一般会計からの繰入金2,745,000円、介護給付費の交付金として平成18年度の不足分572,000円を増額などでございます。歳出は予備費を9,580,000円余増額をして、平成18年度国庫支出金及び支払基金交付金の過年度分の返還金7,580,000円余が主なものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。  
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第14号議案平成19年度飯島町介護保険特別会計補正予算第1号を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第14号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19 第15号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第1号

町 長 　　を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 　　それでは続きまして第15号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算第1号について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額 29,944,000 円をそれぞれ増額して、総額で 940,544,000 円とするものでございます。歳入につきましては18年度の決算により繰越金を 31,271,000 円の増額、滞納繰越金によります分担金及び負担金を 1,501,000 円を減額し、使用料及び手数料を 147,000 円増額するものでございます。歳出につきましては七久保処理区の管理費を公共下水道事業の脱退による受益者負担金還付金の 300,000 円の増額、予備費を 29,644,000 円増額するものでございます。これもご質問によりまして担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 　　これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番 森岡議員 　　9ページの受益者負担金の償還金、まあ脱退によるって言ったけど、事情を分かる範囲でお聞きしたいと思います。

建設水道課長 　　脱退の事情ということでございますけれども、まああの年寄りの方、高齢者の方でまあ若い方が都会へ出て、こちらにまだ帰ってくる計画がないということで、当面の間、要するに滞納扱いになってしまうんで、まあここで時、脱退して、入るときには一括納入をして加入すると、こういう約束の中でこの脱退をしているとこういうことでございますのでお願いをしたいと思います。

議 長 　　他に質疑ございませんか。

議 長 　　(なしの声)

議 長 　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 　　これから討論を行います。討論はありますか。

議 長 　　(なしの声)

議 長 　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 　　第15号議案平成19年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 　　(異議なしの声)

議 長 　　異議なしと認めます。従って第15号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 　　日程第20 第16号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 　　第16号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額が 5,837,000 円を増額し、総額で 249,237,000 円とするものでございます。歳入につきましては18年度の決算により繰越金を 5,781,000 円増額、滞納繰越金により使用料及び手数料を 56,000 円増額するものでございます。歳出につきましては七久保北部の地区の管理費を農業集落排水脱退による受益者負担金還付金 300,000 円を増額、予備費を 5,537,000 円増額するものでございます。やはりご質問によりましてご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 　　これから質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 　　(なしの声)

議 長 　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 　　これから討論を行います。討論はありますか。

議 長 　　(なしの声)

議 長 　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 　　第16号議案平成19年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 　　(異議なしの声)

議 長 　　異議なしと認めます。従って第16号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 　　日程第21 第17号議案平成19年度飯島町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 　　それでは第17号議案平成19年度水道事業会計補正予算第1号につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては、資本的な収支に関する補正でございます。収入につきましては、先程一般会計補正予算の議決をいただきました予算に関連をしておりますけれども、安全対策事業による一般会計の出資債からの繰入金 7,500,000 円を増額、消火栓工事による負担金 6,063,000 円を増額するものでございます。支出につきましては、配水施設費を安全対策事業消火栓新設工事費、配水施設の用地購入費、による建設改良費として 15,975,000 円を増額するものでございます。この補正によりまして資本的収入の予定額は 163,163,000 円に、また資本的支出予定額は 268,675,000 円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 103,100,000 円を 105,512,000 円に改めて補正をするものでございます。ご質問によりましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 　　これから質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 　　(なしの声)

議 長 　　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 　　これから討論を行います。討論はありますか。

議 長 　　(なしの声)

議 長 　　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議 長 　　第17号議案平成19年度飯島町水道事業会計補正予算第1号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

議 長 　　(異議なしの声)

議 長 　　異議なしと認めます。従って第17号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 　　以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。ご苦勞様でした。

午後3時15分 散会

平成19年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成19年9月12日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

宮下覚一 議員  
 三浦寿美子 議員  
 竹沢秀幸 議員  
 坂本紀子 議員  
 平沢 晃 議員  
 野村利夫 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄                      2番 曾我 弘  
 3番 宮下覚一                      4番 坂本紀子  
 5番 三浦寿美子                      6番 野村利夫  
 7番 宮下 寿                        8番 竹沢秀幸  
 9番 平沢 晃                        10番 内山淳司  
 11番 松下寿雄                      12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 山田敏明 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠  
 議会事務局書記 吉川 恵子

## 本会議再開

開 議 平成19年9月12日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。  
議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。

議 長 日程第1 一般質問を行います。  
一般質問は先の6月定例会より採用した一問一答方式によります。趣旨手順についてはご承知のとおりですが、質問者・答弁者は適切な質問・答弁に心掛けていただくようお願いいたします。通告順に質問を許します。  
3番 宮下覚一 議員

3番 宮下議員 それでは通告によりまして質問をいたします。まあ前回から、今お話がありましたように1問1答方式ですので、多少横道に反れるかもしれませんが、悪しからずお願いをしておきたいと思います。

最初に今多くの町民の皆さん、まあ特に地元皆さん関心を持っておられる町長選挙への思いについてお聞きしたいと思います。飯島町のこれから4年間のかじ取りを託すべき町長選がいよいよ11月に迫りました。約2カ月後となった選挙でございますけれども、高坂町長は多くの町民の期待の声が聞こえる中で、まだ態度の表明がありません。とは言ってもですね、皆さんご承知のように本定例会の冒頭のあいさつの中で、表明は最終日にしたいということでありまして、昨日はまた新聞報道もされました。まあしかし、それからまる2日、48時間経ちましたので、気持ちの変化があったことを望んで通告どおりあえて質問をいたします。

間近に迫った町長選への出馬はどうかお答えをいただきたいと思います。新任以来、高坂町長は今日までの4年間飯島町民のために常に先頭に立って行政を担ってこられました。中途には町を二分する合併か自立かの大きな問題もあったわけでございますけれども、町長自身としてこの4年間を振り返ったときにどんな思いでしょうか。町長は常々、住民の目線に立った町政運営を進めると言われ、また住民との対話の中で新しいまちづくりをしていくと言われてきました。まあそんな点を踏まえながらこの4年間を総括するならば、どうだったのかお聞きいたします。

町 長 それでは今議会一般質問の最初の質問者であります、宮下覚一議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ず、町政への思いということの中で、来る11月の町長選挙についての出馬の考え、また関連してこの4年間の総括を振り返ってどのように考えておるかということでございます。先ずこのことにつきましては、ただいまお話にもございました今議会初日の冒頭のごあいさつでふれさせていただきました。またこの後もそれぞれの議員から関連した一般質問をいただいております。既に選挙管理委員会の方から11月の13日告示、18日投票の日程が決定をされ、発表になっておりまして、今お話にございましたように町民の皆さんの関心も次第にまあ高まってきておるということでござい

ます。私もまあ現職の立場としてのその進退についての意思表示を明確にすべきこの責任というものは当然承知して負っておるわけでございます。従って冒頭には申し上げましたけれども、今議会においてそれぞれ提案をしております各案件の審議・採決、また一般質問での議論を終えた後の議会最終日において明確な意思表示を申し上げたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

そこでまあ4年間歩んできたこの総括、まあ振り返ってのいろんな思いでございますけれども、まあ私自身、町政を担当させていただいてからの4年間を、今整理をしてまとめた総括というものはまだ出来ておりませんが、考えますにまあいろんな面で厳しい時代的、社会的あるいは経済的な背景があり、また国の特に小泉政権の推し進めてきた構造改革路線と、この地方分権推進政策、この中でわれわれ地方自治体の力量、競争性というものが常に問われ、また住民監視と住民参加が一層求められる時代の流れ、加えてわれわれ市町村にとって、直接この影響の大きかった三位一体の財政改革など、まさに様々な状況が生まれてまいりまして、私自身無我夢中のあつと言う間の、まあ厳しい4年間だったなあというふうに思っております、しかしながら議会ははじめ町民皆さん方の多大なまあご理解ご協力の下に今日まで勤めさせていただいてまいりました。

そうした中で町の将来の方向性を求めた合併議論、そしてそれに続く自立の選択の道、そしてその自立の前提となる行財政改革の柱である「ふるさとづくり計画」、それに住民、地域、行政の協働のまちづくりと、更には人口増活性化に向けた向こう5年間の中期総合計画の策定によりまして、真に飯島町が自立しうる体制を整え、その実践的推進組織としての各4地区には地域づくり委員会や、その一部を担う農地・水・環境保全の向上対策事業というものが、地域住民の総意でもってスタートをできたということ、大変有難くまた嬉しく思っておりますのでございます。また個々の事業につきましても、国の直轄事業関係では田中前知事見直し発言以来いろいろとまあ曲折もございました。国道153号伊南バイパスの問題、この建設事業が住民の皆さんの熱意によりまして再開をされ、現在用地買収も順調に進んで、また本年5月には起工式も行われたと。本郷地区より工事が始まったわけでございます、更には与田切川、中田切川では第6砂防ダムの完成や第5、これは中田切になりますけれども、第5砂防ダムの着工、あるいは全般的に床固工や流路工、帯工といったような砂防施設の整備によりまして、災害防止機能が格段に向上が図られたというようなこと、また県施工の関係事業では本郷農免道路の完成、あるいは竜東線、七久保・片桐中山間農地防災事業の整備の促進が図られてまいりました。更にまた私どもの町の単独的な事業でありました懸案の3園統合の保育園が整備が完成され、あるいは上下水道では七久保公共下水の着手と相まって、平成23年を目途とする下水道事業の完了に向けての整備促進と、これに対する上水道の安定供給に向けた施設整備、更には開業以来5年目を迎えましたこの「道の駅花の里いじま」も、その情報発信基地としての大きな役割を果たして、町の農業の振興とも併せて大変多くの皆さん方に訪れていただくようになりました。この10月にも100万人の達成の夢が現実のものとなってまいりましたし、また懸案の久根平工業団地にも内堀醸造の企業を誘致することができまして、産業振興と町の活性化に期待を寄せておるところでございます。

そうした中で昨年、町は新町発足の50周年の記念の節目の年を迎えました。町民の多くの皆さん方のご参加をいただきまして、数々の記念事業を重ねながら意義ある50

周年を祝ったわけでありますが、今私たちは改めてその歴史の重みと先人たちの築いたその功績に敬意と感謝の念を抱きながら、飯島町の更なる発展を目指していかなければならないと思ひながら、この4年間を振り返っておるところでございます。以上お答えといたします。

宮下議員

出馬に対します答弁、いささか残念でございますけれども、心に留めておきたいと思ひます。今、答弁いただきました、振り返っての事業、いろいろとこの4年間で手掛けてこられたわけでございます。ご自身の評価はざばり何点でしょうか。まあそれと、そうは言っても全てのことが100%思ったとおりに完遂できたわけではないと思ひます。町長の思いの中でやり残したこと、またそれに対する事業は何か、また時間的にできなかったことは何か、お答えをいただきたいと思ひます。

町長

4年間を振り返ってきた自らの評価は点数で何点かというまあご質問でございますけれども、自分自身点数をつけられる、まだ状態ではないと、言ってみればまだ50点前後ではないかなというふうな気持ちでおるところでございます。そこでまああのやり残したというか、まあ反省点も含めて現時点での継続的な事業、ソフト・ハード数多くあるわけでありまして、今申しあげました中期総合計画に基づく諸施策、すなわち協働のまちづくりの今後着実にこの実を上げていくということ、更にはふるさとづくりである、この計画である行財政改革の更なる推進、人口増活性化を目指した具体的な取り組みなど、数々の課題があるというふうにご考えております。個々の事業につきましても、今も申しあげましたけれども、153のバイパス整備を更なる加速度をもって、一日も早く完成に向けての課題も当然あるわけでございますし、天竜川、与田切、中田切の砂防事業、河川事業もここ数年で一応今の国道153から上は整備完成するわけでございますけれども、この間の台風4号や、その以降の豪雨による災害等も若干まだ、天竜川の吐き出しに向けて出ておりますので、この辺のところを検討、できれば国に直轄に編入替えをしていただいて、整備促進が図られるようお願いしていきたいというふうにご思っております。

それから町のこの限りあるこの町土、町の土地全体をいろんな面で見直して、この有効利用を図り、農業整備、農振区域とのもう一度、線引き等も見直しながら、新しい土地利用に向けての計画を是非とも策定をしていく必要があるというようなことも課題でございます。更にはまあ中期構想にございます基本的なこの人口増と、その活性化に向けた諸施策、企業誘致、若者定住、子育て支援等々あるわけでありまして、それらに向けてのこの道筋をつけていくというようなこと、それから少子化、大変まあ深刻であります。これに伴うまあ福祉のあり方と医師不足を中心にしたこの地域医療の、何としても確保を図っていくというような大きな課題、それから地震の対応あるいは自然災害の対応の、安心して暮らせることの地域づくりへのいろんな課題、個々の問題で一つこの循環バスの問題も将来の町民の持続的な足を確保ということで始めた、試行を始めたバスでございますけれども、いろいろとまあ課題問題もあるわけございまして、これをより良い方向でもって定着をさせていくというようなことが、いろいろと数多くの課題として今ここに甦っておるわけございまして、いずれもこれらはまだまだ継続的な事業でありますけれども、緒についたばかりという形でございます。

更にまた反省点でございますけれども、まあいろいろあるわけでございますけれども、こうしたあの事業を進めていく上では、むろん私以下職員も一体となって、特にあの役

場と住民の皆さんの距離を少しでもまあ近く感じれるような対応、考え方をしていかなきゃならないということを最初に公約として申し上げてまいりましたけれども、例えばまあ耕地担当制、町長との「ホット懇談」、あるいは「いいちゃんポスト」といったような具体的な部分で実施をまいりましたけれども、果たしてこれがまあ町民の皆さんから見て、それが思うような実をあげておるのかということが、一つの私の今、頭の中に反省すべきこととしてあるわけでありまして、まあこれらを含めて一つの課題と反省というふうにご考えておるところでございます。

宮下議員

評価につきましては50ということでございますけれども、まあこれはやはり町民の皆さんが評価すべきだというふうに思ひます。今、やり残したこと、そして反省点を答弁いただきました。これはあの町行政ということではなくて、町長個人としての考えをお聞きしたわけでございますので、まあこれだけいろいろ項目を挙げていただいたということは、次期にかなり意欲があるというふうにご理解しております。

もう1点、今まさに地方分権による地方の時代と言われております。まあこれから先、今地方は益々、今お話がありましたように、厳しい行財政運営を求められるものと思ひます。まあ特に行政のトップとしての町長の立場から、この愛するわが町飯島町のこれからの姿、まあどのように変わっていくと思ひますか。今現在の予想をお答えください。

町長

今後まあ町が向かっていく、あるいは予想されるこの行政的財政的な状況、どういふふうにまあ見るかという問題であります。ご承知のように都市と地方の様々な格差がいろんな形で今生まれておるということございまして、そうしたことがわれわれのこの地方自治体に及ぼす影響というものは、今後とも大変まあ厳しい状況であるというふうにご認識をいたしておるわけございまして、その中でも特にまあ中期総合計画に位置付けた諸施策は、まあなんとしても、これは歯を食い縛ってでも、実現をしていかなければなりません。でなければまあ同じこの自治体間の競争、あるいは連携にも打ち勝つことはできませんし、この連携を維持していくということも不可能であるということというふうにご考えておりますので、これ無くしてまあ実践無くして町の展望開けないという考え方でございます。

またその一方で国は来年度からこの地方財政法、あるいは新たなこの自治体財政の健全化法等によりまして、第2の夕張市にならないように、自治体の財政運営に対して厳しくチェックをかけてくるということが予想されますし、まあ具体的にもそういう動きが始まっておるわけでございます。過日まああの報道等でもいろいろ示されておりますけれども、この実質公債費比率というのもこの一つの考え方でありまして。当町では今のところまあ16%台ということで、治まっておるわけでございますけれども、上昇傾向にあることは否めなくて、決してあの予断を許せるものではないというふうにご捉えておりますし、従って常にまあ将来を見据えた、この的確な慎重な財政運営を行ひながらも、この自主財源の確保、必要な施策には財源の重点的な配分を行って、メリハリのついたこの行財政運営というものがどうしても不可欠であると、同時にまたそのことは大変厳しい試練があるというふうにも考えておるわけでございますけれども、いずれにしても更なる行財政改革と議会はじめ住民の皆さん方の理解と協力なくしてはこれは成し得ないというふうにご考えておりますので、そんなふうにご将来を見ておるところでございます。

宮下議員

まあこれから先いろんな面で大きな変革の時代を迎えるというわけでございます。ま

あ是非まあそういった点からしてですね、多方面に経験のある立場から、次期町長選には大いなる期待を申し上げまして次の質問に移ります。

2項目目でございますけれども、町の活性化対策について、先ず、わが町の観光について質問をいたします。国民総移動と言われた観光ブーム、まあ各地で賑わった繁栄の時代が終わりまして、観光とはあまり最近言われませんが、観光とまちづくりはまあ当然繋がっておるわけでございます。いつの時代でも重要な位置付けがなされていかなければならないと私は思うのであります。まあこの観光については、町でもかつて多くの対策を講じてこられたところでございますけれども、今自立のまちづくりにおける観光のあり方、また今日の地域社会における経済状況を鑑み、新たな観光を考えていかなければならない、そんな時期であろうと思います。そこで町のこれからの観光に対する戦略、それは何かお聞きいたします。

町長

次のご質問である、町の活性化対策の中でのこれからの観光戦略についてのご質問でございます。町の長期構想におけますこの観光における基本的な考え方、これにつきましては町民自身がこのふるさとを再発見をする中で、様々な交流・体験を通じて温かいもてなしで観光客が快適さを感じさせるようなまちづくりを進めて、この町の特性である自然や景観、歴史文化などを活かしながら、安らぎのある郷づくりを進めることにあるというふうに定められておるわけでございます。ご承知のように高度経済成長時代下には全国でまあ、各地で展開されましたこの大型投資を伴ったこの施設整備型の観光、これはまあその後いろいろと飯島町も検討いたしました、飯島町ぐらいの規模では成り立たないという考え方の中で、大きく観光に対する施設投資というものは方向転換をしまりました。そこでまあ飯島町はこの2つのアルプスが見える町のキャッチフレーズにありますように、素晴らしい自然環境に恵まれた町でございます。観光資源としては千人塚、与田切の2つの公園を中心に、春の桜や夏のアウトドアライフ、秋の紅葉と毎年多くの観光客に利用されてまいりました。しかし観光資源の規模や質の関係から大きな産業までには至っていないのが、残念ながら現状であるということでございます。今後は、現在着々とまあ実績を残しつつあります、この都市と農村との交流を基本としたグリーンツーリズム、この推進。更には広域観光としてのルートの整備、里山トレッキングなどの体験型、滞在型の観光を基本に振興を図っていくというふうには基本的には考えておるところでございます。

宮下議員

併せて次の質問をさせていただきますけれども、今、町で注目の事業といえば国道153号線のバイパス、それからこれに繋がる堂前線等のアクセス道路、そしてこれらに関連する商業・観光集積のあり方等々であろうかと思えます。まあそれを鑑みますと、どちらかというと、目が東の方に向いているわけでございます。まあしかしその一方で今これ以上に考えなければならないのが、広域農道を、ひいては中央道を活用した西山山麓一帯の従来からの地域であるというふうに思います。今答弁いただきましたようなその自然を利用した観光、これがまあ町の売りである緑豊かな自然環境であると思えます。まあこの中央道を核とした関東方面一円から中京、関西を結ぶ大きなこの経済圏との交通網、そのインターから流れ出る伊那谷の観光ルート、まあこの広域農道を利用して結ばれる状況と思う時にですね、まあこの地域と道路とをどう利活用するか、今まで以上に問われているというふうに思うのでございます。町の考えをお聞きしたいと思います。

町長

現在の町を南北に縦貫しております広域農道、これを中心に活かしての西部西山山麓利活用についての観光開発を含めた考え方でございます。この西部山麓一帯、西山山麓の開発につきましては、既にまあ既存の千人塚公園、与田切公園を中心にしたこの与田切溪谷というものが一つあるわけでございます。ただ先程も申し上げましたように、新たなこの相当の投資を投下しての観光開発事業につきましては、今の町のこの自立し得る財政状況の中では慎重にならざるを得ないというようなことでございます。

そこでまあ国土交通省による与田切砂防林事業というものが、ここ数年でひとまず終了する予定であるわけでございますが、この坊主平一帯、今の与田切橋から上流にかけて、与田切公園を一体とした、これを面として捉えて、ボランティア活動もいろいろとまあ活動をいただいておりますけれども、そうした活動も加味し期待をしながら、効果的な利用ができないかどうかということ、更にまた、かねてからこの与田切を中心にしたリバーサイド計画というものが素案としてあるわけでありまして、それからこの与田切川を考えていく上で、森と川の基本計画、21世紀ふるさと森と川基本計画というものが素案としてあるわけでございますけれども、これらを含めて一体的にそうお金をかけずに、多くの人に来ていただくような観光拠点として更にまあ考えられないかなあということの一つの課題として持っておるわけでございます。同時にまたあの観光のみに捉われずにこの広域農道、まあ七久保地籍ではこれはあの主要地方道の県道である飯島飯田線になるわけでありまして、これを含めてお話にございましたように上下伊那はもちろんであります、中京圏、更にはまあ関西・関東も含めたこの広いアプローチを持った圏域として、この利便性として捉えて考えていくことがこの主要地方道、あるいは広域農道としての一層のまあこの活路を見いだす活用する必要があるというふうに考えておるわけでございます。そうした機能をより有効に活用することによって、観光のみならず、今あります5年を迎えたこの「道の駅花の里いいじま」この更なる100万人をまた超える、ひとつの大勢の皆さんに来ていただくこととも考え合わせながら、この沿線も一つの企業導入地区の有力なまあ候補地として、今後土地利用の中で具体的に進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

宮下議員

ちょっと視点を変えてですね、まあこの観光について今、国政府が観光立国の実現に向けてまあ住んでよし、訪れてよしという国づくりを目指して、かなり力を入れているというわけでございます。この状況におきましては、各地域で創意工夫を生かした観光に対する主体的な取り組みを推進するというところでございます。観光立国推進基本法がこの1月に制定されました。これはご承知のとおりでございます。まあこれによりまずと観光を少子高齢化に悩む地域の活性化の切り札として明確に位置付けているわけでございます。まあ当町にとりましてはまさにうってつけなことだと思っております。これにつきましては国交省でもかなり力を入れているというふう聞いておりますけれども、まあこういった政府、国の方針に対しまして、まあ現在、県あるいは地方自治体を中心としたこの地方にですね、特に町レベルでどのような指示といいますか進め方があるのかお答えをいただきたいと思えます。

町長

新たな法整備をもって国が進めておりますこの観光立国の推進基本法、これはあの非常にあの国内的にも国際的にもインパクトを与えておるというふうに考えておりますけれども、非常にあの考え方、構想の広いプランであります。従ってあの早速長野県では村井知事以下真剣に取り組んで、このことを長野県の観光立県としての位置付けを今、

着々と進めているような行動とっておるようであります。また同時に各市町村へは広域連合を単位として、今そうしたことの浸透を図るべくの受け入れなり学習会なりがまあ頻繁に行われておるといふうに聞いておりまして、まだ具体的なあのプランニング的なものは出来ておりませんが、いずれにしてもまあ飯島独自としてこれを捉えるということにはちょっと規模が大き過ぎて、なじまないという部分がありますけれども、先程申し上げましたように広域的な観光ルート等との整合性も図りながら、是非これは乗り遅れないように参画をしていく必要があるということをごさいますして、今後主体的にはあの個々のいろんな状況の資源を持ち合わせながら、またルー的なものも含めて、広域連合単位でかなりまあ計画を詰めていくという形になろうかと、そういうふうにごさいます。

宮下議員

今の基本法にきましてはかなり前向きな答弁をいただきました。この観光、前々からのお話をごさいますして、まあ各地域ともですね生き残りをかけて検討しておるわけでごさいます。ある村では観光局ですかね、最近報道されましたけれども、まあそんなことで特別力を入れているところもあるわけでごさいます。今、観光に対する一連の答弁、項目をいろいろと挙げていただきました。まあこれはかねてから挙がっている項目、これを実際に実現するにはやはりかなり難しい面があるふうに感じております。まあそこで私はその、この観光振興につきましては、やはりリーダーシップは行政がとっていただくのはもちろんでございまして、それにやはりその民間との協力体制、まあこの民間とは商工会を中心として、J A、生産農家、あるいは一般消費者等を含めたその民間との協力体制、そして併せてやはりこれはプロ的なコンサルタントを入れてですね、やはり三者協働の中でひとつ考えてみる必要があるんじゃないかなと、資金的なお金の面もありますけれども、そういったこれから考えていくべき重要なことは、やはりプロ的なコンサルを入れるということに対して町長の考えをお聞きします。

町長

将来の町の観光振興に向けての取り組みにつきましては、まあ是非そういうふうにご期待をしたいと思います。中期総合計画の中でも特にあのかつてのような行政自らが手を染めて、投資をしてという形でなくてですね、民間の活力を最大限に活かしたこの観光として、この自然景観、環境というものをマッチにしたグリーンツーリズム的な観光型ということが打ち出されておりますので、その実現に向けてやはり第三者機動的なもの、ご意見を承りながら考えていく必要があるということでごさいます。

宮下議員

次にいきます。飯島町の現在の状況、まあ特に商業・商店を取り巻く環境は非常に厳しい状況と言わざるを得ません。厳しいのは商店だけでは決してありませんけれども、特に際立った動きがご承知のとおり商店の閉鎖撤退があるわけでごさいます。まあこういった問題、行政としてどう見ているのか、これは商業・商店の個人的な問題だけではなくて、やはり行政としての役割が当然あると思うのであります。その点についてお聞きいたします。

町長

ご質問の内容は、この町の商業におけるこの現状、そして行政支援・役割についてでございます。お話にごさいますように、まあ大変社会経済環境というものは大きく変化をしてきております。商業をめぐる環境というものも大変厳しい、大きくまあ変化をしておるといふことご承知のとおりです。郊外型の店舗の増加、あるいは大店法の規制緩和ということについて、これを受けて大・中のこの店舗の出店、あるいは最近ではこのインターネットを活用したネット販売というものが非常にあの個人消費の中の大きな

ウエイトを占めてきて、増加をしておるといふ時代的な背景があるわけでありまして。加えて最近ではこの近隣におきましても超大型店の出店計画が浮上しておるといふことで、まあ商工会さん、それからJ Aも含めてですね、議会も一緒になってお願いをして、既存の権益との摩擦の問題もございまして、何としましてはあの阻止したいという基本的な考え方で今進めておるといふご承知のとおりでございますし、それから一方でこの町が今後153号の整備のこと、それから堂前線のアクセスの整備ととの関連をいたしますと、この一つの考え方とはまた別なところからそうした動きが無きにしも非ず、いつ出てくるとも限らないといふようなまあ時代的な背景があるわけでごさいます。町といたしましてはまあこれまでもコスモ21やアイタウンの整備以降、都市計画街路整備事業とに合せて駅前広場、広小路の整備も含めて、商店街の近代化を図って、町も相当の一つの支援策を講じてきたことご承知のとおりかと思ひます。

ただまあ現実、今お話にごさいますように、このトータルとして現在、商店数あるいは従業員の数、商品の販売額、それから滞留率、地元でどのくらいの地元の方が買い物をしていただけるかどうかといふこの滞留率、軒並みまあ減少傾向にあるといふことで、大変まあ危機感を持っておるわけでごさいます。特に滞留率では現在では13%くらいに落ち込んでおるといふことが、過日も報道をされておるわけでごさいます。

当然これはあの事業を実施をして取り組んでおる、また今後もいく、この商業者の方、自らがいろんな創意工夫をもって、消費者ニーズに添えていただきゃならんといふこの努力も、していただきゃならないことはもちろんでございまして、商工会それから行政と一緒に連携をして、これを側面的にできるだけのサポートをして、その育成支援というものを存続というものを図っていくことも、地域の産業の商業の振興からもどうしても必要であるといふふうな考え方で、現在いろんな施策を講じておるわけでごさいます。当然また153号やバイパス沿いのそうした課題が出てくるかと思ひますけれども、町はその時になって慌てるんでなくて、今からこのそうした周辺の土地利用を含めた、これからの商業集積と振興策というものをきちんと位置付けて、まあ具体的には、これはあの次の23年度から始まります第5次の町の総合計画、並びにこの中間の中期総合計画の中で、町の土地利用計画の中にきちんと入れ込んで進めていくと、当然まあ農振の見直し等も含めてくるわけでごさいますけれども、そうしたことで現在、庁舎内でもプロジェクトを立ち上げて、それぞれまた外部的な商店街の皆さんそれから地域の皆さんも既にワークショップ等でいろいろと検討も始まっていたておりますけれども、それらを総合して広くご意見を聞いて、きちんとした今後のあり方というものを模索していかんきゃならないといふふうにごさいます。

宮下議員

今答弁いただきましたような行政として町として是非サポートをお願いをしたいといふふうにごさいます。ところで今都市部を、まあ大きな都市部でございまして、コンパクトシティという構想が注目を集めています。まあこれは昨年「まちづくり3法」が見直しを受けて、これが各地で話題を集めているわけでごさいます。まあはっきり言ってまあこれはあの飯島町のような小規模な自治体では無理であるといふふうにごさいますけれども、まあこういった考え方の応用、このコンパクトシティ、このあり方ですねこういった応用についてどう思われるかお答えをいただきたいと思ひます。

町長

ご質問のこのコンパクトシティという考え方、まあ言葉も含めてでございまして。今お

話のように新しいまあ3法の中から出てきた考え方だと思います。日本のあちこちの都市などでは高度経済成長の拡大を続けた以降、政策的にも非常にまあ郊外へと、この住宅地やいろんなレストランそれからショッピングセンターが病院も含めて郊外に非常にまあその進出をして、開発が進められたということでございます。一方でこのそれが去ってしまった後のこの地帯というものが非常にまあ空洞化現象というようなことの中で、非常に寂れていってしまう、こういうアンバランスなこの地域形成というものがいま全国のあちこちでなされるということで、非常にまあこの生活の空間というか、いろんな産業・商業も含めた活性化の中で問題になっておるわけでございます。そこからまあ生まれてきた考え方がコンパクトシティというふうに言われておるわけでございます。まあこのコンパクトシティそのもの構想につきましては、考え方としては非常にまあ大事なことだろうというふうに私も思いますけれども、今お話にございましたように、果たしてまあこの飯島町のこの規模の中で、このことがスムーズに取り入れられる考え方であるかどうかということは、もう少しまあ研究をしないと何とも言えないというふうな面もございます。只今も申し上げましたように、飯島町では今後新しい土地利用計画に向かって、153号の沿線、堂前線のバイパスアクセスの沿線、それから県道飯島の七久保から全体の農免、広域農道等々も含めて土地利用計画というものを、農振の線引きのあり方と相まって進めていかなきゃならないという大きな課題があるわけでありまして、この中で特にまあ今いろいろと具体的に研究もされております、またこれからしてまいります、このバイパス沿いあるいは堂前線のアクセス沿いの土地利用というものが、一つにはこのコンパクトシティ構想の飯島版に当てはまる部分もあるのかなあというような考え方でもできるわけでございますけれども、いずれにしてもこれはそうした考え方も含めて飯島町に沿うものであるかどうか、今後プロジェクトやそれからこの土地利用についてのいろんな多くの皆さん方のご意見を聞いて、位置付けをして、土地利用計画にもっていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

宮下議員

私がここであえて質問したのはですね、この考え方の応用を、今の現状を見て、まあ答弁いただきましたように、その広小路に対してですねかなり莫大な投資をしたこの計画がですね、都市計画が生かされていない現状があるわけでございます。それとコスモの現状があるわけでございます。それを考えた時にですね、広小路とそれからコスモ、アイタウンの商業集積を結ぶこのエリア、道ということじゃなくて、このエリアをですねやはり改めて考える必要があると私は提案したいと思います。ということは、あの一帯へコンパクトシティのようにですね公的な施設も含めた利用価値、まあそれをやはり考えてですね、あの辺をやっぱり理解していかないともったいないというふうに思うわけでございますが、町長の考えいかがでしょうか。

町長

大変まあ大切なことであるというふうに私も思っております。ご意見としてまあ拝聴、お聞きしておきたいと思っております。

宮下議員

次いきます。文化庁ではですね、先に文化財の保護行政を見直すという方向が発表されました。この尊い遺産を活かしたまちづくりということでございまして、まあ当町でもですね文化財は何らかの形であるわけでございます。特に町には100近い遺跡の指定があるわけございまして、まあこういったことを活かした文化的な観光に結び付く考えがあるかなというふうに思います。この文化財保護に対しまして町の現状をお願いします。

町長

町の文化財等の保護の現状についてのご質問でございます。まあ長い歴史の営みの中で、現在のこの文化を形成する基盤となっているこの有形無形の文化財というものにつきましては、法的には文化財の保護法、都道府県の文化財保護条例、町ではこの文化財保護条例もございまして、これらによって国や県や飯島町含めてそれらによってまあ保護指定をされて運営がなされておるわけでございます。この制度は今もお話ございましたけれども、後世に残す必要がある貴重なこの文化財というものを厳選をして、手厚い保護をしていくためのものでございます。また一方では生活様式が変わっていくこの中で、社会的な評価を受けながらも、これがいろんな状況の中でもまもなく消滅の危機に瀕しておるといふ文化財も数多くあるわけございまして、法律によりまして、これらにつきましては、この登録の有形文化財として、届け出制をもってこの緩やかな保護措置を講ずる制度もあるというふうに理解をしておるわけでございます。そこでまあ文化財の指定事務につきましてはいろいろあの手続きが、難しい手続きがあるわけございまして、これらについての市町村への権限委譲ということもいろいろと、他のあの事業の権限委譲も含めて議論をされておるわけございまして、過日まあ県と市町村の権限委譲のあり方検討会でもこれが検討されておりますけれども、まだまだ結論にこの部分は至っておりません。ただまあ文化財の指定業務は単なる行政の事務ではなくて、文化財調査委員会で広くまあ学術研究者あるいは有識者の意見を聴取して、そのうえでまあ指定厳選がされるというようなことございまして、安易なこの文化財の指定というふうにはできないわけで、大変難しい問題であります。

そこでまあ現在町の文化財指定の状況でございますけれども、いろんな形で多くの指定がされております。平成5年に県の指定文化財の伊那県庁跡、これにまあ飯島陣屋を復元をして、これらを中心に町では現在3,000人を超える年間の文化財を訪れていただく方が町にお見えになっておりまして、いろいろとまあ説明も申し上げながら、歴史に親しむ機会を提供をさせていただいておるということでございます。今後町の活性化を進めていく上で、こうした文化財にスポットを当てた更なるまあ、先程の観光資源等との結び付きとも有機的にまあ結び付けて、周遊コースの設定や体験の観光型、あるいは企業観光と結び付けた広域ルートの上からも位置付けて、その位置付けの推進が必要であるというふうに考えております。

宮下議員

時間の組み立てがまずくて1項目落としてしまいました。申し訳ありません。もう1点だけ質問いたします。

議長

時間です。

宮下議員

質問を終わります。

議長

5番 三浦寿美子 議員

5番

三浦議員

それでは通告いたしました高齢者の医療制度と福祉対策についてということで初めにお聞きをいたします。

いよいよ来年の4月から後期高齢者医療制度が実施をされます。長野県の広域連合の議員も選出をされ、本格的な具体的な内容となってくるというふうに見られております。そこでいくつか順を追ってお聞きをしていきたいと思っております。

後期高齢者の医療制度の内容について、これから対象となる皆さんにどのように理解をしていただくのか、このことは大変に重要な問題だというふうに考えております。先だって訪問したある方は、広報を私に見せながら、どう見てもよくわからないというふうに私に言われました。私がわかるように説明するというのもなかなか時間もかかりますし、大変なことでありますが、この対象となる皆さんはご高齢の方や障害をお持ちの皆さんが先ず対象となつてまいります。この制度について理解をしていただくことは、先ずこの制度が始まる前に大変重要な課題と思っておりますので、この点についてどのようにお考えでおられるのか、これからの対応についてお聞きをしたいと思っております。

町 長

それでは三浦議員から後期高齢者の医療制度等につきまして、質問をいただいておりますので、基本的なことにつきましては私の方からお答え申し上げて、また順次質問の内容によっては担当課長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

先ず、この新しく始まります後期高齢者医療制度の内容、対象者にどういうふうにまあ啓発、啓蒙をして、浸透を図っていくのかということでございます。まあ新しいこの制度でございますので、町といたしましてもあらゆる形で、できるだけまあわかりやすく町民の皆さんに説明をし、知識を得ていただくような精いっぱい努力をしております。今後ともいろんな広報、手段で説明をしていきたいというふうに考えております。その中であの広報に掲載をしたこの内容が非常に分かりにくいという一つの今お話がございました。私も今ここにあの広報をいたしました7月号、ここにまあここにあるわけでございますけれども、見ていただいて、まああの確かにこれ見て非常にあの字の羅列的な表現での内容でございますので、若干わかりにくく理解に苦しむというような印象も持っております。ただまあ今後あのこれを手始めとして、シリーズ的に何回もこうしたことの内容をわかりやすく説明をしていかなきゃならないということで、今計画をしておりますので、ひとつ今後はこう図面的なものも大いに取り入れながら、資料作りをして説明をして広報その他のテレビも含めて申し上げてまいりたいというふうに思っております。

そこでまあいろいろとあの広報については意を注いでやってまいりたいと思っておりますけれども、広報以外にも高齢者の教室等に担当者、保健師が直接出向いて説明をさせていただいております。7月から8月の2カ月間には6回ほど説明会を持たせていただきましたし、今後も出前講座を活用する中で説明に伺っていききたいというふうに計画をしております。また今月発送の予定でございます国保の被保険者証、更新時になっておりますけれども、全世帯に向けた年次度の検診とりまとめの折りにも説明パンフレットを同封いたしまして、周知を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

三浦議員

只今町からのこれからの取り組みについて、ひととおりを説明いただきました。一番私、皆さんが対象となる皆さんが知りたいということは、自分がいったいこの制度でどうなっていくのかということだというふうに受け止めております。その広報をお読みになった方はかなりそういうことに関心を持っておられる方で、よく読んでおいでになったようですが、わからないということは、この制度が実施されて、自分はじゃあどういふふうにこの制度が自分に適用されてくるのかということが、非常に不安なようございましたので、そうした対象となる方の立場に立ったわかりやすい説明を是非お願い

をしていきたいというふうに思いますが、これから具体的な保険料などが算出されて報告されてくると思うんですけども、例えば保険料が年金から差し引かれると、また15,000円未満の月の年金額の方からは普通徴収というふうな形になってくるということですので、非常に今の介護保険料とプラスされて負担感が重くなるということが考えられるわけで、そういうことに対する説明も分かりやすくしていただき、理解をしていただかないと大変混乱をするというふうに考えるわけです。それでまあ先程の説明をお聞きしましたけれども、もう少しそれで十分対象者の方に伝わるのかどうかという点で、非常に心配なんですけれども何か分かりやすい説明、今後もう少しそういう講座とか学習会とか、広報を見て理解できる方だけではないというふうには私は感じておりますので、後どのような方法をお使いになるのか、ちょっとそここのところをもう少しお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

町 長

まああのより分かりやすく説明責任を果たしていかなきゃならないというふうに考えておりますので、精いっぱい努力をしてまいりたいと思っております。介護保険の導入の時も確かそうだったと思っております。非常にあの制度がなかなか複雑で、すぐには馴染めないような理解できないような制度であったかと思っておりますけれども、年を経てだんだんこのことが定着をしていくことによって理解をし、円滑な運営もできるというように繋がってきた経過もあるかと思っておりますので、なかなか最初から100%理解してというわけにはいきませんが、精いっぱい努力を、説明責任をしていきたいと、よりまあ具体的なものがあればちょっと担当課長の方から申し上げます。

住民福祉課長

ただ今、来年4月から始まります後期高齢者の医療制度についての町民への周知ということでございますが、先程、町長答弁で申されたとおりでございますが、やはりあのわかりやすく図等をまあ紙にしっかりと明記しながら、なおかつ今度は保険料を一人ひとりから徴収することとなりますので、そこらへんにつきましてはしっかりと皆さんに理解いただけるよう広報をしてまいりたい、こんなように思っております。

三浦議員

それでは今周知についてはお聞きをしたわけですが、続いて保険料の徴収方法ということでございます。先程も言いましたけれども今度は年金から保険料が、介護保険料と一緒に差し引かれてくるということになります。年金はまあ個人の財産ですが、そこから実際には先に差し引かれて口座に入ってくるというようなことも起こるわけで、実際にあのまあ保険料がどのくらいになるかということは本当に大変な関心事だというふうに思うわけです。そしてこの制度は、介護保険もそうですけれども、年金額が15,000円、月ですね、年金月15,000円の方からも年金から保険料を天引きするという制度になっています。ですから15,000円の年金額の方がいたとして、介護保険料とこの後期高齢者の医療制度の保険料が差し引かれたとき、この15,000円の年金額の方はいくら手元に年金が入ってくるのか、大変不安だと思うんですけども、この辺、試算されていきましたら、保険料がどのくらいであるのかということをお聞きしたいと思います。

住民福祉課長

只今のご質問でございますが、特別徴収をされます保険料につきましては、年金年額で180,000円以下の対象者の方につきましては、年金からの特別徴収はございません。それで、平均でまあ6,200円くらいというようなことを言われておりますけれども、所得の内容によりまして、7割、5割、2割というこういう保険料の軽減もございます。それで基礎年金くらいの所得の方につきましては月900円くらいの保険料というようなことを言われております。それと介護保険料とそれから今度の新しい保険料を足したものが

年金の額よりも2分の1以上になった場合には、これは特別徴収をしないということになりまして、介護保険は特別徴収をしますけれども、後期高齢者医療の保険については口座からの引き落としということで、特別徴収しないということになっておりますのでお願いしたいと思います。

三浦議員

只今お聞きしますと、年金から差し引かれない方は普通徴収になるということで受けとめていいと思うんですけれども、そうしますと口座からというふうに言われました。まあそれほど口座からは年金からは保険料を引くことが難しいというか、してはならないほど大変な年金生活をしている方の口座から保険料が落ちるかどうかということ是非常に大きな重大な問題点だと思います。口座から引き落としができなかった場合、また自宅へ振込票が行って、振込とした場合にそれだけの余裕が万が一無い、例えば口座ですと様々な物の引き落としがあります。ほんとに電気料、電話代、ガス代、セーフティラインといわれるような部分については口座引き落としをした場合に、口座に現金が残っていないということは間々あることでございます。そうした場合に口座から引き落としができなかった場合、実際にその保険料が払えなかった場合には、もし払えなかった場合にこの方は医療が受けられないということになるのではないかというふうに思うわけですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

町長

今、保険料の天引き等の具体的な試算については課長の方から申し上げましたけれども、いわゆる65歳以上74歳までの国保税が年金天引き、これらのことによって及ぼす影響ということに関連してのご質問かと思えます。世帯内での国保被保険者全員が65歳以上74歳までのこの世帯につきましては、世帯主が年金天引き対象となるわけですけれども、後期高齢者保険料と同様にまあ介護保険料との合算額で考えまして、年金総額が2分の1を超えない場合のみがこの適用になるというふうになるわけですが、これはあくまでも徴収方法の変更でありまして、新制度創設に伴った軽減措置も配慮されておるということでございますから、影響はあまりないというふうに今のところ考えておるところでございます。

三浦議員

今、町長からは影響はあまりないだろうというふうに答弁がされました。そこで私、18年度の決算報告書を調べてみたんですけれども、例えばですね、町民税の中ではその他の所得という所得者という方が非常に増えてきております。それから農業所得の方も増えてきております。そうした中でですね町民1人当たりの所得というのも出ておりますけれども、まあこれは人口割にしてあると思えますので、それでいきますと1,170,000くらいが1人当たりの収入だというふうに、所得だというふうになっておりますけれども、実際には納税者でいきますと3,300,000くらいじゃないのかなというふうに私は計算をしております。しかし実際にはこの格差というものが非常にあって、平均額がそうなっているというふうに考えております。その理由といたしましては、例えばですね、町民税の収納率ですね、年々まあ収納率が悪化してきているというふうになっておまして、平成15年では99.1%の収納率であったものが18年度では97.7%というふうに、だんだんと収納率が悪くなってきております。また国保税で見ますと18年度では一般の医療では96%、介護保険ですと93.7%というふうに収納率が変わってきております。これは一般です。そして介護保険なんですけれども、介護保険では収納の状況ということで、これは年金から差し引かれるという皆さんは、未収額は少ないというふうになっておりますが、普通徴収の方では未収額が378,200円というふう

になっておまして、私計算をしてみました、介護保険の普通徴収の方の中から収納率を見ますと、約96.95%が収納率ですので、3.15%が未納者ということになってきますので、それで計算しますと14人の方が未納になってしまっているというふうに読めるわけです。そうしてみますと、こういう方がいくら軽減があったとしても、この後期高齢者の医療費が支払えるのかどうかということが大変に疑問なところでございます。この点についてどのようなふうに、まあ先程は大丈夫だというふうに言われましたけれども、これで医療費が万が一払えない場合にはこの方たちはどうなるのかお答えをいただきたいと思えます。

町長

まああのこの後期高齢者医療、いろいろあの心配の向きもあるようでございます。いずれにしてもこれはあの町独自でどうなるという制度の問題ではございません。国が一つの方向付けの中で定めた制度でスタートしているということでございますので、我々もまあ個々のいろんな対応は十分意を注いで、チェックをしながら対応していくことはもちろんでございますけれども、全体としてこの制度が定着するように、今からこの部分がこうだ、あの部分がこうだ、というなかなかまだ段階ではないと思えますので、想定をされることについてはきちんと対処していかなきやならんと思えますけれども、どうかひとつこの制度のご理解というものを先ずやっただいて、これが真に定着して行けるような一つの方向を共々にひとつご協力いただきたいというふうに思えます。払えなかった場合にはどうなるのか課長の方からお答えさせていただきます。

住民福祉課長

只今のご質問の中で、最初の件をちょっと説明させていただきたいと思えますが、まあ一般的に75歳以上が後期高齢者医療ということになるわけですが、今までも国民健康保険税というものはお支払いになっていたわけです。ですので新たに75歳になったで全く75歳になった人から今まで無料だったものを取りということではありませんので、そこはあのご理解をいただきたいと思えます。ただ制度の中で社会保険等の被扶養者の方につきましては、今度は75歳以上になりますとこの保険料というものはかかります。しかしながら、これにつきましては一度に同じ額では、ということで軽減措置を設けた国の制度もでございます。そんなことでありますのでお願いをしたいと思えます。それから、これはあの今まで老人保健医療ということできたものが、75歳以上全員を対象にした後期高齢者医療ということになりますので、制度的には今までとほとんど変わりはないわけでございますので、滞納の場合には場合によっては短期証あるいは資格者証というようなことの発行はありうるということでございます。

三浦議員

只今、答弁をいただきましたけれども、町長は只今、定着をしてからと想定されることはそれなりにしていかなきあいけないけれども、今、そういう問題はと言われましたけれども、私はこのことは一番実際に対象者となる方達にとっては重大な問題であるというふうに認識をしておりますので、続けて質問をさせていただきます。

先程、課長の方から場合によっては短期証、資格証ということもあるというふうに言われました。今、国保の場合は飯島町では資格証は発行はされていないというふうに認識をしておりますけれども、今度の後期高齢者のこの医療制度の場合には、法律的には資格証を発行するというようなことが上がってきているというふうに私は認識をしております。ということになりますと、資格証というものは、例えばどうしても医療が必要だということで医者にかかった場合には全額自費負担ということになる制度でございます。後から保険料を払えば還付されてくるということに、保険料ですね、なってくると

いう制度です。そうしますと、何故、滞納してしまって資格証が発行されたのかという問題です。それは非常に低所得で保険料が払えないという方が資格証を発行されると、特別な悪質な人でない限りこの町内にはそういう方はいないと思いますけれども、いない限りはそのようなことはありませんので、たいがい非常に生活に困窮しているという方がそういうことになるわけです。そういう方が医者にかかれるでしょうか。資格証で医者にかかれますでしょうか。私は非常にそのことが心配をしています。例えばですね、全国を賑わした北九州市では生活保護を申請しても足りなかったということで餓死をしてしまったという人がいて、大変に話題になっておりますが、実際に医者にかかれないセーフティーラインが止められるということになれば命に係わるということが生まれてくるわけです。これは他所の話ではないというふうに私は認識しております。先だつては駒ヶ根市では孤独死があったというふうにもお聞きをしております。まあその内容的なことは細かいことはまだお聞きをしておりますけれども、そういうことがこれから益々、高齢化していく中、また格差が広がる中では絶対に無いと言えない、この町でも無いとは言えない状況が私はあるというふうに意識をしております。そこで私は医療を、例えばですね、お聞きしてきたんですけれども、高血圧で今現在お医者さんにかかっている人がどのくらい自己負担があるのかとお聞きをしてみました。おおよそですけれども、普通にまあ血圧の診断をしてもらって薬を院内で出してもらおうと1,000円くらいだそうです。しかし必要な検査を受けるとなると3,000円くらいのお金がかかると言っております。しかしこれから医療費が払えなくなるとします、そうすると保険証が、まあ短期証でも発行していただければ良いですけれども、今度は厳しくなって資格証ということになった場合にですね、たとえで1,000円でも払えれば医者にもいけますけれども、払えなかった場合には高血圧でも薬も飲めない、高血圧の方が薬を飲まなかったらどうなるかは皆さん御存じでしょうね。という結果が生まれるわけです。

それからあのまあ普通徴収やそうした低所得の方もですけれども、まあ例えば家族の中で今回は障害者の方は65歳から対象になるんですよ、後期高齢者の医療。と65歳の障害者の方がおいでになって、ご両親が高齢者だった場合に、それぞれの一人ひとりが医療費が必要になるわけですね。たとえ少なかりと軽減があらうと、それを支払わなければ医療にはかかれない。低所得であればなおさらそうした家族みんなが健康で生活を維持していくというのには大変な重荷になるというふうに私は思いますし、大変に心配をしているところなんですけれども、こういう問題が起きたときに、もしこの町の中でそういう方が出た場合にはどのような対応をされるのか、私はこれはだんだんに対応していけばいいことではなくて、今そういう方が発生した場合にどう対応するかを、この時点でこれから研究をし、町の施策を考えていかなければならない問題だと考えておりますので、お聞きをしたいと思っております。

まああの、新制度導入に当って、例えばまあ保険料やらあるいはまた生活困窮者でもって故にお医者さんにかかれないというようなことがあってはならないわけでありまして。ただそうした保険料を払わないあるいは意識的に払わないという人もいろいろあるかと思っておりますけれども、まあそれらはケースバイケースの中で個々対応をしながら、一方ではまた福祉の面という観点からも捉えて、いろんなケースも個々対応をきめ細かくやっていくことが必要であるというふうに基本的には思っております。

民生委員さんの掌握等も含めてそのことをやっていかなきゃいけないということでご

町 長

ざいますので、総まとめ的に保険料が払えない人をどう対応するかということではなくてですね、個々対応をきめ細かくやっていくということが必要だと思います。

それからあの障害者に伴うこの後期医療制度とのかかわりで今ご質問がございました。この方につきましては今度の制度に伴って、今65歳以上の障害者につきましては3割負担という形ではなくて、老人保健と同じように1割負担としてきたところでございますけれども、新制度につきましてもこれはあの同じように継続をしていくという考え方でございますので、従ってまあ変更になりますのはこの今までの加入保険税に替わって後期高齢者医療制度の保険料を払っていただくということでございます。変わるわけではございませんので同じようにあまりこの影響はないというふうに考えておるところでございます。

三浦議員

先程から保険料が替わらないとそんなに影響はないはずというふうにお答になっておられますけれども、例えばですね、この後期高齢者の医療制度によりますと、例えば家族3人が、先程言いましたように障害者1人お年寄り75歳以上がお二人であったら3人、今まではどなたか世帯主があとの2人は扶養として保険に入って保険料を払っている。それぞれの額としてはそれはどうなるかは私はそれぞれにわかりませんが、一人ひとりから年金からそれが差し引かれると、差し引いた年金が支払われるというのが今度の後期高齢者の保険ですので、それはまた一人ひとりの生活実態が関ってくる重要な問題です。簡単にそのように言える問題ではないというふうに考えております。いかがでしょうか。

それからもう一つ先程、先にお聞きをすればよかったですけれども、介護保険料、先程言いましたように普通徴収の方で約14人の方、私の計算では14人の方が未納者になっているという中で、この滞納の理由というものを、この方たちの滞納をしている実態というものについて、どんな状況なのかということ、把握をしておられるのかどうかお聞きをしておきたいと思っております。

住民福祉課長

最初にあの3人の方の例がありましたけれども、3人の方が国保へ入っていたとしたならば国保税がかかっておりました。均等割・平等割あと応能割ということで負担がかかっておりました。それが75歳以上全員になりますと3人が後期高齢者医療の方へ行きまして、3人それぞれに保険料がかかることとなります。ただこの保険料につきましてはその国保税とこの3人の保険料を足したものが高いかどうかということは今の段階ではわかりません。お願いしたいと思います。

それと介護保険料の未納者14人の件でございますが、担当の方でこれにつきましてはあの是非収めていただきたいということで、何回か分けて分納等もお願いをしながらやっているのが状況でございますが、まだまだ制度も分かっていただけない方も中にはいるというようなことをお聞きしております。それとやはりあの、どうしても今月は納めれないというような方もおります。以上であります。

三浦議員

私の手元にあります資料を見ますと、今回の後期高齢者の医療制度の保険料というのは、まあ厚生労働省の方で算定式というものができていて、大方この算定式のままでいくのではないかとというような見方がされているようでございます。そうしてみますと、その算定式に実態併せて見て計算していただくとおおよそどのくらいが今度の長野県での保険料になるかということが見えてくると思うんですけれども、私の手元にあります試算をしたというのを見せていただきましたら、75歳以上の夫婦で所得が1,250,000円

で資産が 30,000 円という方で、1 人は年金のみという方がいらっしゃる家庭は、月約 10,000 円くらいの、世帯ですね、かかるというような試算が出ているというふうに言われております。大変に大きな負担感があるというふうに感じました。

それで先程障害者の方のお話もしましたけれども、障害者の方がそういうふうに対象になってきて、本当であれば障害者の方というのはハンディを持っていて、医療も健常の方よりもまあ医療費はかかるというような方達が、更にそうした状況にその中に組み込まれていくということで、保険料が払えなければ資格証も発行されるというようなことになれば大変な問題でありますので、是非そうした資格証が発行されないような、誰もが医者にかかれるような、そういうためにも資格証を発行しないでほしいというようなことは、是非、県の広域議会には上げていただきたいというふうに思っているわけです。是非そうした議員の皆さんを通じてそういう声を上げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから先程、減免のお話などいろいろありましたが、例えばあの町にはいろんな減免の制度が、国保や町税、それから介護保険と減免制度があるわけですが、例えば先程言われましたような普通徴収で介護保険料を払っている皆さんについて、この減免での申請とか、そうした制度さえ適用されていけばもう少し生活が楽になって、健康維持、また生活維持ができるんじゃないかというようなことは考えられないのでしょうか。今までこうした条例・制度を使つての救済というかそういうものは実際には行われてきたのでしょうか。その辺についてお聞きをしたいと思います。

町 長 まあいずれにいたしましてもこれはあの新しい制度であります。従ってこれはあの一つの制度はルールに基づいて運営執行していくことが基本でございますから、基本的にはそういうルールに基づいた運営というものでやっていかなきゃならないというふうに考えておりますが、その中でいろんな個々の問題・課題等が生じてまいりましたならば、これはあのその代表でもって議会制度があるわけでありますから、長野県の広域連合の方へ必要な意見具申はしていかなきゃならんというふうに考えております。その他

住民福祉課長 減免制度でございますが、介護保険料につきましての減免制度の適用は、その低所得であるがためにこのように減免というのはございません。ですので、これはあの元々低所得の方につきましては保険料そのものが低く抑えられている、そういう制度になっておりますので、ありませんが、そういう場合には先程、町長言いましたように福祉面での他の対応がまあ必要かと、こんなように考えられます。

三浦議員 福祉制度で対応をしていくということが必要だというふうに言われましたが、そういうふうにご考えてみますと私はこの普通徴収をされている対象となっている皆さんというのは、ある意味生活保護の対象とも生活保護基準以下の収入であるとするれば生活保護の適用が必要になる、そうした人たちではないかというふうに感じるわけですが、実際にはそういう、まあ本人の申請がなければ、しないといえばそれまでですが、やはりそうした救済をしなければ医療もかかれないという方があれば、そうした民生委員さんを通じてでもそういうことを進める必要もあるということも出てくるのかなというふうに思いますし、また医療の面でも、医療保護というか、ありますね、医療だけを医療の分野では自分で医療費を払わなくても見ていただけるというような制度もあるというふうに思います。そうした制度の適用を進めるとかということが今までもあって然

るべきというふうな気もするんですけど、私が今までもう何度もいろんな質問をしてきたときには生活保護というようなことも適用されるんだと、そういう制度を使えばいいのではないかというような答弁も帰ってきたこともあります。しかし実際に、ではこの普通徴収で生活がなかなか苦しいと、未納もされているという方達に対して、生活保護が適用できるのか、されるのかその点についてお聞きしたいと思います。

住民福祉課長 この方につきましては個々みんな違いますので、年金から天引きがされないで普通徴収だで所得がないのかということ、そうではないかと思えます。土地の貸付料があったり、あるいは他に資産のことで所得があったり、あるいは資産を持ってたりというようなこともあったりするかと思えます。ですので一概には言えませんが、やはりあの個々の対応で生活保護基準以下であればこれは対応をしていかないと、こんなように考えております。

三浦議員 是非、住民生活よくそれぞれの実態を見ていただいて、きちっとした対応をお願いしたいとこの点については思っています。それからこれからは是非この、これから作り上げていく制度でありますので、住民の皆さんの実態を是非そこに反映をしていただいて、医者にかかれないとか、そのために今度は介護保険サービスを削らなければならないというようなことや、暮らしが非常に大変になるというようなことが住民の皆さんに生まれないような、是非キメ細かな対応と町の条例の中で適用できるものは是非そういう制度を使つて、住民救済に当たっていただきたいと思えます。

それで2つ目の質問、時間がありませんので2つ目の質問をさせていただきます。もう一つの質問は循環バスの試行運行ということについてでございます。循環バスが7月16日に安全祈願をして始まりました。それで非常に喜んでいただけたかと思いましたが、まあかなりあちらこちらで私は残念な声をお聞きしておるわけです。住民の皆さんからこの循環バスについて様々なご意見が寄せられているというふうにお聞きしておりますが、主だった住民の皆さんのご意見を先ず最初にお聞きをさせていただきたいと思えます。

町 長 循環バス試行を始めたことに対してのこの住民の声が今どのように出ているのか、また受けとめておるのかということでございます。循環バスにつきましては、かつての社協をお願いをして委託しておりました福祉バスに替わって、持続的な町の町民の皆さん方の足の確保という観点の中から、この循環バスに切り替えて今お話の7月16日から試行運転、まあいわゆるこれは実証実験、国の国土交通省の補助交付金を受けて始めたところでございます。なかなか厳しい今の運行の状態を見る限りにおいて、ご意見もいただいておりますので、そのとおりでございます。まあ2年間の中でこの方向を出していくという一つの試行でございますので、短兵急な結論をもってどうするかということではございませんけれども、やはりこれは日々利用されやすいように、そしてご意見に沿うような形で運行していくことは当然対応していかなきゃならんというふうに位置付けておるところでございます。

そしてまああの、今までのところ2月近くになるわけですが、寄せていただいております主なご意見でございます。発着所を役場でなくてコスモ21かJRの飯島駅にできないものかどうか、それから一部のまあコースの修正、停車場場所の増設ができないか、というような意見をいただいております。それぞれのまああの、乗る方の利便性とか個々にいろいろ違いがあるわけでございますので、なかなかすぐその対応という

わけにはいかない部分もございますが、全体的にはまだあの利用に当っての使い勝手というものがまだまだ浸透していないという部分もかなりあると思います。今後ともいろんな有線テレビ等も通じてPRに努めていきたいと思っておりますけれども、寄せられた意見・要望等は今後改善を重ねていく上で、よりまあ利用者の皆さんの実態からこの利用者の皆さん本位から考えたこの利便性というものを、何としてもまあ図って参考とさせていただいて、これからはいろんな、とにかくまあ乗っていただいてその体験の上から要望をいただきたいと。ひとつにはあの個々のそうしたご意見ももちろんでありますけれども、モニター的な方をお願いをして、あるいは団体でも個人でもいいんですが、一部そのことが今お願いして実際に実施をしておる部分もございます。実際そういう観点からみたこの運行がどうであるかということも一つの参考意見・材料として捉えて、今後、協議会もございますのでそこで広く議論をいただいて、いずれにしてもこれは持続的な方向として考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

三浦議員

実は先だって私は1日かけてどのコースも全部乗せていただきました。そして運転手の皆さんからもいろんな実際に運転をしてみてものお声もお聞きをいたしました。それはまた後日直接お話をしたいと思いますが、今、町長も言われたように、大勢の皆さんからの乗った方も乗らない方も傍観している方も様々な意見をお持ちのようでございます。そこでこれからそういう声を受けとめながら、先ず改善をしていかなければならないということでございますので、日程的にどのような見直しの仕方をされていくのかということをお聞きしたいと思います。これから冬季に入りますし、今の運行のあのペースでいきますと大変に私は危険があるのではないかというふうに見ておりますし、また実は出てはこれるが、町までバスに乗って出てはこれるが、帰り方が非常に複雑でどうやって帰っていいかわからないのでタクシーを使って帰ってしまうとか、家から迎えに来てもらうとか、まあ様々な方法で皆さん、来るけれど帰りはいろんな方法で帰っておりますので、一番大事なことは、来たら簡単に、バスにまた乗ったら帰っていける方法を是非検討していただきたいなあというふうに思います。それで日程についてとそうした声をどこまで取り入れた検討をしていかれるのかということについて先ずお聞きをしたいと思っております。

町長

試行運転の目標としてはまあ2年以内、この間に一つの方向付けを出して本格申請に基づく運行ということに切り替えていくという考え方でございます。日程的には今これを産まれるまでのいろんなあの町民の皆さん方の公募も含めた、方を含めた、協議会というもので立ち上げてまいりました経過がございますから、今言ういろんな意見を吸い上げてそれを今集約しておりますけれども、ほぼ3カ月に1回くらいこのことを集約、3カ月ぐらいを一つの期間のサイクルとして見直しをして、そこでのまとまるものと出来るものについては即反映をした運行の中に取り入れていくという、そのことの繰り返しになっていくと思っております。従ってまああの2年間非常に長いじゃないかということで、2年間何も手をこまねいておるわけではございませんから、そうしたことを繰り返す中で一つの定着を図っていくということでございますから、是非ひとつ、あの今日テレビにも写っておるかと思っております。多くの皆さん方に実際に乗っていただいて、忌憚のないご意見をお寄せいただきたいというふうに思います。

議長  
三浦議員

質問を終えてください。  
終わります。

議長

これより休憩を行います。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時54分 休憩  
午前11時10分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。  
8番 竹沢秀幸 議員

8番  
竹沢議員

それでは通告に基づき一般質問を行います。最初に平成19年度普通交付税についてであります。平成19年度普通交付税は3月23日同法の一部改正の法律が成立いたしまして、4月1日から施行され7月31日その額が確定したところであります。これを見てわが国の総額は15兆2,000億円でありまして、4.4%の減でありまして、臨時財政対策債を加えますと17兆8,000億円余ではありました。この改正点の中では新型交付税の導入、それから「がんばる地方応援プログラム」による支援措置などが盛り込まれているところでございます。

先の平成19年度一般会計補正予算において議決されたところでありますが、改めて飯島町への平成19年度普通交付税額の決定額と前年対比についてお尋ねいたします。

町長

竹沢議員から新型交付税に関連をいたしまして、最初に今年度19年度の普通交付税、この中に占めるいわゆる新型交付税と言われておる部分の占める内容についてのご質問かと思っております。お話をいたしましたように今年度から地方交付税の算定におきまして、全国ベースでは基準財政需要額、この12%に当たる部分が人口と面積を基準にしたそれぞれの市町村に見合った方式が取り入れられましたけれども、当町における交付税、普通交付税全体の決定額は13億11,922,000円でございます。前年度に比較して75,279,000円の減額ということになりました。率にして5.4%の減額であった、このことについては一昨日の補正予算審議の中でも申し上げたとおりでございます。このうちいわゆる新型の部分、飯島町の人口と面積に傾斜配分する部分につきましては約2億80,000,000円、率にして21%というふうに試算されておりました、全国のレベルよりも若干ウェートが高く計算をされたというふうに理解をしております。なおまたあの臨時財政対策債とのセットでございますので、この発行可能額は1億59,642,000円でございます。前年対比では9.3%の減ということになっておりますのでご報告申し上げます。

竹沢議員

それでは続いてこの新型交付税の中における「がんばる地方応援プログラム」についてでありますけれども、これはその、国の制度としてやる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力のある地方に生まれ変わるように町独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む自治体に対して支援を行うものでありまして、成果指標を交付税の算定に反映するものでありまして、平成19年度全国市町村分の割り増し算定額は1,870億円であります。飯島町の「がんばる地方応援プログラム」算定額は既に明らかになっているはずですが、いくらであるかということと、これは9つの指標から算定されるわけでありまして、その算定基礎についてお伺いします。

町長

今ご質問の「がんばる地方応援プログラム」この算定結果との基礎の数字の考え方でございます。お話のようにこの新しい考え方でありまして「がんばる地方の応援プログラ

ム」、新しい交付税制度の考え方の中に取り入れられた部分でございます。「がんばる地方応援プログラム」これはやる気のある地方が、自治体が自由にこの独自の施策を展開することによりまして、魅力ある地方に生まれ変わるような、前向きに取り組む地方自治体に対して、交付税の算定上の支援措置という位置付けになっておるわけでございます。普通交付税の措置といたしまして、歳出削減率あるいは地方税の徴収率、こういった行財政改革の進め内容、更には転入者人口、出生率、それからごみ処理の対応、更には若年者の就業率や事業所数などのこの成果指標というものを用いまして、算定をいたしまして、飯島町は町村グループの中でこの成果指標が比較をされるわけでございますが、このことが项目的には幾つか認められたところございまして、これが平均以上となったところを対象に交付税の割増し算定がされたというふうに理解をいたしております。

今お話にございました国の総額の全体枠では、約 2,000 億前後くらいが原資になっておるわけでございますけれども、飯島町はこの内の 1 億 200 万円、これがこの「がんばる地方応援プログラム」のメニューの積算として算定して、交付をされてまいりました。上伊那郡下 8 市町村の中では辰野に次いで 2 番目に多いこの部分の交付額というふうに理解をいたしております。

なおまたこれとは別に、特別交付税におきましてもこの具体的な成果目標を掲げた自治体独自のプロジェクトが認められておりまして、飯島町におきましてもこの取り組む経費の一般財源に対しまして、国では 1 町村当たり 3,000 万円を限度に 3 年間措置されるという制度でございますので、町も積極的にこのことに取り組んで今やっております、子育て支援の問題、人口増や活性化の問題等々、7 つのプロジェクトに対応して今応募をかけておる最中でございます。具体的な内示、決定等につきましては年度末を待たないと、決算時でないと確定がされませんので今のところ額の見込みは立っておりません。以上でございます。

只今、ご答弁いただきましたように、辰野に続いて飯島で 1 億 2,798,000 円の交付が確定したところでありますが、そこで今指標の内容について縷々説明がありましたとおりですが、後段の部分で若干あの今後の取り組みについての施策の答弁があったところですが、要するにその飯島町の財政の中で地方交付税が歳入に占める割合が一番多いわけでありまして、厳しい財政の進む中で、多いにこの町がいろんな意味で努力をして、こうした応援プログラムの算定額を引き上げていくという努力をするのが課題になるかというふうに思うわけでありまして。

そこで行政改革の関係、それから当町でいますとあと農業産出額、それから製造品の出荷額、あるいは若年者就業率及び転入者の人口の増といったような、こういうデータがあの大変飯島的にいうと他に秀でる部分になってくるのかなと思うわけですが、こうした指標による成果を上げるために、平成 20 年度に向けてどのような取り組みをやっているのか、そのいわゆる地方応援プログラムの算定額の増額を図るのに、どのような手法を今後とって行こうとしているのかについてお尋ねをいたします。

今お話のように、交付税総額がいろんな三位一体も含めて減らされてきておるといふことの、この負のまあ方向、考え方の中で、逆にこの財源に頼る行政運営というものの方が大切であるわけでありまして、何としても頑張って、この交付税確保というものは将来とも図っていかねばならない、その一つの要素に今各町村の固有の取り組みというも

のにスポットを当てておるこの制度でございますから、最大限の活用と努力をしていかなければならないというふうにしておるところでございます。今後ともそういう考え方でいかなきゃいけないというふうに思っております。本年度のこの 9 項目からなるこの成果指標について、やってまいりましたけれども、それぞれのまあ指標を見ますと、今お話のとおり、行財政改革の問題、人口増若者定住の問題、農業の活性化の問題、商工業の更なるこの売り上げや工業出荷額といった、いろんな複合的な要素が絡んでまいりまして、各町村間でもこれはあの競争の一つの分野であるわけでございますので、町もこれからも地域総合計画にもいろんなメニューが謳われておるわけでございますけれども、これらは全て町の重点戦略に繋がる大きな課題でございますので、こうしたことを掲げて、何としてもこれが成果の指標に取り組まれるような努力をして、確実に交付税の増額に繋げていきたいというふうに考えておるところでございます。

それではあの地方応援プログラムの関係につきましては、今町長答弁あったとおりでありますので、今後とも算定額が増加できますようにご努力をいただきたいということをお願い申し上げておきます。

続いて、まちづくり交付金の将来構想についてということについてお尋ねをいたしたいと思っております。平成 23 年度以降まちづくり交付金申請の事業を、まあいわば第 2 次分のまちづくり交付金ですけれども、こうしたもののお考えがあるかどうかということでありまして。

現状平成 19 年度から 5 カ年間、国土交通省の財政支援として、まちづくり交付金を受けまして、国道バイパスのアクセス道路としての町道堂前線改良工事、公共交通としての循環バス、特交賃住宅建設、防災無線整備、また赤坂グリーンヒル集会施設など多くの事業が展開されておりまして、公共施設等の整備が進むわけでありまして。本事業は平成 23 年度事業完了となるわけでありまして。従って平成 23 年度以降の普通建設事業はどのような財源を確保し事業展開するかが求められているわけでありまして。従って第 2 次のまちづくり交付金を想定している場合は、どのような事業を取り組みをしていこうとしていらっしゃるのかについて先ずお尋ねをいたします。

竹沢議員、2 番目のご質問であります、まちづくり交付金の将来構想、取り組みの問題でございます。今後今の計画が終わった後の 23 年以降で対応していくべき申請予定する事業想定しておるかということでありまして。今お話にございましたように現在この交付金制度を取り入れておる事業は、伊南バイパスのアクセス道路の堂前線の改良を始め、数々の事業で取り組んできておるわけございまして、お話のとおりでございます。一応平成 23 年度まで 5 年間という考え方の中で、国土交通省の採択を得て事業を実施をしておるわけでございます。従ってまあそれが順調にいったといたしましても、次からの 23 年度以降はどうするのかという考え方が当然まあ、事前に構想を立てていかなきゃならないということになってまいります。ご承知のように今の 10 カ年の第 4 次町の総合計画・基本構想というもの、22 年で終了をいたします。従ってその 5 年間、中間の中期総合計画も同時に終了をすると、後期計画が終了するということになりまして、町の新しいまた方向というものを全面的にひとつ構想替えをしていくと、手直しをしていくという作業になるわけございまして、従ってちょうどタイミング的にもこの、まちづくり交付金というのはそうしたレールに乗かって検討していくということでありまして。当然これは将来とも地方自治体を取り巻く情勢は厳しいわけでありまして、

竹沢議員

町 長

竹沢議員

町 長

先程のがんばる地方応援の交付税制度とも相まってですね、この国の有利な補助金交付金等を活用していくことはやはり必要なことであるという基本的な考え方であると思いますので、一応この制度は4割交付金ということでありましてけれども、いろいろと次の構想樹立に併せてこうした制度も取り入れてやっていくということは当然考えておりますが、メニュー的にまあおっしゃったように、この制度がその5年後に引き続いてあるかどうかというものはちょっとまだ予断を許さない部分もありますけれども、いずれにしてもそれに代わる新しい制度がまたできれば別であります。現行の考え方の中からその制度の存続というものを勘案しながら、メニューとしてまあ取り入れていく、いろいろ課題があるわけでありまして、道路整備、河川整備それから地域の防災の問題、情報通信の問題、まだまだ多くのプロジェクトが山積をしておりますので、ハード、ソフト両面含めて、これからいわゆる次の構想、中期総合計画それから実施計画、きめ細かく可能なメニューは対応していく必要があるというふうに思っております。

竹沢議員

まちづくり交付金の将来構想について、次期町の長期構想とも関連をしながらの答弁をいただいたところであります。そこであの先の話ですけど、具体的なメニューとして今から想定しておかなければならない課題があるかと思えます。地元からもそういう要望が出ておりますが、いわゆる国道153号線のバイパスが23年に堂前線のところまで供用開始されるといたしますと、その先いわゆる田切地区の国道バイパスの工事が促進されるわけですが、それに連結をする町道及び田切地区の現在の国道と交差している交差点の拡幅、こうした事業が地域要望としてその時代には求められてくるということになるかと思えますし、田切地区からもそういう要望が既に出ておりますので、そうしたことについて時期構想の中に取り入れていただきたいということをお願いいたします。またコミュニティー施設、集会施設であの耕地の名前を申し上げちゃ恐縮ですが、いくつか老朽化した集会施設があると思えます。で今回のまちづくり交付金事業には載っていませんけれども、地元要望があって老朽化している集会施設があるので、それを次の時期の構想の中に盛り込むべきであろうというふうに考えております。

それから町の財政事情の中で、今時は堂前線整備をメインでありましたけれども、それ以外の町道について、町の財政事情の中で先送り、先送り、先送りをしている事業が多々あるわけでありまして、こうしたのも見直しをして第二次まちづくり交付金事業の中に織り込んでいくという必要があるのではないかというふうに考えますけれども、こうしたことについての町長の見解をお尋ねします。

町長

この制度を使つての事業の実施ということについて、平成23年以降の問題で少し遠いような気もいたしますけれども、実はあの153号バイパス田切地区につきましても、いよいよ今年から調査に入って加速度的に進むと思われま。またそう期待しておりますけれども、10年以内と言わず7年くらいで何とか全線開通というような希望を持って、今いろいろとお願いしておるわけですので、そのこと。それからもう一つ田切地区では竜東線の問題が、その先線の問題が近々まあ一つ具体的なまた考え方を持って地元と協議をしていく課題があるわけでありまして、これらは23年度後以降に考えるということにはまいりません。既にまあ今年・来年あたりから具体的なそのアクセス、田切地区でのアクセスをどうするかというようなことは、きちんとまあそのアプローチの問題もございまして、含めて議論をして位置付けしていかなきやならん

ということがございますので、先のようにございますけれどもひとつそうした面に沿ってやっていかなきやならないし、かなり先送りしておりますこの地元要望の道路も数多くあるわけですので、できるだけまあひとつ財源を得て実現していくかということも考えていかなきやならないわけですので、それらのこと。更にはまた防災行政無線もこれは移動系は今回やりますけれども、その先の固定系もかなりのこの費用を伴ってございます。果たしてこれがまた適用になるかどうかまあちょっと微妙なところもございまして、そうしたことも含めて精いっぱい制度の活用を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

竹沢議員

それでは続いて、話題を変えまして、国民健康保険証の個人ごと交付とカード化について、ということについてお尋ねをいたします。私も国保の加入者ですが、国民健康保険証について現在の世帯ごと交付から被保険者ごとの交付ができないか、また社会保険のように個人ごとのカード化ができないかについてお尋ねをいたします。私が実際体験した事例ですけど、8月のある日に同居の他の被保険者がAという医療機関へ治療に保険証を持って行ったわけでありまして、同じ日に私が1泊2日の人間ドックでありました。従って私は保険証を持たずに病院へ行きまして窓口で手続きをし、保険証がないということを述べて、ドックを受けまして翌日家族に病院へ保険証を届けていただいたわけですが、ということで現状ですと初診で同一家族が同一日に2人以上治療することというのは、現在の世帯ごとの保険証ではそれをすることができないと、こういう現状にあります。で先程何かの関係で答弁がありましたが、国民健康保険の保険証は10月1日から新しく変わるようになるようになっているわけですが、要はこの保険証をですね、医療機関にかかる人の利便性というものを考えて、既に全国的にはそういう取り組みが行われておりますが、保険証を社会保険並みに被保険者ごとに交付することができないかお尋ねをいたします。

町長

ご質問はその現在の国保の部分につきまして、その被保険者証、社会保険のようにカード化できないかということでございます。この国民健康保険の被保険者証につきましては平成13年の2月の規則改正というのがございまして、1人1枚カード様式が可能になったということでありましたが、当分の間はまあ市町村の事情によって従来の方式でもいいよということで進んでまいっております。飯島町も従来どおりの考え方で今、家族共通の保険者証、いう形になってやっております。県下のほとんどの市町村がその従来のままの考え方で今やっております。まあいろいろと財政事情等もあるわけでありまして、なおまた一方で先程も出ておりましたこの新しい後期高齢者医療制度、これのスタートにあたっては1人1枚のカード方式が最初から導入をされてまいります。従ってあのやっぱりこれは郡下・県下統一した考え方の中で進むべきであるというようなことから、上伊那郡下広域連合管内でも具体的に今事務方の方でその方向性を進めておまして、今の現在の状況と見通しについて担当課長の方からその状況を申し上げますのでよろしくお尋ねいたします。

住民福祉課長

只今の質問でございますが、上伊那郡下におきましてはカード化にしたいというふうなことで、現在上伊那情報センターを含めまして、システムまた経費につきまして研究を始めたところであります。今月末にはこちらの結論が出るというふうなことでありますのでお尋ねしたいと思います。

竹沢議員

そういうわけで法改正があったんですけど、全国で1番最初に被保険者ごとの国保証を発行したのは埼玉県の確か志木市であります。本県では9市町村がカード化しております、今年度6つの市が新たにカード化をいたします。ご紹介申し上げますと、先般、衛生部国民健康保険室にお尋ねしましたところ、先ず佐久地方で南牧村、軽井沢町、立科町、松本平で山形村、それから市で佐久市、中野市、長野市、松本市、須坂市、これが既に現在実施しております。それから今年度新たに実施いたしますのが上田市、飯田市、小諸市、それから市町村合併致した千曲市、東御市、安曇野市であります。今ご答弁いただきまして広域連合、情報センター含めましてシステム開発それから経費について検討されて、今月中に結論が出るということですが、検討中ですのでまだ分からないかもしれませんが、いつから実施をするのかその実施年度というか時期が分かっておりますがご答弁ください。

住民福祉課長

これにつきましては、新しい保険証がまあ今年度中には交付をされますが、システム開発の中ではできれば新年度に統一した形でやってまいりたいということでございますが、まだ郡内での結論、いろいろと市町村によっては意見もございまして、統一するまでには今月いっぱいかかるかと思えます。以上であります。

竹沢議員

只今の答弁あったとおりですが、あのそういうわけで必要性については皆さんもご理解いただけるかと思えますし、そういう方向に今流れているわけでありまして、住民要望を踏まえて事務方の方も含めて早期に上伊那広域連合傘下の各市町村、統一していただいて、早期にできるよう要望いたします。

それでは最後の質問ですが、町政2期目に臨む前提で問題点の課題は何かということ、冒頭同僚議員から質問があったところありますので、重複するところを避けまして、質問や提言をしたいというふうに思います。

先ず第1に町長のリーダーとしてのまた執行者として過去を振り返って、その成果と問題点また課題について冒頭答弁があったところですけども、的を絞ってその町長がよく言いましたその町民の目線に立って行政を司るという点ではどうだったのかお尋ねします。

町長

今まで4年間まあご支援をいただいて行政運営に携わさせていただいてきたわけでございます。公約の一つに住民の、町民の目線に立った思いやりのあるこの行政というもの一つのスローガンに掲げてやってきたつもりでございますし、また職員もそのことに精いっぱいまあひとつの最大の意を注いで取り組むように、意識改革を持ってやってほしいということも常に申し上げて、督励をしてやってまいりました。いろいろと出来得なかったこと、できた部分、いろいろあろうかと思えますけれども、いくつか取り入れた施策の中でそのことも反映をさせていただいたというふうに思っておりますが、反省の部分とまだまだ課題の部分と両方あるというふうに思っております。

竹沢議員

過去を振り返ってあの私なりに思うことを幾つか述べていきたいと思えますが、私思いますにこの現在の少子高齢化の中で自立をいたしまして、地方分権・住民協働を推進していくのに求められていますのはこの住民の皆さんをリードして、また安全・安心のまちづくりを推進するための町長、副町長、それから側近幹部職員の政策立案能力というものがその向上が必要だというふうに考えるところでございます。その上で町長自らのリーダーシップを発揮するということが必要ではないかというふうに考えるところで

あります。私も幾つかの政策提言を一般質問の場を置いて行ってきたところがございますけれども、町長は検討するとかあるいは住民の盛り上がり期待するとかの答弁が間々ありまして、即やっていた事業もございまして、即、部下にこの指示をして検討をさせ、実現するといったそうした実行力というのが全て満たしているというふうには言えないというふうに思うわけでありまして、例えば以前提言した自治基本条例もそうですけれども、これは必要と考えるのであれば、住民下からの盛り上がりも必要でありますけれども町長自らが、住民合意形成をいわゆる手続きもしながらも、自ら町民の皆さんついてこい、町民のための憲法であるというようなことを提案すべきであるかと思えます。わが国の憲法も国民の皆さん全員で作った憲法ではありません。それは先程も触れたように町長自身及び先に指定した副町長及び側近幹部職員の政策立案能力というものの向上が必要であるというふうに考えるわけでありまして。

全国では首長さんたちのいろいろな取り組みがあります。例えばあの先進自治体、市町村の名前の紹介は省きますけれども、新しい政策を打ち立てていろんな事業展開をしております。そうした事業がだんだんに全国に広まっていろいろ制度化していくのが通例ですけども、この首長間で定期的に集まって〇〇サミットとか題しましてですね、学習会をしたりまたお互いの政策を交流し、またその事業を検証しようというようなことを集まってやっているグループが幾つかありますけれども、ご案内でしょうか。またあの首長さんの中で、私的なこの諮問機関というか、そういうものを作りましてですね、大学の教授ですとか知識経験者そうしたその自分のブレーンを作って、学習会をして政策議論を進めていくとそういう首長さんも全国にはいらっしやいます。そういうことでいろんな手法があるんですけども、町長自身更に自ら学習して、側近にですね年功序列型の人事ではなくて有能な職員を配置して、政策能力を高めて、即実践力のあるような執行体制を確立をして、町民の皆さんに私に付いてきてくださいという気構えがあるのかどうか、また政策能力を高めるにはどうしたらよいかについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。何故かと申しますと、そうした町執行側が先進的で優秀な自治体であれば、当然にして車の両輪である議会についてもですね必然的に活性化されるわけでありまして、我々議員自身も自ら学習しないと政策提言はできないということで、よい議会活性化ができるわけでありまして、そういう意味を含めて町長の見解を求めます。

町長

まあこの約4年間にいろんなあのこうした質問、一般質問を通じて、また竹沢議員からのご提言もいただいて、検討をする、また前向きに考えるということも幾つもございまして、まだまだこれからの課題であるわけでありまして、まあ住民自治条例、竹沢議員のいつもの持論でまあ提言をいただいておりますけれども、これもまあ更なるまた時代の検討課題というふうには捉えておりますけれども、まだ具体的に動いている段階ではないということでございます。

そこでまああの、行政の執行者たるもの、このリーダーとして常々その足跡を振り返りながら反省をして問題点を洗い直して次の課題に対処していくということは、町長として当然の責務というふうに考えておるわけでございます、反省点も多々あるわけでありまして、町民の皆さん方のこの意思、まちづくりに対する思いの意思というものがあるのかということ、先程のお話のように、その目線・立場に立って、それをできる限りまあ掌握をして拾い上げて、施策の実践に移していくということが課

せられた使命であると、それにはまあ副町長以下職員とも一体となってそのことに向かって、施策のこの枠組み作りをしていくという形になるわけであります。その裏には財政事情の問題もございますし、一方でまた行財政改革も進めていかなきゃならないと、限られた職員ではなかなか対応できない問題もあるということもございますから、なかなかこの思うような描けるような状況にはいきませんが、やはりここは苦しくても発想の転換、常に知恵を出し合っていくというその基本的な考え方は大事でありますので、厳しいわけでありませうけれども、これはどなたが対応してもひとつの住民本位の政治を前面に出した考え方をしていかなきゃならない、そういう今時代であるというふうに思っております。

竹沢議員

それではあの今取り組んでいる事業の中でね、問題であるなあということでこれ指摘をしておかないとその秋の戦いのこともありましてですね、と思うわけです。現、高坂町長ご活躍の事業の中で、まあ幾人もの同僚議員が今回の一般質問で取り上げております、この循環バスなんですけれどもね、これ慎重にやらないと、また対応をですね俊敏に対応しないと、町長の政治生命がこの危機に瀕するのではないかとというふうに私ほんとに危惧しておるところであります。この事業そのものはですね合併してもそれから自立をしても行うべき事業ということで位置付けられておりまして、当時の合併化準備説明会の折りにも説明してあるわけですから、そのこと自体は町民の皆さんは十分認識しているはずであります。で、自立した以後にふるさとづくり計画に基づいてこの事業を行うということで、私も一般質問で前倒しをしてやるべきだということをお願い、ふるさとづくり交付金を用いて1年早くやるということで事業着手されたわけでありまして、それで現在試験運行とかまあ社会実験が行われているわけですが、その利用者がほとんどいないというこのね、これはその循環バスというものの必要性が問われているということだと思います。

町長言うように、これからですねその多く乗ってもらうようにPRをすればいい、その必要性がなければ町民の皆さんは利用しないんじゃないかと思うわけです。ですからその手法というものを考えなきゃいけない、で元々自治体経営の病院もそうですけど、本事業もですね赤字覚悟の事業であるわけですね。収入と支出を考えれば当然赤字の事業として、逆にいうとこれは公共交通として町が行うべき仕事であるわけですが、その公共交通として行わなければならないその守備範囲というかね、その手法はどなかということに限界を考えてやらないと、いわゆる他の町内におけるタクシー業者もありますし、電車もあれば自家用車もある、それで以前には福祉バスもあった、そういう中で今試験をしているのは循環バスなんですけれども、ホントに循環バスでいいのかどうかということを含めて考えていかないと、多額の費用を投じてのですね事業についての町民の皆さんが反発が多くあるという現実で、私もあのあちこちからそういう批判論のご意見を賜っております。従いましてこの循環バスのあり方については同僚議員の方から質問がありますのでそれにご答弁いただければいいですが、私としてはこの循環バスそのものについてのご答弁をいただかなくても結構ですし、また次回の定例会でこの私としての公共交通として今循環バス事業どうあるべきかについて、また提言を申し上げますけれども、例えばですね、この循環バスの問題をね、反対だと言って対立候補が出るかもしれませんね。でそうしたらどうなるんですかね、大変なことになるのかなと思っておりますが、あの私思うにはこの本事業を長い間試験運行をしてね、その後に云々も結構

だけれども、そうじゃない町民の声もありますので、別の方法で早い機会に違う手立ても打っていかないと町長に対する批判がね多くなるんじゃないかということをお心配するんですが、あの循環バス事業そのものの中身じゃなくてね、そういうことについての町民の声っていうかそういうものについて町長どう考えるかお尋ねします。

町長

これはあの多くの町民の皆さん方の要望として施策としてまあ作り上げた一つの施策でありますから、事業でありますから、軽々しくこれを今すぐ蓋を開けてみて意外であったということをもってのみで廃止とかというわけにはまいりません。じっくりまあひとつのどこが問題でありどこがこの悪いのかと、確かにあの私もそう思います全部乗ってみましたけれども。私ひとりのときの方がほとんどであると、あの昭和病院のコースは若干多く乗っていただく、数字が多いんですけども、非常にあの40何分もかけて1つの目的地へ行くということのこの理解度がなかなかこれは難しいわけでありまして、かといって便数もコースもそうふんだんに増やせるようなものではないというふうに思います。非常に難しい問題があって、ただただこれは町民の将来のまあひとつの足という、この確保という大きな前提に立っておるわけでございます。そこにまあ福祉バスに代わる住民要望から生まれてきておる施策を、厳しい中にも国の交付金を得て進めて立ち上がったという段階でありますから、おっしゃることは十分竹沢議員以上に私も毎日見て胸を痛めたりこう考えておるわけですが、こうやって見て試行錯誤をして将来こう持続可能なものを作り上げていけるかどうかということをお徹底的に議論をして、そして将来のこの足の確保には是非繋げていきたいというふうに思っております。今短兵急なこの結論をもってここで議論するつもりは毛頭ございません。

竹沢議員

そういうわけで循環バス事業、多くの、同僚議員から質問もありますし、また町民の皆さんの今時関心の高い事業でありますので、慎重に取り扱いをしていただき、その事業の目的が達成できますようご努力をいただきたいというふうに思います。

次にですね、簡単な方法をいくつか提案しますので、やる気があるかどうかお答えください。先程も述べましたように全国の市町村長の中で一生懸命頑張っておる人はいろんなことでこの知恵を出して頑張っておるんですけどね、例えば近隣のそれこそお隣近所のある村ではですね、その村の出身の長野県の職員と理事者との懇談会というのを定期的にやっております。これは必要性を言わなくてもわかると思いますが、ですからして、長野県の職員ですとか国土交通職員で飯島町在住の方がいらっしゃるんですけども、こうした方ですね理事者が懇談をするということは、得はしても損はないというふうに思うわけです。そういうあのそういう方々がですね将来はだんだん幹部になっていくとそういうこともあるわけでありまして、そういう人づくりとかそういうことも町が引き上げるという意味も含めて、またその見返りも、期待しちゃいけません、そういうものも含めましてですね、こうするという事はいいことじゃないかと思っておりますが、そうしたことをおやりになったらどうかということをお提言いたしますけれども、お答えください。

それからですね、まあ全国で首長がおるんですけど、選挙やって当選した暁にですね、そのまあ政党もあのそういうことをやっていますけど、政策実現のマニフェスト、こうしてものをですね住民に明らかにしている市町村長さんがいます。これはあの例ですけど、ある市の市長さんの政策実現マニフェストというものでありまして、市民に知らせたホームページへ載せております。あのこれは難しいことじゃなくて、横文字で

いと難しいけれども、要はこういうことを書いてあるんですよ。政策をですね3つに区分して、先ずね1年以内にすぐやります事業、2つ目に2年以内にやります事業、3つ目に4年以内にやります事業というふうにこの事業をですね頭出しをして、そのことを市民に知らしめることによって市民に分かってもらうと同時に、自らもその責任において市政を運営していくと、そういうことでおやりになっていると思いますけれども、こうしたのもですね、これはあの一つの例ですけれども、この手法は他にもありますが、こうした方法。今2つ提案いたしましたけれどもこういうことについていかがでしょうか。

町長

ご提案のありました最初の町出身あるいはまあこの近隣出身の、県あるいは国の機関のみならずですね、今その腰弁当を使ってでも確保していくといいような、このお医者さん対応の問題等も含めて、相談に乗っていただいたり、また意見交換をしたりというこのことは大変まあ大事なことだというふうに思っております。あの私個人にはまあ、県へ赴いた折りにも、また名古屋の国交省の整備局や本庁の、まあ国会議員の皆さんもはじめとしてですね、各省庁その都度時間の許す限り回ったりしてご挨拶したり、町の状況をお話申し上げたり、そしていろいろ予算付けの問題も親身になってお願いしたり、ということを繰り返してやっておりますが、一つのこの町の単位としてですね、この郷土を思っていたく、あるいはまた国の中央の情報も逆にいただくというようなことも大変大事かと思っておりますので、今、ふるさと大使あたりは事業に触れてやっておりますけれども、そういう実務的なことの中でこれからも形としてやっていくことは必要であると思っておりますし、またひとつには今具体的にふるさと納税制度がいよいよ具体的な検討の中に入ってきたようであります。いわゆる寄付金控除方式でも多分いくんではないかというふうに思っておりますけれども、これもまあ上伊那と申しますか町出身の都会の郷友会等を通じて、是非そうしたことについても理解をいただいて、このふるさと納税制度につきましても一部をこちらの方へお願いしたいというようなことの中で考えておりますので、積極的に進めてまいりたいと思います。

もう一つはマニフェストの問題、これはあのそれぞれの行政に携わる者が事前のその姿勢として政策を示して訴えていくことは当然でございますから、今後どういう形にしろこれは必要なことであるというふうに理解しております。

竹沢議員

高坂町長の町長選に臨む姿勢につきましては、今定例会最終日に表明されるということでありまして、まあ願わくば充実した飯島町が持続可能な、私が常に申し上げるキラリ輝く個性的な豊かな町として、町民の皆様が安全安心そして幸せに暮らせるよう、町民のリーダーとして出馬表明され、我々議員と政策を多めに議論をし、町民の負託に応えるよう頑張り、夢のある明るい飯島町を実現をしようではありませんか。そういう意味で最後に町長の所見を求めて質問を終わります。

町長

まあ竹沢議員全般の質問を通して激励とまあ叱責もいただいたというふうに重く受け止めております。精いっぱい努力をしながらまた決断をしてみたいというふうに思います。

竹沢議員

終わります。

議長

ここで昼食のため休憩をとります。  
再開時刻を午後1時30分とします。休憩。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。  
4番 坂本紀子 議員

4番  
坂本議員

それでは通告に従いまして、内堀醸造の排水における職員の対応についてということでお尋ねします。先月8月18日に内堀醸造から流れ出た排水に問題があり、中平、北河原地区へ流れる農業用水の取り入れ口からその排水が流れ込み、苦情が役場へありました。その時の職員の対応についてということでお尋ねします。先ず中田切川に流れ込む排水口の位置については内堀醸造が来られる以前に既にあったものです。平成8年3月7日から8月31日の工区で久根平工業団地が造られました。その時、排水における最終の排水口の位置を、どのように考えて現在の地点に決定されたのか簡潔にお答えください。

町長

坂本議員から去る8月に内堀醸造会社から出された排水のことで、田切地区の皆さん方にご迷惑をかけたということに関して、ご質問をいただいておりますが、町が企業導入、誘致をした企業、例えば一時期、一時でありましたけれども、こうしたご迷惑のかかる事態になったこと、道義的にも感じておりますし、また2度とこのことのないような対応をするように厳しく会社の方に指導をして、徹底をして改善策等も報告を受けておるところでございます。またご質問によって順次お答えをしておりますが、その中で特にこの久根平工業団地、この排水口がまあ中田切川に一つの経路を経て専用排水路として出ているわけでございますけれども、この取り入れ口が農業用水の、まあ下流に向かってということでございますので、一つの方向にあるということに関してのご質問であります。

工業団地の造成につきましては相当規模の開発を必要としますので、一定の規模を超えますと開発行為という許可が必要となります。この開発行為は、土地も形状変更に伴う、各施設含めてでありますけれども、建築確認前の都市計画法上の許可が必要であるということになります。当然この排水施設につきましても十分であるか否かの判断をして造成をしてきておるところでございます。そこでまあ排水ポイントにつきましては地形的な制約もあり、現状の地点となったわけでありまして、結果的に用水の取り入れ口の上流に位置されたことにつきましては、排水基準内での放流を前提として考えておりますので、特に支障はないものとして許可されてきたと、こういう経過がございます。仮にまあ一つの考え方の中で、この取水口の農業用水の取水口の下水にその工業団地の排水を位置したといたしましても、更にまたその下流には幾つかの取入口もあるわけでございますので、直接、間接、薄まる、薄まらない、いろいろ問題はあろうかと思っておりますけれども、直ちにこの構造をもって、この構造的にどうこうということにはないというふうに考えておるところでございます。従ってあの排水は関係法令を順守することはもちろんでありますけれども、基準以下であってもできるだけまあきれいな水にして放流することが、企業が今求められておる努力責任ということでございますので、今後とも企業も更にそのことを踏まえて努力してもらおうよう指導を強化をしておるところござ

います。以上であります。

坂本議員 飯島町さわやか環境保全条例の中での町の責務の第4条では、町長は環境を保全し環境への負荷を低減するため、必要な施策を講じなければならないとあります。只今おっしゃった中で、農業用水の取り入れ口は工業団地を建設する以前からありまして、なぜ工業団地を建設した際に、あの距離的にわずか10数メートルしか離れていないということが現状なんです、それに対して、町としては出てくる排水がきちっとしたものを流してくれるということを念頭に置いて造っているので大丈夫ということの答えでしたが、中平、北河原当時の耕地総代、水利の方々からは排水口の位置を取り入れ口より下に持って行ってほしいという要望も出ていたとお聞きしましたが、そういう中でどうしてそのような工事になったのか、10数メートルしか離れていないということであれば、あの取り入れ口の下をくぐらせて排水管を通すということはそんなに難しいことではなかったと思いますが、それについてお答えください。

町長 であの、ひかり味噌の工場からの排水の問題も平成8年以前から出ていたことなのに、工業団地を造るに当たり何故その教訓が生かされなかったのでしょうか。その点どういうふうに考えていらっしゃるのかお答えしてほしいと思います。

町長 久根平工業団地の造成につきましては、今から、約20年くらい前に計画が策定をいたして、地権者のご協力をいただいて、町の企業振興、工業導入の一つの拠点として造成をした施設でございます。当然のことながら既存の農業用排水路に入れるのではなくて、直接、一級河川しかも中田切川に入れていくという形でございます。この構想段階からは地元の田切区と十分、まあイコール、水利組合でもございますので、協議を重ねてまいりました。そういうあのご希望もあったかに思いますけれども、一つのこの勾配あるいは土地利用上のルートの設定等の問題、ぎりぎりのところで地元のご了解を得て進めてきたということになっております。でまあそれより更に古いこのグリーン工業団地ですね、北河原、中平に位置しております。これにつきましてはこの当初同じような考え方の中で、一管排水路でもって直接天竜川へ放流という構造になっておるわけでありまして、同じように地元の協議を経て進めてまいりました。たまたま導入してきた企業が、まあ導入というか、ひかり味噌、まあ固有名詞で恐縮でございますが、これはあの自ら進出をいただいたという経過でございますけれども、大変まあ地元の方々にも初期段階ではご迷惑をかけてきたというふうに思っておりますが、施設改善もなされて、最近ではまあ、まあまあそこそこの企業努力をいただいておりますというふうに受け止めておりますけれども、当然この久根平の施設につきましても、水質基準の環境問題というものは十分に意を注いで、そのことをもって地方事務所、いわゆる都市計画法上の開発行為の許可は得られておるということでございますので、まあ不幸にして今回の場合は一過的なものでございました。従ってあの当時の構造がどうのこうの今回のあれに繋がったというふうには考えてはおりませんが、やはりこれは第一義的には企業の責任というふうに捉えて、今後の経営の中で十分対応をしていただくように厳しく指導をしておるところでございます。

坂本議員 内堀醸造は水質汚濁防止法の特定施設ということで、県に届け出ており許可が下りていると思います。今回のような問題が発生した場合、職員は地方事務所へすぐ連絡する必要があったのではないかと思います。その点についてお答えください。

また、さわやか環境保全条例の中での第35条に、町長は環境に関する苦情のあるも

の、又は紛争の当事者から和解等の斡旋の申し出があったときは、速やかに実情を調査し適切な解決に努めなければならないとあります。この条例からすると住民からの苦情があった段階で、職員は課長にすぐに報告し、また課長もすぐに町長に報告する義務があったのではありませんか。そして現場にもすぐに出向き実情を調査し、その場で対応できることをすぐされましたでしょうか。これについてもお答えください。

町長 この件が発生をいたしましてから、この職場組織内での伝達、事実把握というものがかちよとお盆の中、最中というようなこともありまして、現場の企業の方の職員、それから役場の方の職員の体制の問題、今にして思えば反省する、この連携段階での落ち度があったというふうに思いますし、私自身もすぐその情報を聞き得なかったというところは反省しておるわけでございますけれども、一応このことが判明をした段階では、すぐに必要な理事者としても指示も申し上げたり、県との折衝、それから地元対応、企業との対応、精いっぱいスムーズにしてきたつもりでございます。経過等の若干細部につきましては担当課長の方から申し上げさせていただきます。

住民福祉課長 只今のご質問でございますが、18日の土曜日でありました。このときに田切の水利組合長さんから、この用水に濁った水、泡が流れてくるというような報告を受けまして、担当職員が出向きまして下から上流に向かって発生源の確認に行っております。これが18日でありまして、たまたま特定な企業が見つかりましたので、そこで責任者を呼んで、こういうことでは困るということで話をし、責任者は今対応をしているというものでありました。従いましてあの町の職員の対応が遅れたということはないと思います。ただ月曜日の日に私の方へ職員から報告がありまして、それを即、理事者の方へ伝えられなかったというのが一番の問題ではないかとこんなように思っております。後の経過につきましては全協等でもお話をしたとおりでございますが、28日の日になりまして企業の方から報告書が初めて出されまして、事故の詳細を知ったのはこの時であります。それまでは口頭での報告は何回かありまして、また会社の方から出向いてきて、お詫び等についても口頭では何回かありました。以上であります。

坂本議員 今の報告ですと現場にはすぐに出向かれたでしたよね、それで長野県の水質汚濁防止法における排水基準は、国の基準が150で、県はそれに上乘せし更に厳しい基準の30ということで、それを守るべく内堀醸造も排水において設計し、システムを造りました。それにもかかわらず機械の一部に故障があり、夏休み中ということで対応が後手になったということは、内堀さんの方からも聞きましたが、その中で排水処理の増設についてもお話を伺いに昨日行ってきまして、今後の対応のあり方とか排水処理の仕方については話を伺ってきましたが、その時に区の方からですね、排水が流れ出たそばに遊水池があるわけで、その遊水池に鯉を飼ってほしいと要望があったと聞きましたが、遊水池から中田切川に流れ込む地点までは町の管理下だと思いますが、そういった鯉を飼うとかいう行為に対しては、町はどう考えていらっしゃるんですか。

町長 まあそこにあの鯉、他生き物が水中で生息をしておるということについては、あのひとつの他の町内の企業でもそうした事例の中の教訓として例としてあるわけでありまして。従ってあの目に見える形で安心感を得るためにも、そうした一つの検証をしていくことは大切だろうということでございますので、ひとつこれは前向きに検討をしていきたいと、企業ともまた協議しながらしていきたいというふうに思っております。

坂本議員

その問題は至急対処していただきたいと思います。それともう一つあのその遊水池に流れ込む排水の問題なんですが、内堀さんは遊水池に直接、あのすぐ近くからも入ることになっていますけれども、上流企業はやはり数社ありまして、それもその遊水池に流れ込むシステムになっています。今回内堀さんの排水に問題がありと特定されましたけれども、他の企業に問題が発生した場合に工業団地内のどの排水口で調べることができるのですか。その危険性について考えて排水の設計をされているのでしょうか。

町 長

久根平工業団地、総面積約5haの中で今、具体的に立地しておるのは4社ほど、建物を伴っての事業・操業をしておる会社があるわけでありまして、この水質に直接関係してくる問題があるのは内堀醸造1社だけというふうに理解しております。他にあの先行しておるマリンバイオでありますとか、それから日本塩商の会社、それから他にもあの輸送関係の会社がありますけれども、これはあの基本的には生活用水の部分と雨水排水、ただこれはあの全体として一管排水路の中で調整池を経て中田切川に及んでおるとい排水系統でございます。従ってあのこの工業用地全体の排水のチェックというものは、その末端の排水経路の中でチェックできる範囲内であるというふうに思っております。

坂本議員

今のお話ですと、内堀さんが一番今回の問題の中では危険性があったということでしたので、ちょっと安心はしましたけれども、今後の解決策としてはあの内堀さんがっていう形で、町長は企業としてはその排水口に出す水はきちんとした形で出してもらわなければということで、町の責任においては今のままの状態ということをおっしゃったんですけれども、私としては一応、内堀さんがあの今後のことを考えて泡を取るタンクも増量して大きくしたりとかしていますけれども、今後その内堀さんがなお更なる工場拡大とかっていう可能性も考えたとしたら、排水口の長さを、その水がたくさんある状態だったわかるんですけれども、その事件が発生して翌日の朝行ったときは非常に濁水でありまして、あの排水の水がまあほとんどというほど取入れ口からまっすぐ下流へ流れていくっていう状況だったんです。ので、私は危険性を考えたら排水口の長さを長くして、今後の内堀さんが長期にあの場所で営業していくということに考えたら、その場合も考えて取入れ口の下を通してそれより下流へ排水できるようにするべきだと思いますがいかがでしょうか。その点についてお答えください。

町 長

まあ更なる久根平の工業団地の規模拡大というようなことも、企業のニーズに沿って今検討中でございます。従ってあのその辺の排水対策もこれを教訓にして生かして万全の態勢で臨んでいかなきゃなりませんし、また当然あの企業責任も付いて回るとい形でございますので、その辺を、もしそうした方向にこの事業を進めていく場合には、慎重な上にも慎重を期して、今お話のあったことも視野に入れながら、ひとつ二度とこうしたことのトラブルの無いような方策を考える必要があるというふうに思っております。

坂本議員

もう一つ、これはあの内堀さんだけっていうことではないんですけれども、その、ひかり味噌の排水に問題が発生したときの町の対応の悪さが過去にもあり、また今回、内堀さんの排水についても迅速に対応できなかったことはやはり田切区住民を不安に陥れ、また非常に怒らせることになりまして、議員と区会議員の懇談会の時には、非常に私たち議員は叱責されました。であの人事において担当の人が変わったからといって、あのこの工業団地の計画はかなり以前からあり、いろんな人たち職員が担当が変わっているとは思いますが、町民に対する対応はある一定のレベルを維持していく必要性が

あると思います。特に条例はお飾りではなく活用していくもんですし、経済や時代の流れとともに対応も素早さを求められると思います。なので、条例に関しては各担当部所の職員は必ずそれを行使できるような形で覚えるようにしなければいけないと思いますし、町長としても職員をその点において教育する必要があると思います。その点はいかがですか。

町 長

まあこれも一つの教訓にいたしまして十分組織部内でもって、できればまあマニュアル等もひとつの考える中で機敏な対応をしていくように今後対応していきたいと思っております。

坂本議員

もう一つそのこの内堀さんにかけてなんですけれども、あのこの問題っていうのは排水におけるっていうことは、内堀さんだけではなく町内他の事業者及び事業所にも共通の問題点として認識してもらえよう、その点に対して情報を公開し、それを試みるべきだと思います。さわやか環境保全条例の第1条にある「さわやかな環境の保全について基本理念を定め、町、当事者及び町民の責務を明らかにするとともに施策の基本的な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたり町民が健康で安全かつ快適な生活を営むための環境を保全することを目的とする」というふうに掲げてありますので、町にある事業所にも担当の方からですね、こういう事柄はオープンにしてですね、あの他の機関でも同じような問題を起こさないということに対して、啓蒙していただきたいと思いますけれども、その点についてはどう考えていらっしゃいますか。

町 長

まあ今回のこの件につきましては、まあ言ってみればこの一過性な突然の事故的な出来事であって、大変まあ残念に不幸に思っておるわけでございますけれども、当該企業につきましてはこれは当然のことながら、これを教訓にして二度とこうしたことを発生させないと固い決意の下に改善、一つの提案プランというのも出てきておりますし、その報告を受けておりますし、またそれに沿ってこちら県とも十分連携とりながら指導していくということでやってまいりたいと思います。

なおまたあの、町内多くの、こうした食品会社ばかりでなくて、その営業工程の中で排水問題というものはあるわけでございますけれども、これらをまあ日常的には厳しく実施されておりまして、当然国や県の基準それから町のこの条例の基準というものはクリアしておるために今営業ができておるということでございますけれども、更にこれはあのこの基準があるからその線とということではなくてですね、ほとんどのものがこれ以下、かなり大幅でこの以下でまあ推移をしておるというのが全体的な現状であろうと思っておりますので、そうした経営努力は更にまた積み上げていただくように、そうしたことに対するこの町内への向けての、まあ個人生活ももちろんでありますけれども、含めてこの啓発についてはまた更に万全を期して啓発してまいりたいというふうに思っております。

坂本議員

ではその点についてはよろしく願いいたします。それでは2つ目の質問に入ります。ちょっとテーマが大きいんですけれども、電磁波について町としてはどのように考えているのかということについてお尋ねします。電磁波には2種類あることをご存じでしたでしょうか。それは超低周波電磁波と高周波電磁波ということで、その違いについてわかっている限りでお答えできればと思います。またその人体における影響についてもお願いいたします。

町 長

2つ目の質問であるこの電磁波についての町の見解、対応をというようなことでございます。この電磁波には高周波と低周波と2つあってその理解はどうするかと。私自信もまあ詳しいこの電磁波についての知識は持ち合わせておりませんが、またあの内容的には担当課長の方からも申し上げますけれども、いわゆるこの電磁波というものは空間の電場と磁場、この変化によって形成された波であると、電気の波というふうにいわれております。日常の私どもの周辺の家庭内での電化製品、それから携帯電話ですね、テレビ等の使用で発生することが考えられる。ありとあらゆるこの地球上の物から、そうしたものが出されておるといふふうにいわれておりました、特にあの町内でここだけにある特定の物だけからこの電磁波というものがあるといふふうには思っていないわけでございます。そこでまああの電磁波への健康への影響、これは非常にあの調査自体が難しいと言われておりますし、またあの国レベル等におきましてこのいろいろな物から電磁波というものが発生されておる、そのことがいろいろなあの医療機器であるとか、まあ飛行機、航空機、それから健康維持のためのペースメーカーあたりにも影響はしておるといふふうには、あのいろいろのこの病院へ行っても飛行機の中でも、そうしたことがよく注意の喚起をされておるわけでございますけれども、しかしながら、この具体的にですね、この電磁波というものがどのようにどのような形で健康に影響しておるかというようなこの文献、あるいはこの公の官庁等からの指導とか、行政指導とかいうようなことは特に示されて報告もされておらないということでございますので、今この町といたしましても、この電磁波の問題につきまして大変大きい問題だといふふうには言われてきましたけれども、特にまあ私以下職員としてのこの勉強会、ひいてはこの町民に対するいろいろなアドバイスや情報を公開するというような段取りも現在もしておりませんが、まあ日本全国でこれはあの個人の生活あるいは企業活動を通じて普遍的にある問題でございますので、そのことによって今この環境問題みたいな形で具体的に影響があるといふふうにはない現状を考えましたときに、あまり今この神経質になってこの危機意識を持って臨む必要もないのではないかといふふうには思っております。

まあこれはあの一自治体やそうした立場ではどうこう言えることもできませんけれども、いずれこれはあの国レベル、世界レベルでの一つの研究成果あるいは対応というものに待つ以外はないのではないかといふふうには思っております。

坂本議員

それではちょっと詳しく私が調べた中で申しますと、まああのかなり携帯電話がもう一般的に、というか1人1台に近い形で普及してしましまして、あのまあ危険性に関しては後からついていくというような形で出ております。人体の影響についてはですねまあ超低周波の電磁波と高周波電磁波についてはそれぞれ違いますけれども、まあ超低周波電磁波っていうのは日常的な電気製品ですね、それと今あのIH電磁調理器とされている電磁調理器から出されています。それで電磁波っていうのはその電気製品の近くに電磁場ができるといった方がわかりやすいかと思っております。で、高周波電磁波については電子レンジと携帯電話と携帯電話基地局ということになります。それで今年の6月に発表された世界保健機関WHOの勧告によりまして、1996年からWHOがアメリカの高圧電線付近での小児白血病の発症率が多いという報告を受けまして、調査しておりましたところ、それに対してWHOとしては小児白血病の発症の関連を否定できないとして、各国に対応策の整備など予防的な措置をとることを求める勧告を6月18日に出しております。それは環境保健基準ということで、その内容の中では高圧送電線から

住宅地や学校などの施設を一定の距離を置くといった対策を講じているイタリアやオランダの例や、電化製品に電磁場レベルの表示を義務付けることも含めて、各国に市民の電磁被曝を減らすための法律を整備するよう求めましたが、現在日本の経済産業省ではまだそういう動きがないようでございます。それで日本でも1999年に国立環境研究所の調査によりまして、15歳未満の白血病の子どもを対象にした疫学調査の中で、0.4マイクロテスラ以上に曝される住環境だと発症率がやはり2.6倍以上という結果が出ておりました、しかし経済界は安全性を強調しまして政府も対策を取っていませんでしたが、今回のWHOの国際会議に出席した国立生育医療センターの生育疫学研究室長は、まあその中で電気製品からやっぱり1メートル以上距離をおいた方がいいのではないかということをおっしゃっているのと、妊婦は電磁調理器の使用を避けるのが望ましいだろうという形でおっしゃっています。こういった情報についてはあの一応新聞ですね、信濃毎日新聞でこのような形で記事が載っております。まあ信濃毎日なのでこの長野県の方達は取っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、興味のある方は見ていると思いますけれども、まあ国が動いてはいませんけれども、町としてはこれらのその情報に対してまあこれから勉強していこうという必要があると思うんですけれども、そういうことについてはどう思われますでしょうか。

町 長

まああの国際保健機関あたりでそうした勧告も出されたといふようなことは聞いてはおるわけでありまして、まあこれはあの心配すればそれなりきの、また不安に思う問題でもあろうかと思っておりますが、日本の国としての統一した見解の中ではまたそうしたことがデータの裏付けられておるといふことではないといふふうには思っておりますし、まああの高圧線から出る周波、イタリアの例も言われましたけれども、日本にもいたるところにこうしたものがありますが、これを系統付けた一つの追跡調査によって一つの白血病の発症率がどう繋がるというようなこともあるわけでございますので、ただあの時代的な流れとしてこうした感覚も身におきながら生活をしていくということは大切であろうといふふうには思っております。従ってこれはあの今ここで、まあ坂本議員がいろいろと調べられたそのことには敬意を表しますし、それから世界的なそうした方向もあるといふようなことでございますので、まあ新聞にも出たということでございますが、これをもって町はすぐそのことをまた広報なり何なりに載せて、住民に喚起を促してといふようなこともできないと思っておりますので、捉える感じ方としては個人でいろいろあると思っております。個人差もあると思っておりますし、自分がどのように主体的に関わって考えていくかということはいくつか、個々の責任で、ひとつ自分のこととして身のまわりを考えながら、それに合った自分なりきの考え方の生活をしていっていただくといふことでいいのではないかといふふうには思っております。

坂本議員

まああのその危険が発見されて動くという場合と、危険だから予防的措置としてある程度のまあ携帯、携帯はまあ各個人が持っていることなので、それを気を付けることはできますけれども、携帯電話の基地局に関してはほとんどその土地の所有者と要するに業者との契約の中で、契約してから要するに各地区に話があるといふようなのが現状であります。それでまあそういう携帯電話と携帯の基地局の電磁波に対する影響っていうことは、あのまあ情報関係も今は非常に携帯の方の企業さんの方の力が強いせいで、あんまり新聞紙上に載らなくなりましたけれども、現実にあの伊那市の西箕輪で電磁波過敏症という方からお話を伺ってきましたが、やはりあのその方もあのすごく良

い所だと言ってその西箕輪の土地に首都圏からIターンして来られました。それで現在13年ぐらい経ちますけれども、それが2001年の時に知らないうちにその携帯電話の基地が立っておりまして、それから1年程しましたら春になりましたらその要するに植物変化が、畑をやっている方で、その方は無農薬で畑をやって近所の方達もそういうお家が多いんですね、そしたらこうタンポポにですね、こういう形ですね、エリンギにタンポポの花を載つけたようなですね変形した形のタンポポが現れまして、それで非常に変だなあと思ってそれを写真に撮っていらっしやいました。それでそれを要するに持ちましておりましたら、その本人にやっぱりその過敏症という症状が現れまして、まああの頭痛とか倦怠感、目の痛み、それで体調がどんどん急激に悪化して行って、まあ彼女はあの試験を控えている身だったんですけども、勉強もできない有様になりまして、まあその地点からですね自分の家からは出まして、知人宅で、別のもうちょっと離れたところに知人のお家を貸していただいて勉強して試験を受けたということで、その後そのお子さんが2人いらっしゃるんですけども、その人達にも下痢の症状とか、まあ健康だったのが下痢に結構よくなるようになったり、学校に行きたくないって言うたりして、まあそういう状況が出てきたということを開きに行ってまいりました。それでまあ、その方はそれまでは普通の生活をしていたんですけども、その要するに電磁波っていうものがどういうものなのかっていうこと自分の身体を通して感じましたので、それに対する勉強をすごくしております、いろいろお話を伺ったりして、まああのその地点から箕輪寄りの方にですね携帯基地が立つということに、また新しく新たに立つということになりまして、そのこの地区の方たちに実際に自分の畑に生えていたその奇形のタンポポを持って行きました、まああのそれを見せまして、実際こういうことになるので出来ることだったら立てない方向で、それを一度立ててしまうと、1本立てるのに1億くらいかかりますので、それを撤去するという事は非常に困難なことになりますので、そういうことを言って、その地主の方にもその皆で勉強会をしてやはりその地点に立てないように運動をしたということを開きました。で、実際あの現にまあこの、それは西箕輪の話ですけども、県内では伊那市の高遠町とか辰野町などでは昨年建設された携帯電話基地の移転を求める運動が起きていまして、塩尻市では柿沢に市が誘致計画をした独立行政法人情報通信研究機構というところから船舶用レーダー検査施設について、そこに設置の誘致をしようと思ったんですけども、その柿沢区の人達が反対をしまして、市は6月の、今年の6月8日に誘致を断念しております。こういった近県での情報はご存じでしたでしょうか。

町長

この携帯電話の中継基地、飯島町にも何か所かあることはご承知だと思います。この建設に関してまあ行政的にその協議を求められる、まあ建築基準法の建物、構造物としての協議はあるかとは思いますが、そうしたあの電磁波等の影響をもって地域的にその同意を求めるといふようなことはこれまでもなされていなかったわけでありまして、当然まあ周辺の地権者並びに周辺の衆の、地域的に了解を得て建設をされたというふうには承知しております。まあ今、伊那の方の例を言われて、いろいろとまあ影響もあるやに、まあお聞きするわけでありまして、果たしてまあ飯島町のその周辺の方、かなりあの住宅も密集しておるところにもあるわけでありまして、そうした事例は一般論的にはまあ、お耳に入っておるかとは思いますが、具体的なそうした事例としては皆さん方もそれぞれあの情報を持っておられるかどうか分かりませんが、私

としてはまあ聞いていないというこれが一般的な今の現状だと思いますので、今町内でもってこれあまりこの神経質になるのではないかなというふうに思います。ただあのそれぞれの考え方捉え方の強弱がありますので、やはりそれは個々対応の考え方の中でやっぱり対応していくべき問題であるというふうに思っております。

坂本議員

町長の考えはよくわかりましたが、一応、世界的レベルでは危険性が徐々にじわじわと上がってきているので、特に日本の場合にはですね、電磁波に対する認識不足の方たちが非常に多いです、その携帯に対してもレベルがですねヨーロッパレベルより高いので、なので特に危険なのは大人ではなくて子どもですね、15歳以下の小さな子どもは、まああの過激な言い方をしますと電子レンジの中に頭を突っ込んでいると、そういうような言い方になりますので、そういう点のその危険性に関してまあ健康被害という点からも、そういうことを住民に対して公開していくっていうのが町としてはまだ早いとお考えでしたら、せめてそのそういうことに関係する職員の方達はそういう実情があるということを是非知ってもらって、その形の今後どういふふうな形が出てくるかということ、認識とかそういう情報を持っていただきたいと思いますが、そういうことの啓蒙というかそういうことは町長としてはどうお考えになっていらっしやいますか。

町長

まああのこの問題につきましては、実証・確認のないままに行政として住民の皆さん方にこの対応策を求めて、啓発をしていくということにはちょっと早計ではないかなというふうに思っております。ただあのまあこうした時代でございますので、いろんなこうしたあの電気機器はじめ文明機器を通じて、そのことを常にわれわれは問題意識として胸に置いて、必要な情報なりまた勉強もしたり、そしてこう世界的なこの状況というものはつぶさに情報として得て、必要な勉強をしながら対応していくということは当然必要であらうというふうに思っております。

坂本議員

以上をもって質問を終わりますけれども、あのまあ危険性という形の中で、まあ何が危険かっていう、この見えないものっていうのはやはり非常に、まあ原子力発電もそうですけれども、空気のように見なくてじわじわと知らないうちに頭痛に陥ったりとか、目が見えにくくなったりとかそういうことがあって、急に電磁波過敏症というのは急にやってくるような病気です。でまあ、それを特に発症する方はすごく健康的な方ではなくて、元々アトピーとかそういうものを持っていらっしやる方だったり、それから非常にまあ小さな子ども達に一応健康被害が多く出るということですので、是非それをお考えになって、そういうことに対する職員ないし、そういう機会があればそういうことを考えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。以上で質問を終わります。

議長

9番 平沢 晃 議員

9番

平沢議員

それではちょっと始まる前に今日の昼のニュースで安倍首相が辞任を発表しました。これは国内外に大きな波紋を生じたものと思われまます。国政が平穏で治まるように願うところでございます。

それでは只今より通告に従いまして以下大きく2点の問題について質問をさせていただきます。ご存じのとおり一問一答方式が一般質問もこの6月議会に続きまして2回目となりました。いろいろな形の中で町民の皆様からはこの町政に対する問題がつぶさに判断

ができて、大変良いと分かりやすいとの好評をいただいております。従って町長には適切なご答弁をお願いを申し上げておきます。

では最初に、快適な環境保全向上対策の取り組みについて先ずお伺いいたします。先程来同僚議員からも話がありました飯島町ではこの「さわやか環境条例」が、この自然環境保全条例から改正を行いまして平成15年4月1日から新たに施行されております。条例の効力はこれは原則としてこの当該地方公共団体の区域内において効力を有し、また地域的な効力としては地方公共団体の住民に適用されることはこれは原文とお理解をしております。しかしながら、近年の社会経済の進展はこの利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生をもたらしまして人類共通の生活基盤である地球環境までも脅かしているのが今の現状でございます。私たちは健康で安全かつ快適な生活を営み、恵み豊かな環境の恩恵を享受する権利を有するとともに、その環境を保全する責任の義務を担い、未来に継承する使命を負っております。こうした認識の下にこの当町の良好でさわやかな環境保全及び創造に向けて施行された「さわやか環境保全条例」はその効力を十分発揮しているのか先ず町長の所信をお伺いいたします。

町長 平沢議員、最初のご質問であります快適な環境保全向上対策、この取り組みに関しまして町の「さわやか環境保全条例」の運用効力ということのご質問でございます。お話しございましたように、この飯島町の環境保全の一番元締めともなるべきこの「さわやか環境保全条例」、これは町はもちろんであります事業者、町民の責務を明らかにして、将来にわたって町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことを目的として制定設置をされておる条例でございます。この条例につきましましては県知事に届出の義務を有する事業を除く事業について、特定の事業として町へ届けていただくこと、更には環境保全協定の締結など条例に沿った措置を行っていただくと、こういうことが主な内容でございます。制定以来この「さわやか環境保全条例」に基づく特定施設の届出といたしましては、17件ございました。またこの条例に基づく保全協定の締結というものも9件行ってまいっております。また環境基本計画というのが、町でございますけれども、この本年度をもってこの計画期間が終了をいたします。本年度中に新たなこの見直しを含めた基本計画を策定をすべき今準備を進めておるところでございます。

平沢議員 当初に環境保全の基本理念をお聞きしました。それでは要旨に沿って順次質問をしてまいります。先ずこの水質汚濁防止法による公共用水域の水質保全の取り組みについてお伺いいたします。この法律は工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することによって、公共用水域および地下水の水質の汚濁防止を図り、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全し、工場及び事業所から排出される汚水及び廃液に対して人の健康に関わる被害を生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的としております。この水質汚濁防止法に基づいて、おそらくこの「さわやか環境保全条例」も作成されたものと、この内容から理解いたしますが、当町ではこの公共用水域の水質保全にどのように取り組まれておるのか、この点をお伺いいたします。

町長 具体的に水質汚濁の防止法、これによる公共的な水域の水質保全の取り組み、検査等含めての現状でございます。この汚濁防止法につきましては今、議員のお話がありましたとおりでございます。様々な事業から出る工場等から出る、これが公共用水域に排

出されるこの水質全般をまあ防止・管理する元締めになる法律でございます。当然まあこれは国や県の定めた基準以下に抑えながら、万が一の時にはその損害賠償の責任も問われるということに繋がっていく一番の基本的な法律でございます。町のまあ公共用水域の水質保全の取り組みでございますけれども、町内の河川における水質汚濁防止のために、今継続的に町ではBOD微生物の許容量等の水質検査を実施しておるわけでございます。平成18年度は町内の河川23カ所において実施をしております。これはあの汚濁防止法の法的な義務に基づいてしておるわけではございません町の場合は、任意の形でまあやっておるわけでございますけれども、より良好な水質、環境の維持という自主的な観点の中からこの水質検査を実施しておるわけでございます。当然のことながら、これはあの今町内の全検査水域でもって基準以下の、国の基準以下の測定値というふうになっております。これらまあ水質については各河川の下流域における水質が非常にあの最近改善をされてきておると、まあ諏訪湖に発して天竜川ももちろんそうでございますけれども、町の下水道の普及等も相まってですね、大変まあそれが進んでおるといことは大変ありがたい良い方向であるというふうに思っております。

それから更にはまた生活用水としての自家水でもって深井戸等の対応をしておる飲料水があるわけでございますけれども、これらについても、任意の希望によってでございますが、町が一つの便宜を図る中で希望者によってこの水質検査を実施をしておるとい状況で今現在進めております。

平沢議員 任意で行っている水質検査23カ所とお聞きしましたが、この問題は後でちょっと触れさせていただきます。水質汚濁防止法第3章に、水質の汚濁の状況の監視義務があります。環境を保全し環境への負荷を低減するために、当町に関係する公共水域に、先程申したんですが23カ所は任意だと言いましたけど、定点というものを設けて定期的に測定がなされているのか、また他にどのような施策を行っているのか、この2点について、先ほど23カ所と申したが、この内のこれは任意で行っているが、この定点、河川にあると思いますが、これを定期的に点検がなされているのかどうか、この点お答えください。

住民福祉課長 その件につきましては天竜川に関わる水域ということでございまして、町では1カ所天竜川の水域に検査をしております。後は先程言いましたように町の任意拠点ということでございます。

平沢議員 この水質汚濁防止法と特に関係が深いものにこの悪臭防止法があります。この法律はやはり工場その他の事業所における事業活動に伴って発生する悪臭について、この必要な規定を行い、その他の悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とするものでございます。当町ではこの、さわやか環境保全条例の第12条に大気汚染防止が定められておりますが、この悪臭防止について町としてはどのような対応がなされているのか、この点についてお伺いいたします。

町長 この悪臭防止法につきましても、先程の汚濁防止法と同じように、企業責任の中でそれぞれ規制地域内の工場や事業所から出るこの悪臭というのに対応する一つの国民の地域住民の健康保護に関する一つの基本的な根拠を持つ法律というふうに理解しております。まあこの悪臭という言葉になりますが、いろいろこの臭いというものは人が感じる嫌な臭いや不快に思う臭い、それぞれあるわけでございます。その総称を言ってもまあ悪臭防止というふうに定義をされておるわけでございますけれども、非常にこれはあ

の個人差もございますし、それから嗜好性によって慣れた人の捉える感度、慣れない人の捉える感度、様々あるわけで、大変あの難しいわけでございますけれども、一つの法律の基準もあるということでございますが、当町ではこうしたあの地域的に規制をしていく区域というものは特別の指定の区域はございません。ただあの現実問題としていろんな場面で悪臭に対する苦情というようなものが寄せられることは多々あるわけでありまして、その場合には臨機な対応をしながら現地に赴きまして実態調査をして、悪臭であるのかどうかその基準はどうかというようなことは、また県の行政機関とも連携をして来ていただいたりして、指導や協力を行っていただいております。

平沢議員

まあ悪臭は確かに個人差があるということは事実でございますが、やはりたんぱく質の匂いというものは誰もあんまり好きな人はいないと思うんですが、あの腐敗の匂いというものはかなりのものがございます。それでこの環境保全協定書を見ますと第2条2項に、工場内は元より工場周辺の環境保全に配慮し、人及び農畜産物等に被害を生じさせないよう、これは努力義務が謳ってあります。環境保全協定書の締結時にはこの工場の内容は、この提出書類を見ますとあらかじめ分かると思うんですが、この悪臭防止法に関わる行政指導はまた当局としてはどのような指導をしているのか、ちょっとこれを併せてお答えください。

町長

まあ悪臭、水質等含めて全体的なまあ公害に関する町の取り組みかと思えます。そうした発生等に対しての苦情としてはいろいろあるわけでございます。事業現場にもございますし、それからいろんな個人の生活上のこの中で生まれてくる野焼き等の問題もあるわけでございますけれども、これら総じてこの騒音や振動、それから煤煙（ばいじん）、悪臭といったようなものがいろいろと寄せられるケースが多いわけでありまして、特にまあ町といたしましてこの測定が必要な公害等、こうした出来事に対しましては県の担当職員の派遣を願ひまして、共にこの現場に赴いて数値の測定などを行って、必要があれば事業者に対してその説明をし、改善、指導、協力をいただくような現場での対応をしておるということでございます。まあ今もお話を申し上げましたが、このいろんな場面で、数字は低くても人によっては感じ方もいろいろまちまちで、強く感じる人そうでない方あるわけでございます。大変まあ現場としては苦勞をして苦慮しておるわけでございますけれども、まあできるだけそうしたことが無い方がよろしいわけでございますので、日常の一つの生活の中、それから事業活動を通じての中、できるだけ人に迷惑のかからないようなこうした要素っていうものは、極力抑えたひとつのこの営業なり生活が必要であるということで、そうした面についてはこれからも啓発を続けていきたいというふうに思っております。

平沢議員

次に公害に関する町の取り組みについて伺いいたします。町民が生涯を通じて健康で快活な生活を営むことが出来るような生活環境の整備が求められております。これは公害とは事業活動等により生ずる相当範囲にわたる、先程ちょっと申した大気汚染、水質及び河川の汚染、土壌の汚染、騒音、振動及び悪臭等まあこれは数多くあります。住民環境係ではこの寄せられるこの苦情処理で手一杯と思っておりますが、公害全般についての町の取り組みはどのように対応しているかお聞かせください。

町長

いろんな発生をした事例に伴うこの紛争処理の対応でございます。「さわやか環境保全条例」によるこの保全協定あるいは企業と直接地域とのこの覚書協定といったような

ものもあるわけでございますが、町もその間に立って立会人というようなことで、一緒になって検証する機会が多いわけでありまして、個々のケースによってそうした協定等に基づいて、公害発生時の対応というものを定めて、万一これが発生した際にはそれらに基づいて対応すべく備えておるというところでございます。先のご質問のありました今回の内堀の対応なんかにつきましても、この一環の中でひとつ進めていくという形になります。で、非常にごく軽微な対応で済むもの、なかなか根の深いものいろいろあるわけでございます。場合によっては町の環境保全審議会の意見を聞いて、あるいはまた県との法的な手続きをとる場合も出てまいりますけれども、ケースバイケースの対応の中で、この紛争処理につきましても町の関わりの中で進めていく必要があるというふうに考えております。

平沢議員

只今申したこの環境保全審議会、これは一応、町長の諮問だと思っておりますが、かなりこの大きなこれからの環境社会においてはウエイトが高いものと思われまして、それで21世紀はこの環境の時代とも言われております。この環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、先程申した環境基本計画、これ先程、町長申して、今年で期限が切れるとか言っておりましたが、これに定めている町民、また事業所にこれを周知徹底しているのかお伺いいたします。

町長

この保全条例に基づく保全計画等につきましては、制定時、計画策定時においては当然これはあの一つの計画書として、その抜粋したものを全戸に目に見えるような形で広報等活動もしてきておると思っております。最近の例で何時ということとはちょっと記憶にございませんけれども、そうしたことがいわゆる、ごみ処理、ごみ収集等の問題にも関連して常にその意識の啓蒙を深めておるというふうに理解しておりますけれども、今新しい計画策定の更新の時期に入っております。また十分委員会等で議論をしていただきまして、時代に合った方向の中でこれを見直していくということになろうかと思っておりますので、それを契機にしてまた更にこの一層の進展を図るような啓発活動も努めていきたいというふうに思っております。

平沢議員

周知をしていく一つの形の中で到底この町当局だけでは賄いきれない公害問題の奥の深さを認識しております。住民主体の自然保護と環境保全活動を、私はこの3月に一般質問で行いましたが、今町で取り組んでいるこの農地・水・環境保全向上対策、この一端として区や耕地単位に補助金を交付して、それぞれの地域がこれに取り組むことによって、もっときめ細かな公害問題と合わせて迅速にいろいろ対応できるのではないかとこの大きな利点に繋がるとともに、町民の皆様の集落活性化の起爆剤になると私は考えます。こうした施策を導入することについて町長はいかがお考えか所信をお答えください。

町長

まあこれはあの一公害的な発生から伴う環境保全のみでなくてですね、この飯島町の中山間農政全体のこの環境保全という意味から、これは捉えていくべき今課題であるというふうに思っております。まあそうしたことから農林水産省から出された新しい施策での農地・水・環境保全向上対策もこの一環でありますし、住民協働もやはりこの環境保全の維持ということが一つの一番のテーマになっての地域活動というふうに繋がっていくべきであろうというふうに思っておりますので、こうした問題につきましても一つの新しいエネルギービジョンもこれからのいよいよ検討が始まりますから、そうしたことも含めて、町の良好な環境作りのために大きなテーマとして、いろんな分野分野での施策の

テーマとして取り上げて、組み込んで、ひとつこれからの総合的な施策中で展開していく必要があるというふうに考えているところでございます。

平沢議員

只今の問題は新しい取り組みとして検討していただきたいと思います。次に公害紛争処理について町の対応についてお伺いいたします。今前段で細部について質問したのは先程同僚議員からも質問がありました。非常に残念な事故が起きました。一応ISO14000を取得しているこの優良企業として誘致してまだ日も浅い企業のこの工場排水に関するこの事故は、関係住民に大きな波紋と疑惑を残しました。これは企業の責任で一過性な事故だと先程、町長申しておりましたが、これには大きな裏があるような気もいたします。事故発生が8月13日、地元から町への連絡が18日、その間今日までの町の対応にはこれは私は的確であったとは思えません。「さわやか環境保全条例」のこれは不履行と共に環境保全協定の協定違反と併せて、地元と結ばれている覚書にも適切な処理がとれていなかった。これは業者からの資料が提出されているとすれば、この真実性を細心の注意を払って調べたのかも問題だと思います。一応そこら辺がこの食糧会社というこのあいまいな点がなかったのか、以前にも田切グリーン工業団地でもタンパク質の汚水、汚泥、悪臭が発生しまして、そういう経緯がありました。再三の忠告でお陰様をもちまして今は地元からそういう苦情はございません。それらを教訓にしてこの公害防止について当局としてどう指導なされたのか、この点についてもお伺いいたします。

町長

この件の発生につきまして私共のところにも上がってくる、この時間が経過したということにつきましては大変大きな反省として今捉えておまして、この部内でもって今そのことを大きく振り返りながら反省して必要な対応をしておるところでございます。同時にまたこれはあの地域の皆さんに非常にご迷惑をかけたケースでございますので、町も協定の当事者であり、それから企業と地元とのこの覚書協定というものの中での、この場合にたまたま立ち会いはなっておりませんでしたけれども、結果としてこれは町が誘致した企業でございます。このクリーンな環境維持をもってこの看板としていく事業、業種でもございますので、非常にあの重大に受け止めて、まあそうした結果は結果としてひとつ厳しく対応をして、二度とこうしたことのないような方向の中で今企業とも対応し、その報告も受けておるところでございます。また地元にもそう報告がなされておるわけでございますけれども、一応まあ今度のこの問題も含めてですね、全般的なこれからの当該企業も含めた地域とのこの仲介的な果たす役割というものは、その責任の中でひとつ十分にやっけていかなきゃいけないということで、現在も対応をしておるところでございますので、是非ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

平沢議員

細部的については先程同僚議員の方からありましたので細かいことは申しません。この事業に係る計画書等の調査、また公害の未然防止について、この保全協定締結後の必要かつ適切な指導を行っていたのかということでございます。ということはこのような問題は以前にも発生した事例がありますから、この町の管理体制の再チェックをする必要があるかと私は思います。先程、町長マニュアルを作成して徹底すると言われておりましたが、この点について町長もう一度はつきり所信をお答えください。

町長

この内堀醸造会社にあつて創業以来まあ1年ちょっと経過するわけでありましてけれども、そうしたトラブルが直接私のところに来たという事例はございませんでした。非常にあの突発的な今回の出来事でありましたので、大変まあ残念に思っておるわけでござ

います。従つてあの適切な折々の指導をしてきたというようなことは担当も含めて例はないというふうに思っております。ただこれを一つの事例、教訓といたしまして、今後の対応については随時そうしたことのチェックはやっぱりかけていかなきゃいけないなというふうに思っております。

平沢議員

まあ是非お願いをしたいと思つます。この問題に対してはすでに地区では対策委員会を立ち上げました。それで再発防止についてこの事件の経過と今後の対応について、工場、また町の説明を求めて実施しております。それで地区では第三者機関で調べた水道検査の結果と工場提出された計量証明書、これを見ますとやはりこの大きな問題が生じるわけでございます。これをあの会社の規模としては、一応50㎡以上の業種の認定で見ますと、県の基準でいきますとこれはあの水素イオンの関係におきましては工場提出も地元三者機関の提出も水温25で7.5と、水温23度で6.7、これはあまり問題がありません。しかし生物化学的酸素消費量、これはBODといひます。この問題に対して3回、5月、6月、7月の会社のデータを私いただきました。それで見ますと最初が7月9日になっております。この生物化BODですね、これは一応県の基準が10で30mg、これに対して工場が10で17mg、これは構いません。しかし8月18日に第三者機関をお願いをして採取したBODはリッターで81mg、3倍ですね工場の、これだけの常時の3倍のものが流出をしていたわけでございます。それから浮遊物質、SSと申しますが、これは県の基準が50、工場が21、それから第三者機関が12とこれも低位置でございますから問題がございません。この以上の検体検査からみても今回の事故は、これはほんとに目に見えない大きな問題があると思ひます。

町長先程一過性の事故と申されましたが、先程私申しておる以前の事故が2月10日に工場廃液が流出しておるのでございます。これで25日に工場公害防止協定を田切区は結びまして、3月1日に覚書の締結が行われております。これは町の立ち会いで行っております。ですからこの対応策として私はこの事前協議の中でこの工場団地では、先程申したとおり排水は集中排水になっております。それで各社ごとにこの浄化装置施設の管理方法と集水池の設置を義務付けるべきだと私は提案いたしますが、この点町長の所見をお伺いいたします。

町長

今回のことに関しまして8月の、今18日、実質的には17日になるかと思ひますけれども、その検体をとった結果のBODが県の基準を上回ったということは承知をしております。それがあのトラブルがあったためにそうした数字が一時的に出たというふうに、まああるわけで、まあその他については平常時の検査では全部クリアしておるというふうになるかと思ひますけれども、で、あの少しまあトラブルがあったのが2月頃あつて、3月に地元と協定をしたと、町が立ち会いというような今ふうに言われましたけれども、この時点での協定には町は立ち会いという形では関わってはおりませんので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。ただまあ企業と地元が立ち会う場合には行政もこの立ち会つて、協定する場合には立ち会つていくことが必要であると、あの他の各幾つかの企業についてもそんなような形でやっておりますので、今後はそういうふうに関し、企業とも協議をしてまいりたいというふうに思っております。

それで、全体的なこの基準のクリアについては、今回の一つの大きな教訓として万全を期してまた今後の対応を企業に対して求めていくということで、全力でそのことについて対応していきたいというふうに考えております。

平沢議員

まあ極力お願いをしたいと思っております。自然環境の保全とこの自然愛護思想の普及・啓発について今度はお伺いいたします。この豊かな自然と生活環境を守っていくことは、我々ばかり出なくて、子子・孫孫のために重要なことではありますが、この開発の名の下に自然環境が破壊されつつあるのも事実であります。環境破壊のストップは地球規模の時代的要請といえると思います。これからの人権理念は環境権であり環境国家としての行政の基本理念は環境管理行政であると言われております。こうしたことを踏まえて、国は平成5年に環境基本法を制定して6月5日を環境の日とすると共に、地方公共団体も国の施策に準じた自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な推進を図り、実施することが義務づけられておりますから、誰でもどこでも始めなければならない問題であります。すべての企業と町民の意識を高め、町として取り組む姿勢を明確にするために、どのような啓発を行っているのかこの点についてお伺いいたします。

町 長

ご質問は今度は自然環境、この保全と、自然の愛護思想、普及・啓発ということになります。町では自然環境保全条例これがございまして、町内の恵まれた自然環境を誇りとして自然と調和した美しい生活環境を作り上げることを宣言をして、これに基づいて条例制定がされております。町の責務といたしましては自然の保護及び自然環境の保全に関する知識の普及、思想の高揚を図ることが明記をされておりますし、この啓発浸透につきましてもこれまでも町内網羅しております環境衛生自治会、これが定期的に「自治会だより」というものを発行しております、町の広報などで自然環境の保全に関する普及・啓発と併せて実施をしてきておるということでございますので、広報のみならずまたいろんな機会、有線もそうでございますし、いろんなあのサークルあるいはボランティア活動等もあるわけでありまして、そうした機会を通じながらこの自然環境の保全に関しての普及・啓発を一層図っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

平沢議員

まあ自然環境の啓発、これにはやはり農地、水利施設など農村の地域資源を維持管理する共同活動を支援する、先程申したこの農地・水・環境保全向上対策、これがまあ一応4月からスタートしているわけですが、全町民がこの農村保全対策委員会の下にこの良好な環境の保全に努めておりますが、この計画は今なされておりますが、この実行の段階でちょっと行政指導が足りないのではないかとという声が巷にあります。この地域づくりを町民に押し付けるのではなくて、地域づくりに住民も積極的に参加してもらえぬ施策、これを町としてリーダーシップ的な存在で行うならば住民の理解と協力ももっと得やすくなると私は考えます。ありますように、「緑映え若者の集うまちづくり」、これを目指してかけがえのない豊かな自然環境をこれ崩壊することはできません。自然愛護思想の普及・啓発にはまたとないチャンスと提案いたしますが、町長のお考えか所信をお伺いいたします。

町 長

この町の自然環境の保全ということも含めて新しく出されました施策であるこの農地・水・環境保全、これはあの新しい国の施策でございます。町の行政指導、リーダーシップと住民とのこの取り組んでいただく自発的な意志との、どうこの調整を取りながら、という形になろうかと思っております。国の方からこうした施策が示されまして、町や今その以前の課題としてこの協働のまちづくり、全体的な協働のまちづくりに向けてその委員会等組織を立ち上げていく段階でもございましたので、これはやっぱりその一つの取り組みの中の一環として、是非ひとつこうした環境問題も捉えて、全体としてこの協

働のまちづくりに繋げていきたいという狙いがあったわけでございますので、それぞれまあ営農センター、農業委員会、各地区の営農組合等も通じながら、このことを決してまあ押し付けであってはならないけれども、是非このことに取り組んでいただきたいという強い願望の下に、そのことを下へ下ろしてまいりました。いろいろのまあ議論があったわけでございます。かなり急なこの施策の立ち上げというようなこともございまして、議論のあったことは十分承知しておりますけれども、最終的に特にまあ営農センター、営農組合等の皆さんが中心になって、この今地域、地域それぞれの課題にもあります水路の老朽化というようなことも、近々の課題であることも含めて取り組んでいただいたということでもありますので、押し付けではありませんけれども町の強い要望でリーダー的な形で対応をさせていただいたということは事実でございます。このことが今度はそれぞれの立場として是非捉えていただいて、企画立案それから年度別の事業調整、それからそれに対する住民参加、いろんな形それぞれの地域でいろいろな特色の中でやっていくことがあろうかと思っております。また生物・環境との関わりも出てまいります。出来るだけまあ低農薬、低肥料、安心安全なこの農産物作りということにも繋がっていくわけでございますから、是非ひとつ意欲的にまた自主的に、町も必要なこの支援とアドバイスをしながら、進めていきたいというふうに思っております。

平沢議員

是非前向きな姿勢でお願いいたします。それでは続いて2つ目の障害者自立支援法の問題点と今後の対応について質問を行います。障害者自立支援法は2006年4月から利用者負担の見直し既に実施されており、2006年10月から新たな施設、事業体経営への移行など含め、経過措置はありますが完全実施されております。障害者自立支援法は、障害者および障害児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活また社会生活を営むことができるために定められた法律であります。来るべき少子高齢化社会に向けて従来の支援費制度に代わり、障害者に費用の1割負担を求め障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援をする法律と理解をしておりますが、しかし公式に表明されているこの法律の狙いとは異なり、急激な制度変化によって障害者福祉の現場に問題が発生しているとの批判の声もあり、施行されてまもない法律であるが上に、広報等で周知はしていますが、この制度について障害者や家族に理解されているかどうか町長の見解を先ずお聞きいたします。

町 長

次のご質問である障害者自立支援法の諸問題、今後の対応についてでございます。この制度についてそのご本人や家族に理解されておるかどうかということでございますが、この障害者自立支援法につきましては支援費制度においてサービスを受けられていた方、あるいは小規模授産施設で、まあ飯島の例でまいりますと「こまくさ園」の利用者、あるいは障害者団体の方に制度の内容というものを繰り返し説明をして実施をしてまいりました。また町の広報や有線を通じて町民の皆様にも広く周知をしてまいりました。また新たにサービス利用を希望される方、そしてそれに対するご家族に対しましても支援に必要な区分の認定から費用負担まで説明を細かくさせていただいて、制度に対する理解度を増していただいております。常にこのことについては説明責任を果たしながら理解をいただくような努力は今後とも続けていきたいというふうに思っております。

平沢議員

国の財政難もあり、伸び続ける福祉の費用を賄い、制度を維持可能なものにしていくには自己負担は避けられないという意見もありますが、通所障害者の収入源は障害年金と

それから作業所からの工賃に限られ、その結果、障害者が働きがいや、又は自己負担に耐えられないために通所施設の利用を中止するようなケースもあり、これでは、引きこもり、それから生活の質の低下に繋がりがねないと懸念されます。費用負担は市町村で自立支援給付の支給に要する費用を支弁し、国が費用の2分の1それから県が4分の1負担となっており、運営上の問題は理解しますが、この当町の共同作業所の実態と今後の運営方針をどう考えておられるのか町長の所信をお伺いいたします。

町 長

具体的に今飯島町での共同作業所、この経営実態と今後の運営方針についてでございます。町の障害者福祉計画ではこの共同作業所である「やすらぎ」につきましては平成21年度に、それから小規模授産施設である「こまくさ園」につきましては23年度に、この地域生活支援センターに移行をしていくという考え方の下で現在検討をしておるわけでございまして、積極的にサービスを提供して障害者の自立を促すことが、地域で暮らす障害者の方々の福祉の向上に繋がるものという確信のもとに判断をして、共同作業所及び小規模授産施設から障害者自立支援に基づきます生活訓練または否雇用型でありますこの就労継続訓練B型の実施を視野にした、今、計画でもって、この今の事業を委託をしております社会福祉協議会、飯島町の社会福祉協議会と研究を具体的に始めたところでございます。そこでまあ今後新たな事業の開始の予定を21年4月と見込んでおりまして、利用者やご家族の皆さんも含めて先進的な事業所の視察や聞き取りを行いまして、設置者や事業主体、事業内容などの研究検討を進めてまいりまして、そういう考え方で今着手をしたところでございます。なお交流センターの「やすらぎ」につきましては地域生活の支援センターとして引き続き活動をしてまいる予定でございます。

平沢議員

前向きな答弁をいただきました。本当障害者の皆様も安心をしておると思っております。障害者自立支援法が施行されて原則1割の利用者負担が導入されたことに伴いまして、これまで利用していたサービスを経済的理由から受けることができなくなった、施設からも利用が減ったという声を聞きます。この利用者の負担も大きな問題ですが、利用の抑制による施設の運営悪化ということも大きな問題だと思います。このようなことが起きれば施設の運営が成り立たなくなり、サービスの提供される場所そのものが無くなってしまふことが考えられます。まあその点、今、先程町長の答弁本当にうれしいご回答でございました。そのようなことになればこの障害者の自立という法の目的を果たすことも出来なくなってしまふわけでございます。お聞きしますとこの当町では家族会と職員が一体となって自立支援法施行後も経過措置の中で継続して問題もなく良い状態で推移しているというようにお聞きしております。何よりもこの関係の皆様方に敬意を表するところでございます。この弱者に優しいいたわりのある施設の取り組みについて、自治体にとっては急激な自己負担増に対応する独自の支援策を実施している団体もあります。今後の財政運営を考えると単独の大幅な支援は難しいことは私も理解いたしますが、この急激な負担増に対処する一時的な激変緩和な措置が必要と思っておりますが、当町の対応とお考えをお聞かせ下さい。

町 長

この制度に基づくまあ施設利用の場合の利用料、町単独の減免あるいは激変緩和の措置が講じられないかどうか、これはあの常に質問等でも出ることでございます。現在同様なサービスを行っておりますのにこの介護保険制度があるわけでございますけれども、これらにおいても国の制度に基づくもの以外は町の単独事業としての利用者負担の軽減等の措置は行っておりませんので、障害者自立支援法によるこのサービス利用につきま

しても、同様に扱ってまいりたいというふうに思っておりますので、町の財政事情もご賢察の上で是非ひとつご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、またこの郡下8市町村ありますけれども、その市町村においても全て単独でこうした減免措置なりを講じておるところはどこもないというふうに理解をしております。まあ他所がそうだから町もというわけではございませんけれども、そうした一つの考え方で現在のところ進んでまいりたいというふうに思っております。

平沢議員

障害者の福祉制度が平成15年、この必要な手続きを取る措置から支援費制度に変わり、これまで行政が福祉サービスの内容をお膳立てしてきたが、この従来の支援費制度に変わりました。今度は新たに自立支援法は障害者の福祉サービスを一元化、サービス提供の主体を市町村に一元化して、障害種別にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供するようになり、障害者をもっと働ける社会に移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業などで働けるよう支援する等の狙いが謳われておりますが、この点について福祉提供に町はどのような対応をなされているのかお伺いいたします。

町 長

支援費制度に伴う福祉の提供に関わる町の対応でございますが、この障害者自立支援法に基づきます法定サービス事業につきましては県知事が指定をするという建前になっておりますが、その他の地域に生活に関わる支援事業については、町が事業者を指定をしていくという制度になっておりまして、この町の指定にあたりましては支援費制度において、この事業で県知事の指定を受けていた事業者、この方が利用者が引き続き利用を希望する場合、事業指定をしておるのが現実でございます。福祉の有償運送法等がございまして、これに伴う移動支援事業などの内容につきましては町の運営協議会に図りまして、国交省の認定を受けた事業者でないことが指定できないように、その認定を受けてやっておりますけれども、その他の法令でもいろいろ許可等が必要な事業があるわけでございまして、その場合にはそれぞれの条件を満たすような形で町としては指導をしておるというのが現状でございます。

平沢議員

次に支給決定に見合う福祉サービスの対応についてお伺いいたします。支給決定を行う市町村の役割はこれは重要になってまいりました。障害者が自立設計に応じて選択できるだけの様々な福祉サービスを用意する責任を負っているからです。従って福祉提供に関わる市町村の責任は大きく、後退するのではないかと心配する向きが多いが、福祉サービスが後退しないよう新制度を機に町長の裁量や財政執行に左右されかねないと思っております。今後サービスの整備が進むかどうかは自治体の財源配分に強い影響があり、地域格差が更に広がる恐れがあると懸念されますが、当町の福祉サービスの対応について町長の見解をお伺いいたしまして質問を終わります。

町 長

最後にこの支給決定に見合うサービスの対応でございます。支援法に基づきますサービス給付決定にあたって、これは上伊那圏域8市町村で定めた量を上限として決定をしておるわけでございます。長期休業中の児童に対する移動支援事業は、申請によりまして上限を超えた数量を決定する場合もあるわけでございますけれども、基本的にはこれを上限として8市町村でその枠を定めておるということでございます。この利用者は事前に事業者 서비스에給付が可能かどうか問い合わせをさせていただいた上で、町に申請を出してくる場合が多いわけでありまして、給付はしたが事業者が見つからないといった苦情は今のところこの指導等によりまして出ておらないというふうに認

平沢議員 識をいたしております。  
質問を終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻を午後3時25分といたします。休憩。

午後 3時10分 休憩  
午後 3時25分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。  
6番 野村利夫 議員

6番 野村議員 それでは通告書に基づきまして平成27年度職員100人体制の諸々の課題について質問をいたします。先ずこの100人体制の基本的な考え方、これから申し上げたいと思います。

先ず1点は住民協働の推進の行政のスリム化を目指して、飯島町を100人体制にしていくんだと、そして16年の4月1日現在を135人、この25%を削って100人にするんだと、また職員の削減に伴う行政サービス、これについては住民の協働のまちづくりをやっていくんだと、そうしてまた事務事業の大幅な削減をするんだと、また最小限の必要な事務事業は臨時職員及びパート職員の雇用によって対応していくんだと、また一部には業務を外部へ委託する、これもやっているわけですが、また広域行政の業務を見直しするんだと、そしてまた組織機構の改革を進める、情報化の推進、職員の意識改革、こういうことをもって行政サービスをやっていくんだということになります。そして職員は原則として退職職員の補充を抑制することによって人員を削減するんだと、退職職員をもって削減していくんだと、そうしてまた、この数値については人口の推計やまた事務事業の大幅な削減を前提としてやっていきますとこういうことなんです。そうしてまた、年齢構成の是正にも配慮して計画的に職員の採用をやっていくんだとこういうこととございます。そうしてまた、60歳の定年退職後の補充は一定数を基本として計画的かつ長期的に行っていきますと、また定年60歳前の勧奨退職と退職勧奨も進めていきますと、こういうこととございます。また定年前の勧奨退職や年齢構成上の欠落した部分の補正については中途採用、これは採用試験をもって検討していくんだということとございます。

そのように進めておるわけでありまして、基準は16年4月1日、4年目、またこの策定計画を作ってから2年目になりますけれども課題が多くありますので、私順次通告の項目に従って質問をし、町長の所信をお伺いし、また私は提言をしてまいりたいとこのように考えております。

次に私はこれからの質問の基本的な数値について初めに申し上げます。19年8月1日今年の8月1日の現在の職員の数、これについては職員が124人、これは県あるいは各市町村へ交流に行っておる職員も含めての124人、嘱託が21人、臨時が45人、計190人体制で今動いているわけとございます。そしてこれからの問題になるわけとございますけれども、19年度末、今年度の末でありますけれども、今は59歳で勧奨

をして退職をしていただいております。このようなことから27年度の職員は関係するのは現在の51歳以上の職員が関係してくるのでございます。問題があと出ますので数値を申し上げますけれども、51歳以上の職員は今59人、男性の方が33人女性の方が26人、この次に続く方が問題があるわけとございます。ここで申し上げますけれども、41歳から50歳これが20人、男性が4人女性が16人、計20人ですけれども、その男性を見てみますと48歳が1人、43歳が2人、41歳が1人とこのような現状になるわけとございます。そこでこの職員190人の124人ですから65%、嘱託が21人で11%、臨時職員が45人で24%ですので、臨時を見ますと4人に1人は役場の職員は臨時でございます。これに嘱託を合わせると3人に1人が職員外でございます。そのようなことから今町で出している計画を見てみますと、19年度末が124人になります、今年はプラスマイナス2人ですのでなりますけれども、これで追っていきますと、27年この時にはこのまま予定どおりでいくと84人になってしまいます。このようなことからみるとやはり今の採用若干名が5人ないし6人くらいの採用が必要ではないかと私は思います。

それでは第1点は人事管理について、これについて先程も定年退職前の話もしましたけれども、先ず第1点は退職の見通しについて、退職については自己都合、これは普通自己のために辞められる方もおります。また先程申し上げましたが勧奨、また定年とあるかと思えます。この区分によって見通しについて先ず町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは野村議員から平成27年度を目途としております町の職員計画、100人体制への諸課題ということで、人事管理に基づいた幾つかの質問をいただきました。

先ず、今年度中の退職見通し、いろんなまあ形があるわけとございますけれども、この見通しについて、またあの後ほど質問の内容によって数字的なことがございすれば、また副町長、担当課長の方から申し上げますが、基本的なことについては私の方から説明申し上げたいと思えます。

現在この方向付けをもって平成27年目途に進めております正規職員100人体制、これへの実施はお話にございましたように、やはりこの厳しい財政事情の中での財政基盤を確立をして、更にまた新陳代謝を図りながら、持続可能な自立し得るこの飯島町の構築を図る、これが一つの考え方の基本でございまして、ふるさとづくり計画あるいは退職勧奨要綱等に基づいて実施をしているところでございます。100人体制へのこの削減計画は基本的には定年を基本とした職員の減、あるいは補充を、この定年退職を減として、その補充を抑制することによって更にまた、谷間谷間の計画的な一部の採用も持ち合わせる中で、進めていくということにしておるわけとございます。そのような計画策定で進めております。この定年基本の他には今申し上げた勧奨制度によるご理解を得ての早期に退職する職員、あるいは年度中途でもまた年度末にも含めてでございますが自己都合による退職する職員もございまして、そうしたことを総合的に考え合わせまして16年度から27年までの計画の中で進めておりますけれども、現19年度の今現在での削減人員計画はこの計画目標より若干まあ進んでおるとというのが現在の実情でございます。

野村議員 何か細かい補足は。

副町長 それでは私の方からの退職者の見込みでございまして、数字的なものをお答え

をいたしたいと思います。ご指摘のとおり、ふるさとづくり計画あるいは集中改革プランによりまして、見通しは一通り立ってございますけれども、いろいろとまあ情勢の変化等もございまして、あのこのとおりには行っておりません。まああの当初の見込みはですね、これはあのいわゆる年齢を先程お話がございましたとおり、年齢を追って見込みを立ててありますので、まあその数字はおおかたこれに整合してくるわけでございまして、本年度のところは現段階、まあ日程的にそういう事実も進めておるわけでございます。19年度末をもちまして、勸奨による方あるいはまたご家庭の都合による方を含めまして現段階では7名の職員の、これを正規の職員でございまして、退職が予定をされております。町長答弁にありましたとおり若干まあこの定員管理計画よりも前倒しで進んでおるような状況であります、やはりその辺は今度は新規の採用職員等をもって今後調整を図っていく必要があるとこんなように考えております。以上であります。

野村議員

だいたい今の予定どおりいくと、この数字でいくという話でございましてけれども、今の数字は私は違うような気がしております。19年度末は昨年多くの方が退職して、その方たちが7人だかになるんじゃないですか。今年2名じゃないですか。19年度末。

副町長

只今のご質問でありますけれども、19年度末です現在いる職員が退職される方は7名という予定であります。これはまあ一応、早期勸奨退職要綱あるいはまた本人の希望退職等を含めました数字であります。

野村議員

こんな細かい数字で論議する必要はありませんけれども、昨年退職18年度末に退職した人は3月31日じゃあないですか。そういうことですよ。それだから次年度はないですか、年度をつければ一回り回りますので4月1日から3月31日という私は解釈で全てを見ておるわけでございます。

それでは次の質問に進みます。勸奨は何歳以上実施しているか。その実施結果はどうであるか。

副町長

町のあの退職勸奨要綱というものがございまして、これはあの当町におきましてはかなり従前からこの制度を持っておりまして、時代に即応しながら職員の理解も得ながら現在もこれを、制度を実施いたしております。それで今のご質問でございましてけれども、基準はですね、いわゆる町長の方から勸奨を行う基準が一定のものがございまして、まあ一つにはあの勤続10年以上である職員、これが一つの条件でございまして、まあ合わせましてまた退職日現在の年齢がですね45歳以上60歳未満とこういうこととございまして、合わせましてまあこの他にですね、まあ特殊な事情等によりまして町長が特にまあ勸奨することが適切であろうという職員には勸奨も出来ると、まあこれがあの要綱の大きな趣旨といえますか条件でございまして。

本年度のところは一応ですね、この基準に合致をいたしております職員も何人かございまして、特にまあ先程ご指摘のありましたように59歳の時点での勸奨があったわけでございまして、この職員に対しましては勸奨を行いました職員全員が一応これを受諾をいただいております。その他ですねまあ従前からいろいろとまあご指摘等もございましてまあいわゆる職場内の結婚によりまして共稼ぎの夫婦もあるわけでございまして、そういう職員に対しましてやはり世論の動向等を踏まえて、町長の方から理解も求めてきたわけでございまして、この中にも何人かの承諾者がございまして、その他まあ先程申し上げましたご家庭の事情等につきましては、個々のケースが違いますので、それ相応のまたひとつ意見交換の中でご本人の希望を受け入れておるとこんな状況にござい

野村議員

す。

それでは現在の逆ピラミッド型、今人員構成がこうなっております。先日もいろいろ説明ございましたけれども、各市町村の経常収支比率この説明もありましたわけですが、これについては81市町村の62番目、ただし人件費については81番目ということで勸奨退職についてはどんどん進めて正常な形にもっていくことが大事ではないかと私は考えておりますけれども、その点についてお答えをお願いいたします。

町長

この100人態勢にもっていく上にはいろいろの考え方があるわけでございまして。基本的にはこの定年と申しますか、当町の場合は59歳勸奨制度によって退職をしていただく、これも従来から踏襲をしておる内容でございましてけれども、これが基本でございまして、今、副町長の方から申し上げたいいろんなケースの中で勸奨をして、それにご協力をいただいて、退職をしていくというケースが多々あるわけでございまして、これはまあどんだんということの方が、の言葉がいかげんなものかということとありますけれども、一つのルールによってやっていかなきゃなりませんので、あくまでもこれはあの強制力というものはないと申します。本人の理解と協力なくしてはこのことができないわけでございまして、そうした要綱に基づいた趣旨を申し上げて受け入れていただくというような形の中でこのことが成立しておるということでございまして。従って今後もこれはあのずっとこの形で何年も続けてきておりますので、今のところこの谷間というものもございまして。従ってこれは考え方としてはいろいろとまあ定年制延長という労働界を取り巻く環境議論いろいろあるわけでありましてけれども、町といたしましては今のところ当分の間はこうした制度も引き続いて適用させていただきたいと、いくという考え方でございまして。

野村議員

それではここで今、町民からの役場の職員に対する批評、批判、これが最近うんと多くなっているわけでありまして。これについては町長以下管理者の皆さんには直接入らないと思います。そのようなことがありますので私いろいろ提案してまいりますけれども、先ず第1点はその退職の関係で職員が多いという声。これは今まで私もいろいろの面で説明をいたしましたけれども、ここで提言を一つしておきます。この長年40数年勤めてあるいは30数年勤めて本当にご苦労さまで、私たちが感謝をしておるわけでございましてけれども、広報いいじまにご苦労さまでしたという欄くらい作って、顔写真を載せて名前を載せる、町民の中には今までお世話になっておる方たくさんおります。感謝の気持ちが分かるわけでございまして。そのような、辞めても何も知らせない、組織系統は4月に出来ますけれども辞めたことは何にも書いてありません。そういうことをやはりご苦労に対して感謝の気持ちを表すことが大事じゃないかと思っております。

もう1点は、実はあの多い多いということに対して町としても、もし不要の机があったら出してもいいじゃないですか。この2点についてお答えをお願いいたします。

町長

一つの職員の数、住民感情からして職員が多いと、まあこの定義付けであるわけでありまして、まあ同じ同規模の自治体、それからその市町村が独自に取り組んでおる特殊事情の事業・業務というものがあるわけでありまして。と同時にまたひとつのこれは正規の職員というものはひとつの採用試験を経て、それぞれの自治体の職員として責任を果たしておるという、この採用からの経過があるわけでございまして、従ってあの一概に多いというものは何を物差しにして多いのか少ないのかということも、ひとつのこれはきちんと根拠の中で説明をしていく必要があるかと思っております。ただあの町

の年齢構成でいきますと、かつてのまあ圃場整備で取り組んだ時の事業等で一時的に大きく膨らんだ時代がございまして、そのことがその後ずっと引き続いて、年齢構成にも思うような新規採用ができなくて、現在まで生きておるといふ一つの特殊事情もあるわけでございますけれども、ただまあこうした厳しい財政事情等も考えますと、できるだけこれをスリムにして職員を減らしながら頑張っていくということ、これは飯島町ばかりじゃございません、どこの町村もそういう形で捉えておるわけでございますので、多いと先入観念として多いからどうのこうのという議論ではなくてですね、町に合った規模に合った町の行政レベルに合った職員の確保というものはしていかなきゃならない、そこから生まれてきて一つの厳しい方向の中で生み出したのが100人態勢であると、それに段階をもって向かって進めていくとこういう基本的な考え方でございますので、是非ひとつご理解をいただきたいと思っております。決してあの机が余って職員が怠けて、この職員が多くて、というようなそのイメージ的なものでは決してないということも是非ひとつご理解をいただきたいと思っております。

それから、退職を年度末等にした場合の、これの住民への皆さん方にご挨拶、周知ということでございます。一面ではおっしゃるようなごもつものお考えでありますけれども、年度末には職員ばかりでなくて学校の先生方や警察の駐在の皆さん方や、というような形で紹介はさせていただいております。消防団もしかりであります、写真入りの場合と、職員はまあ写真入りというものはございません。社協なんかでもそのような歩調でやっておると思っておりますけれども、まあこれがあの長年馴染んでお世話になった職員の顔というようなイメージもご意見としてございましたが、今後まあ広報編集の段階で十分また検討して必要な対応があればと思っております。

時間が過ぎますので町長簡単にお願いたします。私の方からたくさんの議題がありますので批判のことはどうしても申し上げていかなきゃいけないのでお願いしたいと思います。

次は採用の見通しについて、内容は別としまして採用見通しについて新規、中途、最任用、臨時、パート、嘱託、この区分してこれからの見通しについてお願いたします。

それでは簡単に申し上げます。今申し上げたように、一応来年度年度末19年度末で7名の職員、正規職員が退職の予定であるということに鑑みまして、このまま谷を埋めないというわけにはまいりません。従ってあの若干名の正規職員を採用する計画を立てながら、必要な業務配置によってはパート、臨時等も補充する中で4月以降の対応を整えていくという今、これは町の一つの行政組織としての考え方でございます。

それでは新規採用についての先程の退職見通しから5～6人は必要じゃないかと私は考えておるわけでございますけれども、この点についてまあ1点どんな考えを持てるか、もう1点は20年度の採用これについては第一次試験が今月の16日行われるわけでございます。この中に今年は昨年と同じに18歳から29歳と中途の方も入っております。もう少し上の方も欲しいような気もいたしますけれども、中途の方が入っております。そこで私はひとつここで申し上げたい、提言したいと思っております。この若干名でありますけれども、もう少し多くなるんじゃないかと思っておりますけれども、やはり飯島だけの採用ではなく、いよいよ考え方を改めて、全国から採用したらいかがでしょうか。採用する2分の1くらいは全国から採用し、やはり外から見た飯島、飯島の活性化、新しい空気を入れていくと、それでこの方たちは飯島に住むことを条件に採用したらどうか

と、これについて提言をいたします。

野村議員さんの見ただから若干名ではどうも足りないだろうと、6～7名ぐらいは必要ではないかというご意見で見られておると思っておりますが、まあ100人体制に向けてまあ勧奨もどんどん進めてというさっきのご意見もある、その中でまあ6～7名というものをそっくり採用するという事情に、今町の状況はないというふうには私は思っております。従ってあの応募者等の数それから先にこの採用予定人員ありきでなくてですね、やっぱりあのそれに沿った優秀な人材というものを弾力的に考えていく必要があるということから人数は固定できないと思っております。まあ若干名という形で今公募をかけておるわけでありましてけれども、で、一つの考え方として全国にそれを発信して、これも一つのご意見かと思っておりますが、やはりこの飯島町の自治体職員として採用していくという前提は、この地域というものを十分理解していただいた上で、外から見た目も必要であるかと思っておりますけれども、この今の考え方では地域に根拠のある、あるいはまた親がある、将来こちらへ帰れる見込みのある、やっぱり任地主義の中でひとつのこの地域とともに公務員の職責を果たしていくという一つの観点でございますので、その辺を中心にしてまた新しい発想は発想として十分研究する必要があるかと思っておりますけれども、一応お聞きしておきますけれども、今年のところはそういうことで進んでおるといふことでございます。

それでは、中途採用についてお願をいたします。29歳でもこれは中途採用でございますけれども、やはり一番少ないランクにある程度の人を配置していく必要があるんじゃないかと、そしてもう一つは、24歳以下は誰もおりません。まあ大学卒業すると22歳でありますので、ないかもしれませんけれどもやはり18歳～30歳以下、まあ29歳それに該当しますけれども、すぐ30歳になってしまいますので、そんな方の採用はどうかとお答えを願いたいと思っております。

まああの飯島町もちろんでございますけれども、今、県も国もひとつのある程度社会経験も踏まえながら、その知識経験を生かした形での採用というものもだいぶ進んでおるのが現状でございます。町もそういう意味から数年前から新卒に限らず、この中途採用というか、期間の中途でなくて、年齢をかなり延長をして、従来のまあ新卒から比べますと7～8歳レベルアップ、年齢を上げた上での幅をもたしての採用というものにやっまいりました。今29歳が飯島町の考え方の上限でございますので、そうしたひとつの経験も生かした形で広く採用をかけていきたいというふうには思っております。

それでは再任用、臨時、まあパートはないかもしれませんけれども、嘱託、この3つを一緒に質問をいたします。先ず第1に再任用、これについてはまあ条例等もありますけれども、緊急的な必要で5年間の延長もありますのでこんな関係はどう考えているかお聞きしたいと思います。もう一つは臨時職員、先程も言った30何%と多いわけでありましてけれども、この18年度は公募をやってございましたけれども、今年はどういう考えか、やはり町民に理解される形の採用が必要じゃないかと思っております。嘱託について、嘱託の職種を見れば分かるわけでございますけれども、採用条件、この定年齢というものはどのように考えておられるか。そしてまた臨時から嘱託に移るような場合が今まであったかどうかこの点についての質問をいたしお答えを願いたいと思っております。

この再任用の制度につきましては、制度としてはまあ町も条例で規定されてあるわけでありましてけれども、実際に適用した事実は今までございません。これはあの1つのま

あ、退職をされた後、その特殊な持つておる技術的な面、あるいはノウハウの面を大事にしてひとつ町に生かしてもらおうというような考え方の中でまあこの制度としてあるわけでございますけれども、その組織のポストの後釜として職員で対応、次の職員の対応できるものであればこれは再任用の形でなくて、新陳代謝を図って新規にその職務を勉強してその職を全うしてもらおうというような考え方でやっておりますので、今後ともケースバイケースいろいろとあろうかと思っておりますけれども、どうしても今、再任用してまでのこの必要とする事例はないというふうにまあ理解をしておるところでございます。

それから臨時あるいは嘱託の公募、これは基本的には原則でございます。かつてそういうふうに行ってまいりましたし、これからもそういうふうにならぬよう努めて公開の上で広く人材を求めて、嘱託にしろ、臨時にしろ、役場の一職務を担当していただくことは間違いないわけでございますから、ひとつ意欲のある、また面談のうえでその適切な人材を得ていくということはもちろんでございますけれども、ただあの年度の途中でごく短期的にごく限られた事務的にということが出てまいります。その場合には公募してその広く求めていくというような時間もございますし、なかなか果たしてそうした人材がおるかどうかということも分からない場合には、急遽こちらの面接等で、選考をお願いしていく場合もあるということでございます。

それから、臨時からパートからまあ嘱託、まあ正規と臨時の中間的な位置になるわけでありまして、これにまあ昇格をしてというようなことはケースバイケースであり得ることございまして、かつてそれは一定の経験を積んで、本当に同じ正規と一緒に溶け込んで、その職責を果たしていく、またそれぞれの将来を見通しうる立場の方であれば、そうしたこともこの臨時の時の経過を踏まえながら考慮はしていくことはあるというふうに思っております。

野村議員

それでは3点目の意識した職場内研修、まあ強力な推進をと、これからが大きい問題でありますけれども、職場内研修は普通毎日の仕事の中で研修をされているわけでございますけれども、私はわざわざ意識をしてやっていただきたいということで、この意識のことをつけたわけでございます。この中の第1点の職員の意識改革については、これはもうやっていただかなきゃなりませんので、今の現状を皆さんに知っていただいてやっていいいただかなきゃなりませんので、どんどん進めていただきたいとこんなふうに思います。これはお答えはいりません。時間の関係ありますので。

最近この削減についての職員からの発言、これについてまああのいろいろのところから入ってくるわけなんですけれども、いろいろの会議にもあります。批判があります。最近悲壮感がないということが非常にあるわけでありまして、やはりこういう時間が進んできますといろいろ問題が出てまいります。そしてまた、この全体の中で挨拶がないとか、あるいは何というか笑顔がないとか、こういう問題が出てくるんですけれども、確かに今までは私はずっと見ておるんですが、なかったんですけれども、この期にきて多く出るということは何かあるんじゃないかと私は思っております。そこで意識改革の問題は飛ばしまして、答弁はいりません。

次に次の課題の自分の課の内の業務の応援態勢の確立、これについては私一言申し上げたいと思います。実はずっとこう見ておりましたが、土、日あるいは夜、残業を一生懸命で一つの係の方がやっている、こういうことは町長の辞令は、係長以上はどこへ配属ですよ、どこへ配属ですよというふうになっておりますけれども、下位、課の職員につい

ては何々課勤務を命ずるじゃないでしょうか。これは課長権限でどんどん中を動かして応援態勢を組んで、皆のチームワークをとっていただきたいと、私はこのように思うわけでございますけれども、どのように考えておられるかお答えを願いたいと思います。

町長

これからまあ限られた職員で100名体制に向かっていく過程の中で、それぞれの事務事業のウエイトが1人当たりの職員にかかってくる重さというものは大変まあ増してまいります。加えてまた臨時的な国や県の施策に伴って、このことの対応もしていきなげやならないということで、調査報告、調査報告、その繰り返し、最近特にそれが多岐なわけでございます。職員も大変であります。ただまあ係長以下、固有の一つの専門的な分野で処理して、責任ある事務執行は当然まあその責任でやっていきなげやなりませんけれども、広くみんなでカバーし合えるようなこの事務体制というものには是非考えてこれをやっていくようにというようなことは、私も副町長も常にそのことを促してやって言っただけで対応してもらっております。その中でそれぞれのまあ課長を中心にしたいろんな対応があるわけでありましてけれども、これからはやはりお互いにひとつ事務の分散をしながらカバーしながらという基本的な考え方は、今後とも是非職員の共通の認識としてやっぱりもっていく必要があるというふうに考えておりますし、これからはそうしたことを指導してまいりたいと思っております。

野村議員

それでは次の職員の接遇について、これは先程も私申し上げましたけれども、接遇、まあ皆さんの声は挨拶とか笑顔とか、まあ先程言った悲壮感の問題もありますけれども、そのような声が非常に最近多くなっている、まあそういうことで先程の人員構成からいって臨時職員も嘱託の職員も多いわけでありまして、この構成にも一つ原因があるかも知れません。私わかりませんが、そしてまたパソコンを全部導入しておりますので、やはり皆パソコンに一生懸命仕事をされているから目を逸らさないと、というようなことがあるかも知れませんが、そこで私はお聞きしたいと思います。職員の皆さんは町長の前で宣誓をして、しっかりやりますよということで入っております。臨時、嘱託の皆さんもこの面に対する指導、接遇の指導についてはどんなふうに行っているか。まあこれからだんだん多くなってまいりますので、この面の接遇の指導、まあ一人前の大人に指導していくということは非常に大変かも知れませんが、やはり職場内研修で、よその人、あるいは町民がどんどん入ってくる所ですので、どんどんやってほしいと、この点についてお伺いいたします。

副町長

特にあの、臨時・嘱託の職員に対する接遇等の研修というお尋ねでございますが、一般職の職員、正規の職員につきましては今お話のとおり、まあ一定のそういう機関もございまして研修という機会もあるわけでありまして、ご指摘のとおりこの臨時、嘱託の職員にはそういう機会は持っていないわけでございます。しかしながらまあ、窓口におきましては一般の職員と同様に一般の住民の皆さんに対応をする機会が非常に多いわけでございますので、まあ採用の時点におきましては当然まあそういうことも当然まあ視点に入れての選考に努めておるわけでございますけれども、やはりまあ配属の課におきまして課長を中心にあるいは係内のそうした連絡調整の中で、それはひとつしっかりまあ体得をしてやっていただくと、こういうことで現在まあ課を中心にそういうことをやっております。まあそういうことでやはりまあ非常に問題等といえますかね、足らざるがことがあるとすれば、また改めてそういう機会もしっかり持つたうえでやっていく必要があるかとこんなふうに思っております。

野村議員

それでは耕地担当制の活発化について、先程も町長、今朝、宮下議員の中で、役場と住民の距離を縮めていきたいと、このように話があったわけでございますけれども、やはり耕地担当制の制度の目的を理解していただいて、耕地へ飛び込んでいってほしいのであります。これについては私いろいろ細かいこと申し上げます。実は先ず耕地の担当制については、まあ19年度の一覧表を持ってきておりますけれども、まああの担当制の上に各課長さんたちは、ご苦労さんですけれども2人ずつが担当になっております。そのようなことがなっておりますけれども、町長は普通の時にこの課長の皆さんに田切区はどうだなど、あるいは飯島区はどうだなど、こういうような今の担当制の動きはどうだなど、いう声はかけておるんですか。その点について先ず第1点をお聞きしたいと思います。

町長

まあこの耕地担当制につきましては、この行政職員役場が地域住民の皆さん方とできるだけまあ距離が近くなるようにという考え方の中で、平成17年の8月から実施をしておるわけで現在に至っております。いろいろとまあ地域とのパイプ役を果たして、まだまだこの十分なこのパイプがそこで敷かれたという成果にはほど遠い部分もあるかと思っておりますけれども、いろんな機会を通じて今この担当制の職責を果たしてもらっておるといふうに私は捉えております。いろんな事業の中でも、特に最近ではまたこの防災計画の説明というようなことも含めましてやってきておりますが、まあ一堂に会してその分析というものを町長自らしておるといふ状況ではございませんけれども、折りに触れていろんな場面からそのことは情報としては聞いておりますけれども、ただこれがまああの一般日常定期的にその出向いて、総会あたりやあの伍長会あたりに行つてということではなくてですね、また受け入れられる方もこの必要とするかせんかというような判断もいろいろございまして、なかなかその辺にギャップもあるというような状況が今あるわけでございますけれども、担当者それぞれにまあ地域の出身であり、行政以外の部分ではお互いに一緒になってこの地域に溶け込んだ生活を営んでおる職員ばかりでございますから、そうした考え方の上にも立って、やはり自ら自分のこととして、そしてまた地元の皆さんはこの公僕としての役場の職員をまたひとつまあ、活用といつてはなんでございまして、ひとつ頼りにしていただいて必要なお手伝いをさせていただくと、こういう最初からの基本でございますので、是非ひとつこれが更に実を上げるようなひとつ考え方をこれからも進めていきたいというふうにしております。

野村議員

時間もだいぶ迫ってまいりましたので、提言だけしておきます。やはりこれは耕地担当制については、とにかく接することが大事なんだと、先ず第一に区長、総代が代ったときには、よろしくとあいさつに行くぐらいのことは必要であります。また至急の文書は持って行って届けて、至急ですからお願いしますと、また出張の帰り、出向いた帰りにはちょっと顔を出すと、如何だなど、そしてまた行事には呼んでくれと、あるいはそのようなことで地道な行動をやらなければ、両方で飾り物で邪魔者扱いしとってはだめなんですこれ。飛び込んでいってほしいのであります。お答えはいりません提言でありますのでいりません。

次に、時間がなくなりましたので簡単にお答え願いたいんですけども、先程申し上げましたように40歳から50歳、この管理職の場合には必然的に女性の登用がここから出てまいります。そのことから職場内で女性の教育を徹底的にやってほしい。将来の幹部候補生にしていただきたい。どういう訳かと私が話をしますと、4～5年前にこの質

問の中で適任者がいないという答弁がございましたが、そうじゃないんです。人を育てなければだめなんです。そういうことでこれは申し上げておきます。たまたま今日は信毎を見ていただければわかりますけれども、私の質問と機を同じくしてこの問題も出ておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それでは最後の質問でございますけれども、それではこの職場内研修今の項目はたくさんありますけれども、強力な推進を進めていただきたいとお聞きしたいと思います。

次に大きな1番といたしまして事務事業の見直しについて、これの1人1改革、1係1改革運動の展開で業務の削減をと私としてありますけれども、これについては事務事業の見直しで職員が減っていくんだから、おおいに見直しをやらしてもらわないけない。そこで私は1人1改革、1係1改革ということで大きな展開をしてほしい。職員自ら動いてほしい。そうして不要なものはどんどん削ってほしい。日常の問題についても削ってほしいということでもあります。

これに関連しまして私時間がないので最後に申し上げたいと思います。実は毎年町長は課ごとの懇談会、また若い人の懇談会をやっておりますけれども、是非町長、庁内あるいは出先機関をぐるりと回ったり、こういう町長の指揮がどのような形で皆さん動いて仕事をやっておるか是非に回っていただきたい。たまには激励をし、たまには意見を聞き、そしてまた町内で各職員の素晴らしい善行があります。これを褒めてやってほしいと思います。そのことを申し上げお答えをいただきたいと思います。

町長

これから更にまあ限られた職員の中で、事務事業を見直していくということはもう当然でございます。今その形で進めておることもございまして、一方でまた増えてくるものも事実としてあるというこの中で、どういうふう組織としてまあ整備していくかということでございます。既にまあ大課制というものを取り入れてここ数年来やってまいりました。効率化を目指してやってまいりましたし、事務事業の見直しもしてまいりました。現実にはなかなかあの厳しい問題がございまして、着実に、一歩ずつそれに向かつての成果は出てきておるといふふうには、この大課制、組織の再編、事務事業の見直しの中では出ております。従って、まあそうしたことによって、増えてくる個々の事務職員のノルマも大変でございますので、やはりそのことは理事者も個々に回ったりしていろんな意見交換の中で懇談のみでなくてですね、実際の回ってそのことを粒さにまあ意思疎通を図りながらやっていくことは必要であるということで私も思っておりますので、努力をしてまいりたいと思っております。以上であります。

野村議員

終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 4時19分 散会

平成19年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成19年9月13日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

森岡一雄 議員  
宮下 寿 議員  
内山淳司 議員

○出席議員（12名）

1番 森岡一雄	2番 曾我 弘
3番 宮下覚一	4番 坂本紀子
5番 三浦寿美子	6番 野村利夫
7番 宮下 寿	8番 竹沢秀幸
9番 平沢 晃	10番 内山淳司
11番 松下寿雄	12番 織田信行

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 山田敏明 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 折山 誠  
議会事務局書記 吉川 恵子

## 本会議再開

開 議 平成19年9月13日 午前9時10分  
議 長 おはようございます。議員各位にはご苦勞様でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。なお、本日は気温の上昇が予想されますので、上着の着用を自由といたします。

議 長 日程第1 一般質問を行います。  
引き続き一問一答方式で行いますが、趣旨とルールに乗っ取り質問者・答弁者は適切な対応に心掛けていただくようお願いいたします。  
1番 森岡一雄 議員

1番 森岡議員 一般質問に先立ちまして一言申し上げます。昨日突然、安倍総理が辞任を表明しました。まさに青天の霹靂であります。国民に対して無責任ではないでしょうか。政治は誰のものでもない国民のためのものでもあります。庶民のための政治こそ議員の使命であります。途中で投げ出してはいけません。私たちも心して処していきたいと冒頭申し上げます。

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。最初に、自立への道を探るということでございます。地方分権の推進、三位一体の改革、平成の大合併の下、市町村の生き方が問われ、我が町では自立の道を選びました。自立の道は険しいが皆で力を合わせて自助・共助・公助でと始まりましたが、本当にやっていけるのかとの声も当節からは聞かれております。そこで自立の道について少々論議を深めたいと思います。

さて18年度の決算に伴い県下市町村の財政状況が過日新聞で報道されました。特に借金の返済に当る実質公債費比率は小規模町村ほど悪くなっております。郡下においてはお金を借りるため許可を必要とする比率18%以上は、飯島町の16.9%を除いて7市町村全てであります。この数字を見る限りでは非常に良いように見えますが、18年度に限っての断面の数値であって、これをもって財政の判断はできません。この数値が今後どのように変わっていくかが肝心であります。飯島町の18年度の行政報告書によりますと、経常経費が一般財源を圧迫して財政硬直化の方向にある。また歳出全体に占める経常経費の割合を表すところの経常収支比率の改善が課題であるとされております。町の返済額は年を追うごとに増加し、平成20年度以降は今より1億円余の増額が予想されております。そこで簡単に1口で言いますと、入るものが減り、出るものが多くなって大変であるということでもあります。そこでお尋ねをいたします。18年度の決算が出ております。これから詳細に審査を行いたいと思いますが、町長は18年度を締めて見て決算についての所見とこれからの展望についてお聞きをいたします。

町 長 森岡議員からは自立への道を探るという最初のご質問の中で、大変多岐にわたっています。いろんなご質問をいただいておりますけれども、冒頭この財政運営につきまして経常収支比率あるいは公債費に関連してのこの実質公債費比率等に関連して、財政の見通し等のご質問がございましたので、まず最初にそのことについてお答えをし

たいと思います。今議会でもいろいろと申し上げてご報告をしておるところでございますけれども、先ずこの行財政改革あるいは財政運営、これが精いっぱい最善のまあ努力をいたしまして、このことがかなりのまあ財政指標の一部の改善に繋がっておるということにつきましては、決算数値からみても読み取っていただけることができるんではないかというふうに思っております。対前年度比を比較いたしますと人件費、物件費、補助費などが減少しております。また行政コスト計算書からも明らかなように、全体のコストが縮減をしております。また改革の一定の成果であるというふうに捉えておるところでございます。

一方でまたサービスの低下に繋がらないような工夫も必要であり、その努力をしてきておるわけでございます。平成18年度決算におきましては経常収支比率が増加した主な原因につきましては、公債費の増加、繰出金の増加、あるいは保育料の軽減によって特定財源が減少した分がそのまま一般財源に充当したためであるというようなことございまして、この経常経費に充当できる財源の内、地方交付税やその他の交付金などが減少をしておりますけれども、地方税や地方譲与税は逆に若干の増加をいたしております。全体では前年度よりも増額という結果になりましたけれども、この特定財源が減少をしたこと、また経常経費が増加したために全体としての経常収支比率が上昇をするという結果になりました。今年度からは本格的に始まった税源移譲によりまして一般財源の主力となるべきこの地方税の増収というものがかなり期待をしておりますし、全体として一般財源の確保は相当難しいということが今後とも予想されて覚悟していかなければならないというふうに捉えております。

今お話のございましたこの公債費の運用上非常にまあこの大切な指標であります、新しくこの捉えてまいります実質公債費比率、これにつきましては今のところ16%台で収まっておるわけでございますけれども、これからの当町のかつての主要事業、大型事業をやってきたこの偏在が、今ピークが続いておるわけでございます。今後はこの上昇傾向にあるということで決して予断を許せるものではございませんので、今後こうした公債費の内容につきましても十分考慮をしながら、一部には繰上償還等も検討して慎重にまあ対応をしていかなければならない。同時にまた行財政改革を引き続き続行をいたしまして経常経費の削減に力を注いだ行財政運営が是非とも必要であるというふうに認識をいたしておるところでございます。以上でございます。

森岡議員 まあ経費の削減によって進めていきたいとまあこういうわけでございますが、続きまして自立の道筋として只今申し上げたように経費の削減のため、事務事業の見直しや人件費の削減など機構改革や行政改革を進めてまいりました。その結果できることからということで3年目道半ばではありますが、行政改革、財政改革についてその効果と課題についてどのように受け止めておられるかお聞きをいたします。只今人件費の削減により財政的効果はあったというようなことも言われるわけですが、大事なことは課題についてでございます。それらを進めていく上での課題についてお聞きしたいと思います。

町 長 只今のご質問に関連して、更にこの具体的な行財政改革、財政運営そしてその今後の課題ということについてのご質問でございます。今も申し上げましたけれども、この行政改革につきましては財政の改革とともに飯島町のこの「ふるさとづくり計画」、これが平成17年の9月に策定をいたして即実施をいたしました。またその後5年間の

中期総合計画、これも審議会を重ねていただきまして長期計画と共にこの「ふるさとづくり計画」を受けての5年間の見通しする計画を飯島町の指標として策定をいただきまして、平成18年の3月にこれを策定して翌年の4月から実施をしてきておるところでございます。これらの計画を基本といたしまして、これまで行政改革の実践に取り組んできておるわけでございますが、住民と行政がより良きまあパートナーとなるように協働のまちづくりを重点としたこの内容でもって職員の耕地や地区の担当制度の導入、町民の窓口の延長、あるいは町長への手紙、町長との「ホット懇談」等々実施をしてまいりまして、更にまた将来に向けてのこの住民と共に知恵と汗を出しながら地域づくりをしていくというこの大きな考え方の下に、自立しうる地域の目指した地域づくり委員会の組織化などに取り組んできたところでございます。

これらの行政改革につきましては町民の皆さん方も少しずつまあ理解をしていただけるようになったというふうに思われますが、まだまだ道半ばでございます。今後、耕地担当制度や地域づくり委員会については、町民の皆さんの意見をより反映できるような形のものにしていくことが、これからのまさに正念場であるというふうに考えておるところでございます。まあその他あの若干具体的になりますけれども行財政改革の大綱の中で定めております組織の機構改革の問題、あるいは事務改善、職員の定員管理計画の問題、あるいは人事・給与改革、職員の意識改革等につきまして、進めておるところでございますし、また組織的にも課の再編統合をいたしまして大課制、大係制、あるいは指定管理者制度の導入、更には委託業務というものも極力進めてきておるところでございます。更にまたあの財政改革的な面では行政経費の削減、事業別の予算システム、あるいは必要な住民負担の見直し等もお願いをいたしまして、平成19年度の予算の中でも申し上げて説明しておりますように、その結果としての影響額は1億600万ほどにまあ今のところ上がっておるといふふうに申し上げてきたところでございます。お話にございましたようにまだまだこうしたことをもっても町の財政指標は必ずしも好転しておるといふことは言えないわけでございます。中期総合計画の目標に達成に向けたこの町の将来展望に踏まえて、やはりそれぞれ町の活力を目指して選択的な重点的な事業を実施をしていかなければこれからの町の展望は開けないという観点にも立ちまして、各種の政策をメリハリあるこの予算財源充当をもってやっていかなければならないというふうに考えておるところでございます。まだまだ行財政改革は継続途中でございまして、この達成のためには町民の皆さんのご理解ご協力が是非とも必要でございます。そのことでもって協働のまちづくりを如何に進めていくかということがカギになるわけでございます。大変厳しい状況がこれからも続くと思っておりますけれども、ひとつ一層のご理解ご協力を賜うようにお願いしたいと申し上げたいと思っております。以上でございます。

町長の立場から、目から見てのお答えでございました。町民の側から見ての質問をしたいと思うんですけど、監査の報告書でも職員の減少に伴う事務事業の見直しと、住民要望との乖離が懸念されるとまあこのような指摘もありましたが、行政改革まあ財政削減ということでどんどん進めていく中で、また住民要望との乖離というものは当然生まれてくるわけです。これは非常に大変なことであります。更に具体的なもう少し細かいことになると、人員削減によるサービスの低下あるいは職員による負担増加によるストレス、あるいはやる気を無くすと、まあこういった問題も出てくるのでは心配されるのではないかとそのように思ったり見たりするところもございます。この辺

町長

のところについてどのようにお考えでしょうか。

行政の施策の進める考え方と住民の皆さんの切なる要望とのまだまだ乖離があると、また職員の対応についてもこのサービスの面でどうかというようなことに関連してでございますけれども、昨日もいろいろとまあ議論をいただいておりますが、平成26年度をもって町の職員体制は100名を目標とするという形で今、いろんな取り組みの中でまあ協力を得て進めておるわけでございます。ただそこには住民サービスの低下があってはならないという大前提のもとに、事務事業できるだけ見直しをしてスリムな形でこのことを進めていくような方法も考えておりますけれども、なかなか一方で国や県の新しい事業への取り組みの問題、そうしたことも増えてきておるのは事実でございます。そうした限られた職員の中での事務分担、仕事のノルマというものは職員も大変でございます。皆でひとつ支え合ってカバーしながらというふうにも言っておりますけれども、一部にはやはり専門的な分野もあるわけでございます。職員には常にまあ督励をしてそのことを克服をしていくようにということでもやってもらっておりますけれども、結果として大変厳しい状況にあるということでございますので、今後は必要な目標に向けて進んでまいりますけれども、ひとつの最低必要な人員は確保しながら、全体として住民サービスの低下をきたさないような方向の中で住民要望にこたえていかなきゃならないとそういう考え方で現在進めておる次第でございます。

森岡議員

厳しい現状を確認したわけでございます。それでは次に土地利用と農振地域の再確認についてお伺いをいたします。農振法ではおおむね5年ごと基礎調査を行い農振計画が時代に合っているかどうか調査することになっております。優良農地の確保と活用が図られております。飯島町では平成12年に基礎調査が行われ、平成13年に第2次の国土利用計画が策定されております。さて地方分権の推進に伴い地方自治のあり方が問われております。自己決定・自己責任によりどのような町を創っていくのか、そのためには土地利用をどのようにするのか明確にすることが求められております。平成12年といえ5年を超え7年の経過であります。また平成13年の国土利用計画は自立を決定する以前のものであります。経済事情の変動や自立といった情勢の変化によって総合見直しが求められているわけでございます。そこで自立のまちづくりを意識する中で今後の土地利用と農振地域の再確認についてどのように考えておられますかお伺いをいたします。

町長

次にまあ土地利用、農振の線引きに絡んでのまたご質問でございますけれども、土地利用全体の考え方の中で、飯島町の現在の農業振興地域、この指定地域につきましては町内のほぼ全域に及んでおる、ご承知のとおりかと思っております。この農業振興地域は昭和44年に指定をいたしまして、過去に二度の変更を経ながら現在の指定地域、これにつきましては昭和60年のものが現在までおるといふことでございます。そこでまあこの飯島町ではこの農業振興地域を指定していくことによりまして、従来の県営圃場整備を始めといたしまして、各種の大型農業の施設整備、あるいは長年にわたり多額のこれに対する国や県の補助等の支援を受けることができたわけでございます。今日の飯島町の農業基盤の整備ができたのもこの指定と国県の支援の賜であるというふうに理解をしておるところでございますが、この一方でまた飯島町の人口増あるいは活性化のための定住促進や企業誘致、国道県道のバイパスをはじめとする公共事業、これらの道路整備にあたりましては、当然のことながらこの用地として多くは農地を転用をしていか

森岡議員

なければならぬということになるわけでございまして、こうした社会情勢の変化に応じたこのまちづくりが重要な課題であり、その土地利用計画というものは一番その基礎をなすものであるというふうに考えておるわけでございます。そこでまあ優良農地の保全による農業振興と、一方で工場用地や道路用地、この確保、更には農・工・商、この一体となったバランスのある振興を図るための土地利用計画というものはどうあるべきか、ということが最大の課題になるわけでございまして、この限られた町の土地を有効にどのように線引きをして今後いくかということがこれからの次期構想の一番基本になるというふうに考えておるわけでございます。そこでまあ農業振興地域計画はおおむね5年ごとにこの基礎調査等の結果をもって、その時々々の社会情勢の事情によりまして見直し変更をかけていくわけでございます。この将来のまちづくりの基本となる土地利用計画、そして農業、工業、商業のバランスある発展のために、今後今のこの中期総合計画が平成22年までで一端終了するわけでございますので、次からは第5次の飯島町の総合計画並びに5年間の中期総合計画を立てる上で、この土地利用、農振も含めた線引きをどういうふうに考えていくか、この土地利用計画が最大の一つの基礎づくりになるということございまして、現在も職員体制をそれに向けて将来整えながらこの見直しを何とでも図っていきたくと、それをもって次の長期構想のひとつの基本としていくということで、現在庁内にもプロジェクトを立てまして、いろいろと研究を始めたところでございますし、また今後いろんな各種の団体、機関の皆さん方にもご相談申し上げながら、このことを位置付けていきたいというふうに現在取り組んでおるところでございます。

只今お答えをいただきましたが、考えてみますと、飯島町は古来から水の利を得て稲作が盛んであり、大正、昭和にかけても与田切の水を引き大正新田を開き、七久保においては高坂町長のお爺さんらの尽力によって千人塚へため池を造り、増産に励んできました。戦後の食糧増産の波の中では経済も米への期待が大きく、米さえ作っていればとの思想は減反政策の始まるまで続いてまいりました。その間昭和61年営農センターの設立により地域複合営農への農政方針が打ち出され、組織営農が取り入れられ、今日では高齢化や担い手不足の中で、一早く町内を網羅した担い手法人が設立され、1,000ha自然共生農場づくりをキャッチフレーズに産地として生き残りをかけているところであり、農業の進むべき道としてはこれでよいと考えるわけであります。

しかし飯島町が経済社会の中で自立し持続可能なまちづくりのためには、これだけでは如何ですかと思うわけであります。監査報告の中でも力強いまちづくりには、就労場の確保と若者の定住による人口増が重要であると、優良企業の誘致はそれらの課題を解決する大きな手法であると指摘をされております。先程の数値で実質公債費比率では郡下一良かったわけですが、自主財源の柱となる税収について見ますと、17年度の数値ではありますが、良い方から伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、辰野町、南箕輪村、宮田村、次が飯島町となっております。税収は景気によって左右されますが産業構造に起因するところが大きいと思いがいかでしょうか。経済運営の鉄則として中国の古事に「入るを量りて出ざるを為す」とあります。あまりにも有名な言葉であります。収入を計算してそれに合わせて支出を行う、これは健全財政の原則であります。今日ではローンという便利なものがあって一般家庭でも実態に合わない架空の世界を作り出してしまふことが多々あります。行政運営の中でも非常に苦しんでいるところでもあります。

町長

私はこれからの財政運営は「入るを量りて出ざるを為す」ではなく、「入るを拡げて出るを制する」と提言したいのであります。そこでこれからの土地利用計画について、まちづくりの行き方はこれで行くのだという明確な方向が示されることが一番肝要と考えます。またそれにより優良農地も守り易くなりますがいかがでしょうか。お伺いをいたします。

バランスある農・工・商それぞれの産業の振興を図りながら、それぞれの産業を位置付けて、町の財政に照らし合わせた将来の生き方と、こういうことかと思いますが、お話にございましたように町ではそれぞれの農業、工業、商業の均衡ある発展を目指して、中期総合計画においてそれぞれの施策を講じてそれに向かって鋭意努力をしておるところでございます。しかしながらまあいずれの産業におきましても、大変まあ課題が多い昨今の状況の中でございまして、それぞれ企業も住民の皆さんも精いっぱいまあ頑張っていたいておるということでございますけれども、町といたしましてもこの自立のまちづくりの中でできる限りのそれぞれの農・工・商に対しての支援を行っておるわけでございます。飯島町のこれまでの産業の源、基幹産業は農業である、そこからまあスタートをしてきておるわけでございますけれども、特に私はこのいろいろな産業が地域に根差していく、それぞれに活力を持ちながらその相乗効果の中で共にまあ発展をしていくということは当然でございますけれども、やはりこの農業という産業がいろんな面でこの基幹を成す産業の源である、こういうふうにもまあ確信をしておるわけでございまして、食糧生産のこと、あるいは自然環境、農村環境に至るまでいろんなまあ、この経済的・数字的なことはまあ置いて置かしても、このことがやはり農業の振興というかその維持というものがやはりこの人間の生存の礎であるというふうにもまあ確信をしておるわけでございまして、そうしたまあ町の古くからの農業振興でやってまいりまして、飯島町もいろんな現在の経済状況の中で変えていかなきゃならないということはもちろんあるわけでございます。農業の面からみればこのいろんな農産物価格の低迷であり、あるいは後継者の不足であり、それぞれ大変厳しい状況にあるわけでございますけれども、これを基本としながらもやはり将来人口を増やして、そのことによって活力のあるまちづくりをしていかなきゃならないということでございますので、同時にこの企業振興と商業振興も合わせてやっていくとそういう考え方でございます。今それぞれ土地利用の住み分けをしていく中で、見直しをする中で企業誘致も具体的に進めて今おりますし、更なる誘致も進めております。商業振興も非常に厳しい状況もでございます。過日も大型店に対する伊南の4市町村のひとつの意思統一の中で、その対応についてもまあいろいろと議論をしてその対策を講じておるわけでございますけれども、やはり今、町の商業もかつては先進的な取り組みの中でここまで進めてきた経過もございまして、そうしたことにも支援をしながら農・工・商、バランスのあるこの産業づくりというものが、やはり町の一番の財政の源と繋がるという考え方の中で、土地利用を含めた検討を今進めておるところでございます。

森岡議員

それでは次にバイパスの活用についてお伺いをいたします。バイパスの開通は一つの動脈が代わることであります。それをうまく捉えるか否かで飯島町の発展を今後大きく左右してまいります。沿線の活用のみならず町内を総合的に見て活かす施策を考えたい。またそれについては発想は大胆に行動は慎重に無策で開通を迎えてはならないと考えます。バイパスの活用についての考えをお聞きいたします。

森岡議員

町 長

昨日も宮下覚一議員のこのコンパクトシティ構想なるものに関連してのお答えを致したところでございますけれども、153の伊南バイパスいよいよ起工になりまして、そのアクセスである堂前線までは平成23年を目途に一応町内開通をするという目標であり、またそのようにお願いをしてきておるところでございます、ほぼその線でいけるかという見通しを立ててございます。そこで問題になるのがこの道だけで町活性化との関連が全然なしではこれは通過交通でございますので、今そのことに鋭意取り組み、先程の土地利用計画、線引きの見直し等も含めてですね、庁内プロジェクトも立ち上げて進めておるわけでございまして、これがこれからある意味ではひとつの最大なこの土地利用をどうしていくかということが課題になるわけでございます。153沿線そのものにはまあいろんな反省の中から景観協定等も結ばれて、無秩序なこの開発にならないようにというような一つの歯止めを、住民の皆さん方と共にまあ作ってあるわけでございますけれども、これに関連して縦線のアクセスの問題これも含めてこれからの飯島町の一つの振興の拠点として、どのようにあの土地を、一帯を利用していかうかということ、だいたい開通の目途が立ってまいりますので、次の中期総合計画、長期構想の土地利用計画の最大の一つの課題として取り組むように今作業を始めつつあるということでございます。

森岡議員

次に自立というものは住民参加が必須でございます。現在の地域づくり委員会の活動、協働のまちづくりについてその活動状況と住民の自立への意識はどうかお聞きをいたします。

町 長

それではこの自立の枠組み、スタートをいたしました組織としての地域づくり委員会の活動状況等に関連して、申し上げてまいりたいと思いますが、この新しい地域づくり委員会につきましては、平成18年度より検討を開始をいたしまして、この今年6月までに各4地区共にこの組織が結成をされまして、一歩歩み始めたところでございます。まだあの組織ができて2カ月余りというようなことでもございますので、まだまだ緒に就いたばかりでございます、各地区によってはその取り組みにおいて若干の差もあるわけでございますけれども、特にまあ七久保地区におきましては大変まあ積極的にこのことを捉えていただいております、特に子どもとの地域の方とのふれあいの機会というようなことの中から、6月から子ども広場が開所となりました。連日まあテレビ等にも紹介をされておるわけでございますけれども、この地域づくり委員会も子ども広場の地域のサポーター役として、区長さん始め大変まあボランティアの皆さん方にご尽力をいただいて、だいぶ軌道に乗ってきたというふうに捉えております。またあの7月にはこの地域興しの活性化を目指した「子どもカーニバル in 七久保」という一つの催し物がイベントが開催をされまして、大変まあ御神輿等も出されまして、子ども達のこの健全育成とも相まって大変この地域づくり委員会がご活躍をいただいた、一翼を担っていただいたということでございます。またあの他の地区につきましても、9月以降から計画に入っていただくことが過日の開催をいたしましたそれぞれの地域づくり委員会の代表者等で持ち寄っていただきまして確認をされておるわけでございまして、順次こうした4地区のいろんな情報交換と連携を保ちながら、これからの自立しうる自主的な地域づくりに向けてやっていただくということで、まだまだこれは息の長いことでございますので、そうすぐに答えが出るというものではございませんけれども、常にそういう方向の中で町の職員の方も地区担当という立場の中から積極的にこれに取り組んで、

一緒になってお手伝いをしながらこのことが進んで行っていただければありがたいというふうに考えておるわけでございます。

まだまだこうした自治、自立へ向けての意識というものはこうしたことを通じてだいたふまあ意識として多くの住民の皆さん方に持っていただくようになりましてけれども、まだまだ意識としては浸透して至るに至っておりませんので、これからのいろんな機会あるごとに、こうしたことをまた意見交換しながら共に汗を出してやっていこうというこの何よりも気持ちが大事でございますので、いろんな場面でそうした取り組みを期待をいたしておりますし、また町の立場の責任としてもできるだけの支援をしながら助言をしながらやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

森岡議員

そこでもう1点大事になりますのは、何と言っても自立を引っ張っていくのは行政であります。職員の自立への自覚、意識等はいかがでしょうか。どのように見ておりますか。

町 長

職員もまあ昨日もご質問が出まして、いろいろとこの意識改革、自覚の問題、自立の向けての厳しさというものもご質問もいただき答弁もさせていただいておりますけれども、町のひとつの住民とのパイプ役としてその職責を果たしていかなきやならないと私以下そういう気持ちであります。職員自身もこれまでも給与費の削減、あるいはまた限られた減少していく職員数の中で精いっぱいまあ自分の役割というものを果たしながら、この過程で大変厳しさというものは十分身にしみて対して承知しておるわけでございまして、これからも一層、意識改革に伴って住民の負託に応えられるような職員でなければならぬという形の中で、努力を一層してまいりたいというふうに思っております。

森岡議員

只今各方面から検討・検証をしてきたわけでございますが、自立の道、まあ簡単に言ってしまうと財政運営については健全財政であり、また財源の確保については自主財源をいかに確保していくかであります。更に住民の参加があつて初めて自立の道は進んでいくわけでありまして、今日までもそれらに対して努力をしております。しかしまだ道半ばであります。しかし自立へはこの道しかありません。今後においてもそれに対して前進をしていく以外にない、こんなことを申し上げたいと思います。

町 長

さて次に、安心安全のまちづくりについてお伺いをいたします。待望の防災マップのしおりを各耕地配っていただきました。耕地へ配りまた各家庭へ配っていただいて防災に備えるわけでございますが、これについての活用あるいは周知についてどのように考えられておるかお伺いをいたします。

町 長

次のご質問でございますこの安心安全なまちづくりの中で、最初に防災のしおり、今度作成をいたしました、この住民への周知等の内容でございます。この今お持ちだと思っておりますが、防災のしおりは町の地域防災計画の全面改定の内容について、町民の皆さん方に十分まあひとつ理解をしていただくように作成したもので、ちょっと中、紐解いてみますと、1つとしては地域防災計画の概要版としての考え方、それから2つ目にはこの防災のしおりである、使い易いものである、3つ目には防災手帳チケット、とこの3つの内容でもって構成をしておるわけでございまして、特にこの概要版と防災のしおりは全世帯向けとして作成をいたしました。非常持ち出し等の場合には近くに備えておいていただいて、是非持ち出して、いかなる場所でもこれを活用いただくように、身近な一つの資料として作成をいたしました。なおまたあの防災手帳のポケット版についてでございますが、あの小さいのでございますが、場所、時間を問わずに毎日災害に遭遇し

たような場合に備えて内容を分かりやすく、また子どもに対しても小学生以上、4年生以上を対象としておりますけれども、これを含めた全町民に携帯をしていただくような、小さく名刺サイズとして作成をしてございます。

住民への周知につきましては、先ず全職員への説明会を行いまして、7月下旬からご承知のように9月2日の地震総合防災訓練の日までに、全耕地、耕地担当職員が全ての耕地に出向きまして、これらの防災のしおりを資料にして地域説明が済んだところでございます。なかなか1回だけでは理解していただけないということもあるわけでございますけれども、いろいろと意見や質問も出されたわけでございますけれども、それらはまた集約をして今月号の広報9月号に特集して掲載をしまいたしますので、是非ひとつまたご理解をいただいて、繰り返しこうしたことを重ねながら周知をして、これは行政のためのものだけではなくて、町民の皆さん個人の問題でございますから自分のこととしてひとつ理解を深めていただきたいというふうに考えております。機会あるごとにこれからもそうした内容を啓発をして徹底を図っていきたくというふうに考えております。

森岡議員 町では作り、既に町民に配り徹底を図ったと、まあこれは一通りの大事なことでありますが、その辺がひとつ行政手法と民間手法との違いだと思うんです。民間の場合は配りましたでは済まない、理解していただくだけでは済まない、結果をもってそれでいいということです。まあ聞いてみると分からないとかまあいろいろな意見があります。キャッチボールだと思います。徹底の仕方。ボールを投げたら返してもらい、投げっぱなしではだめだと思うんです。反応を見る、反応を聞く、まあ昨日も耕地担当制の話が出ましたけれども、そうしたことも非常に大事ではないか。そうした住民との接点ができれば、何も町民から職員が多過ぎるのではないかというような批判も聞かないと思うんですが、その辺の徹底が行政としては甘いのではないか、そんなふうに考えますがいかがでしょうか。

町長 この防災計画の内容はなかなかあのいろんなケースを想定して多岐にわたっておりますし、それからあのそれぞれの役割分担も非常にあのいろんな幅でできておりますので、今おっしゃるようにこの1回説明をしてこれでよしということは毛頭考えておりません。まあキャッチボールというふうにおっしゃられましたけれども、そうして説明をしたのは、先ず最初の一つの入り口でございまして、いろんなご意見要望も聞いて、それを集約して、またお返しをして広報に掲載をしたりということで啓発をしまっているわけでございます。これから更にまたいろんな訓練の中でももちろんそうでございますけれども、日常啓発に努めて、とにかくいざというときに決して慌てることなく、なかなか想定してもこれはあのいろんな先進の災害の例を見ておりましても、訓練をしてマニュアルを作って対応をしているのだけれども、実際いざ起こった場合にはいろんなこの様相が違うわけでございますから、あらかじめの予断はできませんけれども、大変まあパニックになるということにもなるわけでございますが、せめてものこの初期行動マニュアルぐらいのところはひとつ冷静な行動ができるようなことも含めて、これから繰り返し繰り返しまあこうした啓発に努めていきたいというふうに考えております。

森岡議員 それでは最後に妊産婦の公費の拡大についてお聞きをいたします。この件については以前の一般質問で確認をいたしました。必要な経費を2回まで公費負担を5回までとし、19年度中には実施するとしており、医師会等の手続き等の調整を経て前向きに取り組

みますとされておりますが、その後どのようになっておりますか、現在の支援の実態と取り組みへの経過をお聞きをいたします。

町長 それでは妊産婦検診の公費拡大につきまして今後の考え方を申し上げます。今お話にございましたように先にも議会にもご質問をいただいた内容でございます。飯島町は現在、妊婦検診2回、乳児1カ月検診を一回公費で実施をしておるわけでございますが、この検討過程にあたりまして、検診業務を県の医師会に委託をして、支払い事務事業を県の国保連合会に委託をする仕組みになっておるわけでございますけれども、これを回数を増やしてこの医師会でひとつ事務を掌握いただくということの打診を行ってきおるわけでございますけれども、この仕組みを拡大する検討の中で、システム改修というものが当然なってくるわけでございますけれども、いろいろと医師会等も連合会の方にもお願いをいたしまして、これはあの他の町村もいろいろ関連しておるとは思いますけれども、平成21年度ぐらいまでには可能であるというふうにお聞きをしておるところでございますが、まあこのシステムのことの軌道に乗ることはちょっとまあ別にいたしましても、このようなことから町といたしまして、この公費拡大分につきましては、この現下の少子化現象の中で、あるいは厳しいまあ産科を含めたこの子育ての問題、いろいろあるわけございまして、できるだけのまあ支援をしながら健康な子どもを是非産んでほしいという考え方の下に検討をしておりますけれども、医師会の方はまあ21年というようなことが言っておられますけれども、検診後のまあ償還払いというような方式ならば可能であるというような考え方に立ちまして、来年度から4月から現行2回の公費に盛るものものを5回に、国が言っております一つの考え方の下に拡大をして実施をしていくように今、実施計画の中に盛り込む指示をしてやっておるところでございますのでご承知いただきたいと思います。

森岡議員 只今来年度というお話でありましたけれども、1日も早く少子化対策の一端として国から出されている交付税であります。子育て支援は今年の町長の政策の目玉でありますので、しっかりと予算付けをお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

議長 7番 宮下 寿 議員

7番 宮下議員

質問に先立ちまして今回の台風9号により被災をされました皆様、また飯島町では特に果樹農家の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

それでは通告に従いまして質問をいたします。最初に町長選について6月定例会でもお聞きしましたので、くどいと言われるかもしれませんが、私としてはあの時は非常に良いタイミングだったと今でも思っておるわけですが残念でありました。今回初日のあいさつの中で最終日に意思表示されるとのこと、また昨日、お2人の議員からも質問があり答弁をお聞きしましたが、出馬の有無についてはやはりお答えがありませんでしたので、ここでまた申し上げるとそれこそくどいと言われるので、ここは省きたいと思います。ですから私もとりあえず出馬されるという前提でちょっと違う観点からお伺いをいたします。それは出馬に向けて当選後の副町長の人選について考えておられるのかということです。

気の早い話だと言われるかもしれませんが、1期目の実績を踏まえ今後4年間

の構想を実現していく上で町長の右腕である副町長の人選は非常に重要だと思います。権限も強化され、また町長の意向を課長以下職員へ周知徹底させていく重要なポストであります。当選から2期目の執行への時間差はほんのわずかであり、当然考えがあると思いますけれども、いかがでしょうかお答えください。

町 長

宮下議員からは6月の議会に引き続いて同様の質問というか今お話を承ったわけでございまして、大変まあ意に介していただいて恐縮に存じております。あの時はまあまだ任期長いので精いっぱい当面の課題に取り組むというようなことで申し上げましたが、今回先にもお二人の議員に申し上げましたとおり議会の最終日にひとつ意思を明確にさせていただくということで、ご了解をいただきたいと思っております。

そこで今ご質問のこの副町長の件でございますけれども、まあ副町長の人選をあらかじめ想定してというこの考え方、あまりまあ日本のこの制度としては馴染まないように思うわけでございます。アメリカ大統領選挙あたりでは非常にまあ副大統領の指名をもって、そのセットでまあ選挙戦を戦うというような事例もあるわけでありましてけれども、日本では制度的にそうしたこともないわけでございますし、やはりこれは長の任に当たるものがその議会の同意を得て選任すべきものというふうに現在も思っておりますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

宮下議員

当然のように返ってくる言葉とは思ってございましたけれども、特に現副町長が横にいらっしゃいますので非常に答えにくいことでもあるのかなと思っております。確かに選挙前あるいは選挙中に人事の話をするということは今まであり得ないことであつたはずで、何を突拍子もないことを言うのかと思われるかもしれませんが、只今、町長がおっしゃいましたように、そのアメリカの大統領選というものは今おっしゃったように党の代表候補を出すときには、その副大統領の候補も選んだ中でいくと、で選挙民としてはその方が当選をすれば、このコンビで行政運営が行われていくんだということがはっきりと分かるわけでありまして。まあ日本の選挙とは違うと言ってしまうとそれまでですけれども、町長選挙というものは議員選挙と共に最も身近な選挙であり、これからこの人に行政を任せるんだという選挙民の意思が直接伝わってくる選挙であります。その意味ではアメリカではありませんが、二人三脚の副町長が前もって分かることはある意味良いことではないのかなと思います。確かに任命権は町長にあり、それを議会に諮るわけです。普通は当選後の議会承認を得る訳ですけども、前に公表してはいけないというようなこういった法律があるのでしょうか。私不勉強ながらそういったものはちょっとわかりませんので、もしあればお答えをいただきたいと思ひますし、無いとすれば今まで無かったことだからというのではなくて、新しくやってみることも必要ではないのかなと思います。こういった形をとりますと個人の選挙でなくなってしまうという危惧する気持ちもあるでしょうけれども、またばかげた提案だと思われませんか。町民にとっては非常に分かりやすいのではないのでしょうか。これも一つの改革ととらえていただけたらと思ひますが見解をお聞きしたい。

町 長

私見でございますけれども、この選挙結果がどうなるかということが分からない段階で、それを補佐するまあ副町長なり、その他の人事案件について、この予断をしておくということについてはいかがなものかなというふうに思うわけでありまして。ある意味ではまあそのことをもって訴えるという考え方もあるわけでございますけれども、それはあの日本の今のこうした風土に馴染まないなというふうに思っております。まあ一つの

発想はお聞きしておきたいと思ひます。でその法律があるかどうかはちょっと私にはわかりませんが、あるのは地方自治法でもってその副知事、副市長村長、これは長が議会に諮って選任するところという規定であると思ひますので、今はそのことを申し上げて、いただいたご意見は一応お聞き及んでおきたいというふうに思ひます。

宮下議員

大変突拍子もないお話をしましたけれども、やはり2期目もという思いの中であれば当然胸の内にはおありだと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。副町長につきまして胸の内にはいま口には出せなくても胸の内にはあるのかという部分でちょっとお伺いしたいんですけれど。

町 長

先のことが分からない段階で胸にあるはずもございませんので、そのように。

宮下議員

まあこのくらいにしておきます。昨日、先程森岡議員からも電撃的な安倍総理の辞任劇があつたわけでありまして。総理の本当にやりたいことが国民には伝わらず、回りに足を引っ張られ国民のほとんどが思ったのではないのでしょうか、誰のための政治なのかと。国政がこのように揺らいでいては地方はどうなってしまうのでしょうか。町長には飯島町が揺らぐことのないように強烈なリーダーシップをとっていただきたい。過去にとらわれず、やったことがないことでもどンドンやっていくという勇気をまたもっていただきたいと思ひます。その意味で今のような、何分にも突拍子な提案をさせていただきましてありがとうございましたと思ひます。いかがでしょうか。

町 長

まあ現時点での行政運営、いろんなまあ課題問題があるわけでございまして、同時にまた時代の進展というものは非常にもう日進月歩、それぞれの様変わりをしていく毎日でございます。従いまして既存概念に捉われることなく、私ももちろんでございますけれども、副町長以下各職員発想の転換を図らなければ展望は開けないという意識は当然持っております。精一杯のまた皆さんの知恵をお借りしてやっていかなきゃならないとこれが行政であるというふうに思っております。

宮下議員

はい、ありがとうございます。それでは続いて2つ目の自治体財政健全化法についてお聞きをいたします。昨日の町長の答弁の中にも出てまいりましたけれども、5月の25日衆議院本会議で地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が可決をされ、6月の15日に参議院でも可決され成立をいたしました。この法律は現行の財政再建団体制度の50年ぶりの見直しであり、現行制度がいわゆる夕張市問題に十分機能しなかったことを踏まえ、その問題点を改善した制度であるとも考えられます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担費比率、という4つの指標を作成します。この中で新たに設けられましたのが財政規模に対する赤字の割合で国民健康保険事業や介護保険事業などの赤字を含む連結実質赤字比率と、財政規模に対する将来の債務負担の大きさを示し、公社や第三セクターの債務も対象とした将来負担費比率が新しく設けられました。財政状況が悪化して4つの指標のうち1つでも早期健全化基準を上回りますと財政健全化計画の策定が義務付けられます。著しく困難な場合は総務大臣や知事が必要な勧告もでき、勧告を受けると外部監査が義務づけられます。そして一段と悪化して、将来負担率を除くいずれかの指標が財政再生基準以上になると財政再生計画を策定し、外部監査を実施しなければなりません。またその計画が総務大臣の同意を得られないと災害復旧事業を除く起債、いわゆる借金や収支不足額を振替えるための再生振替特例債の発行も認められません。また財政再生団体の財政運営が再生計

面に沿っていない場合には、総務大臣は予算の変更など必要な措置を勧告できるというこのような健全化法が20年度の決算から適用されることについて、現在の飯島町の財政状況からどうお考えでしょうか。

町長

次のご質問はこの自治体の財政健全化法制定に伴う町のこれからのまあ課題、対応等についてでございます。今お話がございましたように、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律、財政健全化法というふうに言われておりますが、お話にございましたように平成19年の6月に公布されまして、1年以内に施行ということで平成20年度決算からこのことが適用措置されるというふうに相成った訳でございます。でこの内容的には今も縷々お話にございましたが、実質的な赤字比率を初めとした4つのこの指標というものを掲げながら、国は厳しくこれをチェックして見つめながら、財政指導をしてまいります。特にこの問題になりますのが、言われております将来負担を伴うこの実質公債費比率でございまして、これを一番ウエイト高く重くチェックをされると、この数字如何によっては今後の借り入れ起債を起すことはもちろんでありますし、財政再生計画等も定めながら許可あるいは協議という形で、一定の制約がかかってくることは今お話のあったとおりでございます。先程も前質問者にもお話がございましたが、今年度16%台でございます。かつてまあ下水道事業その他庁舎も含めまして大型事業を実施をしまいったこの償還が今ピークを迎えておるわけでございます、ここ数年1~2年はまだ18%に至る見込みではございませんけれども、このまま放置をいたしますと当然まあ18%を超えてくるということが今から予想をしておるわけでございます、従って一部のまあ法的な改正も一部有利な借換えというのも制度として出来てまいりましたけれども、これらを取り入れる中で一部繰上償還をして何としても18%以内にこの数年間に抑えていきたいという努力を今もしておりますし、これからもしていかなければならないということでございます。

で、当然のことながらこれは、これも今お話にございましたように、第2の夕張市、第3の夕張市にならないように、事前にこうした一般会計が他の会計や他の団体に繰り出す部分の総負債というものを総合的に判断をして健全財政の見通しを立てると一つ一つの趣旨でありますから、今申し上げたような内容でもって財政運営をしていきたいというふうに考えております。今後ともいろんなあのこうした指標の動向を注視をしながら、こうした指標に基づく財政分析というものを的確にまた不断に行いまして、一層適切な財政運営が出来るように精一杯の努力をしていくように考えておるところでございますのでよろしく願いいたします。

宮下議員

先程森岡議員が経常収支比率について意見を述べられておりました。いわゆる給料のように定期的に入ってくる収入から食費やローン、光熱費などの経常経費にどれだけ充てているか、それを見るのがこの比率であります。この数値が低いほど投資できるゆとりがあるといわれています。市町村では都市部とは違い65%から75%が適正となり、飯島町では18年度86.6%というのが経常収支比率であり、これは一応当てはめてみますと弾性を欠くという硬直化の一手前であるという数字になってまいります。また我が飯島町では17年度から加わりまして、今、町長のお話にもありました、実質公債費比率がこの18年度の決算では前年度に比べまして2.7ポイント上昇し、16.7%となったわけでありまして。この比率は地方債制度が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、導入された財政指数であり、公債費による財政負担の程度を示すもので

あります。従来の起債制限比率に反映されなかった一般会計から特別会計への繰出金も含まれ、自治体の財政実態をより正確に把握できる指標であります。18%以上で地方債、借金の発行に国の許可が必要になると、ちなみに上伊那郡下では市も含め飯島町だけが幸いにも負の連鎖から外れました。しかしいつ同様の立場になるかわかりません。そこへもっての厳しい現実があります。しかしこの法律には誰もが気づく問題点もあるわけです。地方分権と言っている中でこれまで以上に国の監視が厳しくなり、地方分権の後退が懸念されるということです。画一的な指標、基準で線引きされることにより、地域的に多様な財政状況を反映できないという問題です。また自治体が財政運営や行政サービスへの影響です。サービス見直しや住民への負担増などの動きに拍車をかける可能性が広がるのではないのでしょうかということ。その点について飯島町はどうか町長の正直な展望をお聞かせいただければと思います。

町長

今も申し上げましたように、この実質公債費比率の現年度の分を持ってこの安心というわけには到底いかないわけでありまして。今お話にございましたように経常収支比率も県下の中では、少しまあ順位は下がったとはいえ、まだまだ他の町村に比べて高い位置にある。このことは今お話にございましたようにやはりこの自由に投資的に回る経費が財源が回らなくなるということでございます、これは住民福祉を進めるいわゆる弾力財政というものが、どうしても拘束されてくるということに繋がるわけでございますから、何とでもこれは下げる努力をしていかなきゃならないということでございます、今までも大変まあいろいろと苦勞をしております。まあ行財政改革、まさにその内容であるわけでありまして、まあそうした中でいろいろと創意工夫をしながらも、当然にこの義務的経費それに占める経常経費のかなりを占めるが自然に増えていく部分もやむを得ないこととしてあるわけでございます、その最大のものが医療費であり福祉に係る国・県に連動をした町の負担分があるということでございますから、まあこれらにつきましても医療費の問題を事前にできるだけ抑えるような形の中で、予防医療やあるいは介護予防といったようなものにも意を注いでおるわけでございますけれども、その他あの人件費・物件費いろいろあるわけでございますが、減少をしておるといってもなかなかこれが大きなウエイトを占めているということは事実でございますから、当然のことながらこれは更なる努力をして、将来公債費比率等も上がってくることを想定しながら、今申し上げた繰上償還の手法も入れてひとつ厳しく常日頃の財政運営というものをチェックして、担当とも連携をとりながらやっておるところでございます。

若干ちょっと細部の考え方、この経常収支比率と実質公債費比率につきましてはいろいろと今試算をしておりますので総務課長の方から補足して申し上げさせていただきますと思います。

総務課長

それではあの経常収支比率の関係でございます。この関係につきましては今ご指摘のとおりでございます、86.6%でございます。国で言われている指標のひとつの指導の上限が90%でございますので、まあそれ以下に抑えていくということが一つの目標となろうかと思っております。で、これにつきましては既にご指摘をいただいております、自主財源の確保、まあこれには限りがございますので、そうすると歳出の方を抑制することになりますので、今町長が申し上げましたとおり、更なる行政改革並びに日常的な経費の削減というものに心がけていくと、こういうことによって行っていくということ、更にあのこの経費の増の中にはひとつ政策的な経費も含まれておまして、まそ

ういったことを行ったことによるこの経常経費比率の増ということが一つ1点あるわけ  
でございますので、そういった点については町民の皆さんのご理解をいただきながら必  
要なものについては措置をしていくということになろうかと思えます。

それから実質公債費比率の関係でございますけれども、これが国の指導並びに今度の  
新しい財政法の中でも18%という数字は一つの指標になろうかと思えます。従って当  
町につきましては現在16%台でございますけれども、今後の中でこれが上がっていく  
ことが想定をできる状態でございます。従いましてこれらにつきましては、対処的な手  
段としましては繰り上げ償還という手段があるわけでございますけれども、これについ  
ても財源が必要でございます。現在これに対処する財源といたしましては、減債基金並  
びに財政調整基金という基金を保有しているわけでございますけれども、まあこの留保と  
いう問題が非常に課題になってくると思えますので、そういったものをできるだけ積み  
立てを行う中で将来の繰り上げ償還の財源として考えていく必要があろうかとこんなふう  
に考えているところでございます。

宮下議員 ありがとうございます。いろいろと数字が出てきて数字にこう惑わされるというよ  
うなことも現実にはあるわけです。しかしやはりこういった部分で、こういう基準とい  
う数字というものは現れてしまう以上、やはりそれには細心の注意を払いながら、そ  
中で今課長の方からも言っていたように、いろんな形の中でフル回転をしてくるだけ  
綿密な計画の中で少しでも、例えば住民サービスの低下にならない、それをもつ  
と大きく言えば飯島町が再建団体にならないようなそういった形にもっていかなければ、何  
のための自立であったのかということになってしまいますので、また今後とも大変厳し  
い財政運営ではあると思えますけれども、私の方からも本当によろしく願って頑張  
っていただきたいとこのように思うわけでありませぬ。

この項目の最後ですけれどもこの法律では議会への報告義務が明文化されたことによ  
りまして、議会の力量が問われることにより、いかに議会としての責任を果たすのか、  
財政再建ばかりが優先され、生活現場の問題や課題が置き去りにされないように、町民  
の生活を守ることが議会の責任であることを私達議員は忘れてはなりません。そして  
もう一つこの法律の中では監査委員というものが非常に重要になってまいります。この監  
査委員の審査が実効性を発揮するためには代表監査委員とともに、私たち議会側からも  
出る監査委員のこのお二人の審査がこれまでの決算審査などとは異なる審査能力が要求  
されてくるのではないかと思います。一般会計や特別会計などの個別の会計ごとの審査  
だけではなくて、一般会計と公営事業会計を除く特別会計を含めた普通会計という統計  
上の大きな括りの会計や、補完が対象になってまいります。決算統計の作成過程を理解  
し、その手順が適切に文章化され作成過程が検証可能かどうかを検討し、必要な改善指  
導を行うこの能力が要求されてくると思えます。そのことを行政も私たち議会も忘れて  
はならないと思えます。この件について最後に町長の見解をお聞きいたします。

町 長 町の行財政運営に対する議会の皆さん方のまた考え方、対応、更にはまたそのチェッ  
ク機関である監査委員の皆さん方の職務の遂行ということでございますが、まあ私とい  
たしましてはこうしたあの財政状況をつぶさに公表をして明らかにしてまいりますので、  
どうぞひとつ議会の皆さん方もこれを受けとめていただいて、冷静に受けとめていた  
だいて、町の全体としてはこの厳しい中にも活力あるこのまちづくりのための議論を是非  
ひとつ深めていただきたい。また監査委員の皆さん方に対しても常々願ってございま

すけれども、一つの財政指標の範疇だけでなくでございませぬ、まあこれまでもやっていただ  
いておりますけれども、これからはより一層のこの経営的行政運営的な全般にわたる、  
一般会計のみならず全体の運営的な目が、今度のこうした健全化法の制定なんかの一つ  
の趣旨でございますから、そうしたことに目を向けて一層のまたひとつご指導をいただ  
くように、監査の目を通じてお願いしたいというふうに思っております。

宮下議員 はい、ありがとうございます。次に3つ目の広域行政が当町に与える影響について  
であります。伊南行政組合、上伊那広域連合、という広域行政は町単独では建設できな  
いことですか、運営できないということは大きい単位でならばできるというメリッ  
トがあり、この負担は当然であります。今後この負担が当町の財政に与える影響をどう  
捉えているかということです。上伊那広域連合では平成17年度決算の一般会計だけで  
61,215,000円、18年度これはまだ決算いただいておりませんので一応予算でまいります  
が、一般会計では77,269,000円、伊南行政組合では17年度決算の一般会計だけで  
240,208,000円、18年度予算の一般会計では251,506,000円と増加をして行っておるわけ  
です。特に上伊那広域連合では情報センターのシステムの更新、また以前から懸念され  
ております、ごみ処理場の建設など、益々増加傾向が見込まれることを考えたとき、今  
後をどう町長はお考えになっておられるのかお聞きいたします。

町 長 広域行政に関連して町に与える影響、特にまあ伊南行政、上伊那広域連合等の負担に  
伴うこの町への財政的な影響のご質問でございます。まあご承知のように市町村固有あ  
るいは共通の業務というものを一部事務組合であるこの広域連合あるいは伊南行政組合  
ということで、共同する処理をする方式、このことにつきましてはまあ論を待たずにこ  
れは個々の自治体がそれぞれ個別に取り組んで処理することに比べて、大変まあ格段  
に優れた面を持っておると、業務の合理化あるいは効率化、高度化が実現をいたしまし  
て、経費節減という面からでも大変まあ優れた方式であるということでございます。ま  
あ町といたしまして今後とも積極的にあらゆる事務事業の中でこれを取り入れて共同処理  
の方向に向けて推進をしていきたいという立場で考えております。

お話にございましたがこの共同化というものは一般的には行政コストというものがそ  
のことを経費分散することによって大変まあメリットが大きいというふうに言われてお  
るわけでございますけれども、よく考えますとやっぱり一方ではやはり課題もあるわけ  
でございます。特にまあ財政面で限って言えば、果たして公平な経費負担の下にこれ  
ができておるかということも、やはり常に検証をしていかなければならない問題  
でございますし、それからこのまあかなり事業によっては多額な負担が、まあ単年度あ  
るいは累年度的にもかかってくるわけでございます。事業参加しておいて負担金が払  
われないというわけにはまいりませぬ。従って事業がスタートすればこれは時期的には  
画一的に統一的に待たなしてこれは負担をしていかなきゃならないと、こういう問題  
があるわけでございます。そのことをまあきちんと予見をして、計画を立てて、町の  
一般会計等については処置をしていく必要があると、そこになかなか財源確保との問題  
で、毎年度の予算編成等でも大変厳しい状況もあるということは事実でございます。具  
体的にまあ今、今後ではあのご承知のように上伊那広域連合におけますこの取り組みが  
予定されております、広域の新しいごみの中間処理施設の建設の問題、それから情報シ  
ステムの更新の問題等があるわけでございます。相当のまた町の負担、各市町村もち  
ろんでございますけれども、影響が大きくなってまいります。いろいろとまあその負担

割合というようなものを協議をしていくことになるわけであります。これまでも進めて事務方の方で進めておるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもやはり広域行政といっても、これはあの秩序ある将来に向けたこの計画的な効率的な事業の取り組みでなければならない。このことは実質的には同じように町民負担に跳ね返ってくる問題でございますから、そのように常々、広域連合なり伊南行政の組合の議会の理事者会等でも、それぞれの市町村長、問題提起しながらいろいろ意見交換もし、また議会の場でもそのことをお願いしておるところでございます。でまあこれからそうした大きな事業の取り組みについての課題につきましては、今事務方の方で新たなこの負担割合の組込方の見直しというものを含めて、今進めて開始をしたところでございますので、またいずれその結果をもって必要に応じて議会の方にもお示しをしていきたいというふうに思っております。

宮下議員

今お話いただきましたけれども、やはりあのこういった広域行政によって得られる、ほんとにプラスになるもの、そしてそのプラスになるものの中でも、これから考えてやはりいくべきことは、真に、本当に必要なものというものを、やはりその中でも選んでいかないと、果てしなく負担というものが生じるわけであります。そういった意味でも広域行政の中では真に必要なもの、あるいはやらなければならないことというものの議論をより深めていただいた上で、実行していくということが、当然のことではありますけれども、望まれるところであります。町の財政運営にこの広域行政の負担が重くのしかかってくるということはやはり明らかであります。全体の総意による上でのことですから、これは重々承知はしておりますけれども、今後も十分な議論の中で将来展望をしたときに、その最善の方法を選択するよう是非お願いをしてみたいと思います。広域行政につきましては以上といたします。

それでは最後に昭和伊南総合病院と伊那中央病院の連携についてであります。今定例会の初日に議員発議により「産科医師の確保並びに産科医師不在の中で、安心して妊娠、出産、子育てができる環境の早急な整備を求める意見書」が採択をされました。しかし意見書の提出という形だけではなく、やはり国・県レベルの真剣な対応無くしてこの問題の解決には繋がらない訳で、先の妊婦の方の受け入れに対しての、たらい回しによる流産というような痛ましい出来事が今後本当にあってはならないと誰もが思っているはずで

さて病院間の連携が、強化が叫ばれている中で、8月22日の組合議会全員協議会で小坂市長が救命救急センターに昭和伊南総合病院が指定されている現状を疑問視し、この問題が解決できなければ上伊那で協調していくことはできない、伊那中央病院への指定替えが必要との認識を示したという報道がされ、これに対し中原市長は指定返上の話し合いなどは行われていないとし、本意の発言ではないと理解していると言われたそうですが、この小坂市長の発言を町長はどのように思われますか。

町長

伊南昭和病院と伊那の中央病院との連携に関連しての小坂市長、まあ連合長の発言との関わりでございますが、その前にまあ伊南昭和病院の運営に関しましては、まあ医師不足からくるこの産科の問題、小児科の問題、地域住民の皆さん方には大変まあ多大なご迷惑ご心配をおかけをしておるわけでございますが、町の議会におかれましても初日にこの地域医療と医師確保の意見書を採択いただきましたし、また各伊南4市町村それぞれに採択をいただいて、一致協力して県なり、また国に向けてこの地域医療を守る

行動を起こすと、またいろんな市民団体も含めて、このことを強力に進めて何としても今お話のあったような、この妊婦のたらい回しによって悲しい結果が出るというようなことは決してあってはならないわけでございますから、共々にひとつ精一杯の努力をしておるところでございますので、今後一層またひとつご協力をいただきたいというふうをお願いするわけでございます。

それでこの8月の22日、ちょっと具体的な話になりますけれども、伊那の中央行政組合というまあ伊那市中央病院の運営しておる母体である組合、この場で小坂組合長さんまあ市長さんが駒ヶ根のこの昭和伊南病院にこれまで30床、救命救急センターとして県の補助で運営してきた部分について、まあ伊那の病院もこれを分散する考え方の中で10床程度をまあ期待をしておったということに関連しての発言であるわけでございますけれども、このことについてはあのまあ駒ヶ根の伊南行政の組合長である中原組合長とも連携をとって、その協議をして来たということは余り無いわけでありましてけれども、当然まあ伊那の立場としてはそれを期待をしておったことについて、こうした産科の問題が出てきたことに関連して、ああいう発言が一部になされたということでございますが、私共今お話にございましたように決してあのこの小坂市長さんが公式な本意の発言ではないというふうに理解をしておるわけでございます。そのことはその後上伊那広域連合の議会が8月定例会もございましたし、それからまたその折りの市長の発言にも何としてもこの地域の医療というものを連携して守っていくんだと、辰野も含めてこの3病院の連携を強化して、ひとつ地域医療を守るということに全身全霊をかけて、お互いに努力していこうという発言で正式に出ております。それぞれ議員の皆さん方ご承知かと思えます。不退転の決意を述べられておりますので、この発言の内容はともかくといたしましても、今現在の姿はそういう形でございますから、決してそのことに捉われるのではなくて、お互いに協力しあってやっていくということでございます。その具体的な一つにはこれは両病院長さんを中心にした7月に立ち上げたこの療病対応連携というひとつのテーマのもとに、その協議会が結成をされまして、両院長さんとそれぞれの病院の事務長さんを含めて、県の機関が入ってのこの連携をどういうふうにしていくかというようなことが既に始まっております。それから行政を入れてはこの8月から、一応まあ各市町村では担当部課長になりますけれども、が入りまして、それから県も入り、それぞれの3つのこの辰野も含めた病院が入った検討研究会というものが立ち上がって今、近くまた2回、3回目の会議も予定しながら、医師の確保とその産科の問題等に対してどういう対応を具体的にやっていくかというようなことで、ひとつ年内を目途にその方向を出すように、それぞれの責任者が集まってひとつやっていく、そのことをまた地域につぶさにご報告を申し上げて理解を得ていくというようなことで始まっておりますので、なかなか大変厳しい問題があるわけでありましてけれども、どうかひとつ何としてもこの危機を乗り越えて、地域医療を守っていくということの原点に立ってやってまいりますので、ひとつご理解ご協力いただきたいというふうに、そのように今日はお答えしておきたいと思えます。

宮下議員

後3分程です。最後どのようにもっていったらいいかちょっと迷っておるんですが、その救急救命センターというのはやはりその入院患者の診療報酬の上乗せや、地方交付税による財政支援があることから、やはりその行政組合同士の運営上、綱引きがあるのではないかというような気が多少してしまうわけでありまして。中原市長は救急指定と連

携の問題は一緒の問題ではないとおっしゃっておりますが、なかなか難しいと思います。医師の確保と病院間の連携は必要不可欠であります。上伊那が先ず一体となって取り組んでいかなければ解決できる問題ではありません。是非お互いのためにそして何よりも住民のためにより良い方向を見出してほしいわけであります。最後にこの行政組合同士の運営上の綱引きがあると思われませんか。それだけ最後にお聞きして終わりたいと思います。

町 長 まああの綱引きという言葉が如何かとは思いますが、やはりこれはそれぞれの病院というものは経営で成り立っておるわけでありますから、当然のことながらこの外来患者、入院患者等含めてですね、できるだけのまあ経営ラインに乗るような努力は当然していかなきゃならんということは当然だと思いますが、それ以前の問題としてこうした危機の問題があるわけでありますから、その辺のところはひとつの地域医療という、守るといふこの大前提があるわけですから、そのこと以前のこととして連携強化というものはどうしてもやっていく必要があるということで、今それぞれの病院間、医師会も含めてそうした取り組みが始まっておりますのでひとつ共々にご協力いただきたいとこんなように思います。

宮下議員 以上終わります。ありがとうございました。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

議 長 休憩を解き、会議を再開します。一般質問を続けます。

10番 内山淳司 議員

10番 内山議員 それでは質問に入る前に、この去る9号の台風の時には大変な果樹にも被害があったようございまして、飯島においては少ないというような報道も聞いておりますけれども、台風に遭われた皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思います。また急変のこの国会の問題につきましても、大変驚きとまた不安をちょっと感じておるような次第であります。早くこの正常な政治が戻りますように願うものであります。

それではあの通告に基づきまして質問をさせていただきたいと思っております。先程来は行財政についてお二方から質問がありましたが、私は町民レベルの中で、その生活の中でこのことを中心にいたしまして質問をしてみたいとこう思っております。1つとして循環バスの運行についてお尋ねをしてみたいと思っております。この合併また自立というような形の中で論議がされ、待ちに待ったこの循環バスの運行が7月に開始がされました。以来2カ月が経過するわけございしますが、その利用状況はどうか、また昨日も同僚の議員からこのことについての質問があり、一応の答弁はお聞きいたしましたけれども、私からはこの利用状況についてどのようになっておるかということをお聞きをしたいと思っております。

町 長 内山議員からはこのスタートいたしました循環バスにつきましてご質問でございます。

先ず最初に、この1カ月半経過をしたその利用状況ということでございますので、若干数字的なことになりましてけれども申し上げます。7月の16日から従来のこの福祉バスに代わって、町民の将来的な足の確保という施策の中から、待望の住民要望の中から進めてまいりまして検討してまいりましてスタートしたわけでございます。1カ月余りでございますけれども、7月これ途中で12日間ありましたが、運行日数では12日間227人という数字が出ております。それから8月が23日間で運行日数で445人、合計で672名という利用をいただいております。1日平均では19.2人の利用状況ということでございます。なおこの昭和伊南総合病院にも運行コースを設けておるわけでございますが、こちらの方のコースが比較的多くて全体で166名という形になっております。状況ではこの利用される方は比較的高齢者が多いという、まあ当然のことかと思っておりますけれども、あるいはまた曜日によってもこの利用者数にかなりの差が出ておるといふ現在のところの状況でございます。

内山議員 今利用状況について数字的な答弁がございました。利用者がまあ少ないということのようございまして、私も町を走っておる中で時々その循環バスを見かけるわけでございますけれども、ほとんどの時がまあ人の影がないというような状況の中で、ここもう1年半以上、もう2カ月になるわけですが、やられておるといふようなことで、町民から見ますと、なんともったいないものだなあとこういうふうに見ておるわけでございます。その利用者が少ないということをどのような原因でこういうことになっておるか、ということの捉え方、また捉えておるかということをお聞きをしたいと思っております。

町 長 開始して1カ月半余り、それぞれのコースによって運行をしておるわけでございますけれども、大変まあその利用者が少ない、見た目が非常に住民の皆さんの受け止める、感情的にも空のバスも多いというようなことの中で、いろいろご意見を聞いております。私もつぶさにその様子を見て承知をして、一見まあこれは大変もったいないなあとというイメージで捉えられるのは当然のことかと思っております。ましてや住民の皆さん方の心情としてはそのように受け止められるというふうに思っております。まあ始まったばかりとはいえ、これは何とかまあひとつ多くの皆さんにご利用いただいて定着をしていきたいというふうに、かねてからの懸案の施策でございますのでそのように考えておるわけでございます。

今のこの状況をどういうふうに見るかということでございましてけれども、まだまだこれが完全にこの循環バスの形態というものが、各町民の皆さんご家庭の方に浸透しきれていないということは当然あるかと思っております。またこの6コースというものを3台のバスで運行しておる関係もございまして、曜日によってこの路線コースが1日おきに変わるというのも事実でございますから、なかなかこの定期的な運行と違わせて、その辺のところは戸惑いもあってこの原因のひとつにもあるかなと。それからまあ今も申し上げましたけれども、当然高齢者の足ということでもございまして、高齢者に集中をしておってなかなか現役世代の皆さん方には足が遠いというふうに、自家用車等があるわけでございますので、利便性から言ってもそうしたことになることはまあ当然というふうに思っております。その他いろいろ、昨日も三浦議員の質問にもお答えをしてみましたが、原因としてこの発着所の問題、あるいはまた買物やJRとのこの接点の問題等もあるわけござ

内山議員

いますので、いろいろとお聞きしておるわけでございますけれども、また後ほど質問にもあろうかと思いますが、そうしたことをいろんなこの原因に結び付けてお聞きをして対応を考えて、PRも含めて今後定着に向けて、いろいろとまあ試行錯誤になりますけれども進めていきたいというふうに考えております。

今原因について幾つか申されました。私はあのこの問題で一番運行、気になる点につきましては、この福祉バスとは目的が違い、誰でもが乗れるというそういう形の中でこのものが始まったわけであって、やはりあの年寄りだけのある程度の重点対象にしたような形で、その組み立てがなされたのかなあとこんなような気もいたします。循環バス審議委員の皆さん方は真剣にまあ考えられ、そして無いところからああいった形の、時間表にしても運行状態にしても作ってきたということで、そのことに対しては敬意を払うわけでございますけれども、さて自分が利用をするときにどうだろうか、こういうことを考えたときに、まあ私のことを言っておかしいけれども、ここのこの議会の期間だけでもそのバスに乗ってみたいなあとかこんなような気持ちでその時間表等々を眺めてみますと、どうしてもその時間がうまく合わない、ちょっと早いのに乗れば1時間も前にここに着いてしまう。また次の便をと思ってみると9時過ぎ10分くらいによくここへ着くと、そんなような状態の中では、町長よく言いますが、「乗ってみてくれ」ということを言いますけれども、乗ってみても利用価値がないとかそんな雰囲気がございます。またあの住民の声を聞いてみましても、どうもその時間が入りづらい。そして昨日も三浦議員の方から言われましたけれども、行くには行っただけでも帰る便がこう都合の良いのがないと、こういうような話があるということ、それからあの今原因の中には周知徹底が出来ておらんというようなこともございましたが、先だってちょっとした店へ行ったら時に循環バスのことが出まして、「あの循環バスはだれでも乗れるの」ってこういう質問を受けました。それでこのことは町からそれぞれ耕地を通じて1戸1戸にその時間表からそういったものが流れておるんだよと言ったら、「あれお父さんがそっちでとったもんで全然知らんけど」こういうような格好で、先ずこのそのことでそれは周知徹底が出来ておらんということ、それでは利用しようと思ってもできないとこんなようなことになろうかと思うわけでありまして。先程も行政運営の中でもそのようなことが言われましたけれども、やはりあの住民とのキャッチボールをしながらその時間的なものそういうものも考えていくべきではなかったかなと、こんなように思うわけでございます。そこでこの試行、運転の期間が2年間、2年間といひましても1年と何カ月になってきておりますけれども、その試行期間中であればこそ、この時間の見直しその試行をするべきではないかと、そしてこの乗らない、空いたような車をいつまでもとばしておかんように、ひとつ直して見て、あのような立派な時間表を出さなくてもいいから、ちょっと簡単な刷ったものでもいいからそういうような格好にして、幾度か変更してみることが私は大事だと思います。それでそんな気持ちがあるのかどうか。昨日の話の中では3カ月経過して云々とかいうようなことを申されておりましたけれども、そのようなことでは実際には即さんとこんなように私は思います。くどいですがけれども試行運転中であるからこそ、そういった変えることも必要ではないかと、そして利用をし易くする。そのことが大事であってこの時間的なこと、運行が例えば皆が周知しておってもなかなか利用ができませんということのようでは、このせつかくの経費を使つてのこの事業が無駄になってしまう、そんなように思うわけでございますが、その点

町長

について時間の見直し、また停留所の見直し、その検討はする気があるのかどうかそこらへんをお聞かせを願いたいと思います。

始めたばかりで、いろんなご意見があることは当然でございます、今それぞれお話にございましたような内容、これもまた当然なことかというふうに受け止めております。できるだけ多くの方にご利用いただくというようなことで、まあ個々の方々への具体的な対応の中で運行するというわけにはなかなかまいりませんけれども、おおかたの町民の皆さん方の総意に合うような工夫は常にしていかなきゃならないということでありまして。従ってあの見直し云々等も含めてでございますが、あくまでもこれはあの陸運事務所、それからこれはあの国の国土交通省の交付金をいただいで試行運行でございまして、この検証実験というものを重ねながら定着をしていくという前提でございますから、決してあの今のスタートのこの姿のものが固定化されておるといふことでは決してございません。できるだけまあきめ細かく見直して、それから皆さん方のご意見を集約して、町のこの運営協議会というものがこの生まれる当初から出来ておりますから、これには一般の住民の皆さん方の参画をいただいております。常々のいろんなアンケートの中のご意見、それからそうした今連日議会からもいろいろご意見もいただいておりますので、そうしたことも含めて、まあ見直しとしてはあの、当然やぶさかでないわけでありまして、毎月毎月あるいはこれをこうコースも変えたり、停留所を変えたりというようなことにつきましては、その対応もなかなかこれはあの住民の皆さん方に対してできるものではないし、いつ何がどう動いているんだか、さっぱり分からないということにもなつてまいりますので、今の目途としては3カ月のものを一括りにして集約して次の改善策へ繋げて、そのことの繰り返しでまあ実証実験を重ねてまあ2年以内の定着を目指す、こういう一つの段取りでございますから、できるだけこのこまめなこの対応をしてまいりたいと思っておりますけれども、ひとつそうした考え方に沿つての見直しは当然図っていくということで申し上げておきたいと思ひます。

内山議員

見直しはやぶさかではないということでございますし、またあの個々にわたつて私も申し上げておるわけではございませんが、やはりあの利便性が一番大事だと思います。使つてみたくなるようなそういったあのことを考えることが必要ではないかと思ひます。そしてあの特に時間帯をいま少し今の本数でいいんですけども、少し朝早く、ちょっと夕方遅くというような形が取れたら、もっとこの利用率が高くなるのではないかと。それからあの起点としておるこの庁舎のこの起点、ここから出てここへ帰る、そしてここで時間をかなり費やしてというような形がございましてけれども、どうかあのこのことについては、私はあの既存の公共交通機関、まあ言ってみればJRでございますけれども、飯島駅とか田切駅の近くの時間帯とか、それから七久保、本郷も当然のことでございますけれども、そのコースをその時間帯にできるだけ合ったような形の中で、その今ある既存の公共交通はフル活用をしながら、先ず循環バスがそれに合った形の中で動くというような、基本的なことを考える必要があるんじゃないかなとこんなように思っております。全然それが考慮されておらんというわけではございませんが、そこらをも少し重点的に改善を加えていったらいいんじゃないかなと、ここの発着所もここで1時間くらいまあロスをするとか、そういうことでなくて、駅のところで少しの時間帯を持つ、そしてコスモ辺りでまたある程度の時間帯を持つと、そしてその3カ所を起点にしたような形の中での運行も考えることが必要じゃないかと、そうなつ

ていくことでこの飯島町の商業の及ぼす影響もかなり大きくなるんじゃないかと、それからこの路線等、路線というか停留所等々の件につきましても、この広域農道を中心とした一つの路線も考えながら、そこへの東西の連携をうまくもてるようなそんなことがいいのではないかと思います。そしてそこで特に私は思いますのは、この次の問題として一部のコースを路線変更はできないかというかつこうの中で、これはあの昭和伊南病院への路線でございますが、これを広域農道を走らせてみたらどうかと、既にあるJRはその路線で十二分にその近くの皆さん方は活用しようと思えば、循環バスよりはたくさんの本数が走っております。そういった形の中で、そこの皆さん方はそれを利用しながら、また西部の地帯に住む皆さん方、そしてそれを結ぶ路線がこううまく組み合わせができるならば、広域農道を走っての昭和伊南病院へ通えると、こういうことがすることにおいてこの地域の活性化に私は繋がるんじゃないかと、そんな気持ちが出てなりません。まあ出来た当初から私はそんなように思っておりました。私がちょうど広域農道沿いであるからってということばかりでなくて、そうすると総体的にこの飯島の町ん中が活性化してくるんじゃないかなとこんなように思いますがその点についてどのように考えられますか。

町長

まああのお話いただいたように、いろんな考え方があるかと思えます。それぞれの利便性どういうふうにああ組み立てていくかということで、まあ一つの考え方をある部分をこう形にすると次の反対側の方が成り立たないというような、限られた台数と限られたコースでございますので、あまりこの経費を増やすような形でこのことを満たすというわけにもまいりませんし、いろんな考え方があると思えますので、再三申し上げておりますように、これらのことを総合的に集約をして、昭和病院に至るこの広域農道コースというようなものも含めて、まただんだんとひとつ見直して、そのことは進めていくというふうで今後の定着に結び付けていきたいというふうで思っております。

内山議員

当然のことながら経費を増やすようなそういったあの変更でなくてですね、今ある路線そしてその路線というか今あるその時間帯の中で、時間帯というか時間は変えていたかなならんわけでございますけれども、それを動かすことにおいて別段余計経費がかかるわけではなからうと、こんなように私は思っております。それからあの今利用されておりますバスが少々大きすぎるんじゃないかと、もう少しコンパクトのもので十二分に用を成すんではないかという気がいたしております。先だって私初めて1回乗ってみました。私が一番近いところまで歩いて行って7分くらいかかります。そしてそこで、歩いていくとそういうことですが、自動車で行ってどこかそこらに置くところがあればですけど、無いとすると足でいかなりません。そうなりますとその時間を経過し、そしてちょうどその時間帯より少し前に着いてまあ待っていたところが、バスが来ないと、これは置いていかれたかなと、いや待てよと、こういうことでおりましたところ、そこを通られたそこら辺に住んでおる方が、「ここでは時間調整でなくて次のバス停でも時間調整をしていくようだに」と、まあこれは素人の人が言うんですけどもそう言われたと。で、先の時間もありますのでそこでこう少々迷ったわけですが、そしてまあ来るとすればこっち側からくるわけだと思ひましてそっちへ少し歩いていきました。ところがそこまで行ってこう見通しの立ったところで下をようやくバスが見えて上ってくると、そういう形の中でそこを50メートルばかり帰ったかね、そしてバスが、やはりバスですから早いんですね、その停留所まで私が歩くまでに追い越されました。そしてそこで

止まってくださったと、こういうことで時間はもうその時には既に5分も過ぎてしまっておったと、まあ運転手に聞いてみますと、「今あの狭い道で大きなのとすれ違って、私の方も大きい車なので怒られた」と、「こんな狭いところってと言われた」とかいうような話から、そんなことでついつい遅くなりましたとこういう話でございました。

そんなような形の中でとてもあのバスの大きさというものも少々考えた方がいいんじゃないかと、まあ在る物を利用したっていえばそれまででございますけれども、そのこともちょっと考慮の中へ入れておいた方がいいんじゃないかこう思います。そしてまたその車に乗りまして、運転手さんの話を聞きながら最後に降りるときに、200円でいいのだからその箱の中へ入れようと思ったら、この一握りくらいの硬貨が載っております。「これ1日分」って言ったら、まあ夕方でございますので1日分になって聞いたらそうだと、そういうような状況でとてもあの寂しい思いをし、期待をかけていたが寂しかったなあとこんなように感じたわけでございます。そのバスの大きさ等々も考えの中に入れて、どのようにこれから持っていったらよいかということ、どのように今、今この話をした後で感じられとるか、その気持ちをお聞かせ願いたいと思ひます。

町長

まあこれがあの試行運転ということでありまして、あくまでもまあ循環バスということでもあります。循環バスであるからこのバスでなければならぬかどうかということは、ちょっとまた別の問題かと思ひますけれども、今のこの乗車状況からいけばあの20数人乗りのバスで満たす必要もないかなという部分で、の大きさから言えばそういうこともあると思ひます。まあいずれにしてもそうしたこのことも含めてですね、ひとつ折りあるごとに見直しをしていくということにしてまいりたいと思ひます。

内山議員

それではあの、その福祉バスをまあなくしてこのバスに変わったわけでございますけれども、名のごとく循環バスということでございますので、人間の体で言えば循環器またはその中に、体の中に走っておる血液のようなものと私は思ひます。この地域のそういった血液の、また循環機能の中を走り回るそういったものが循環バスであろうとこんなように感じております。まあこの多額な費用を使いながらのこの事業であります、多くの住民が都合よく利用できるような、そしてまた愛されるそんなバス運行になりますようにお願いをする。よく町長は口を開けば住民の目線に立ってと申されていますが、まさに利用者の立場からこの事業を捉え、運行に当たっていかなければならないとこんなように思うわけでございます。この地域の活性化に繋がるような、そんな循環器のような機能を発揮できるように、これから検討を重ねる中で、また試行運転をしていく中で、なくてはならない交通機関になるようなそんなことへの期待をかけてこの件については閉じたいと思ひます。

続きまして道路網の整備ということでございます。国道153号線伊南バイパスも飯島に置いて起工式が行われました。いよいよ今年度は本郷地区の方から工事の槌音が響くという段階にまで進んでまいって来ております。そして平成23年度までには飯島の堂前線までの完了、まあ供用をというような予定でと聞いております。さて田切工区の方についてでございますが、その進展はどのようになっているのか、また田切区の中では基礎測量が始まっておりますが、本年から始まりましたが、ようやくその本設計へとその次は続いていくわけでございますけれども、以前説明を受けた時からしばらくのもう時間が経過しております。また田切の住民としては、町道追引南田切線がバイパスと

の平面交差点ということで、そのあたりまでは聞いておりますけれども、それからのことは、それ以北は橋で駒ヶ根へ通ずるとこういうことになっておりまして、その橋の下に住む住民はどうなることか、我々は早く、その道路ができたときにアクセスするそんな施設そんな場所を造ってもらいたいものだっていう、こういう気持ちが多くあります。然るに23年とか言わなんで、今の時点からその地元としての構想を練っていくことが大事じゃないかと思うわけでございます。そしてそのバイパスへできるだけ短距離の中でアクセスする、その取り付け道路を追引・南割・南田切幹線以外にも造っていただきたいものだっていう要望が多く出ております。そのことについて町の方ではどのような考えをお持ちか、今の進捗状況と合わせながらご答弁をいただきたいと思っております。

町 長

次のご質問でございますこの道路整備に関連して、国道153号伊南バイパス、この方向付けとアクセスの問題についてのご質問でございます。このアクセス道路の整備につきましては、現在この地区の飯島地区の中心部を結ぶ幹線道路といたしまして、双方向の通行ができる道路として計画をしておるわけでございまして、伊南バイパスの飯島地区の開通目標である平成23年度、これに向けて今、堂前線のアクセスとしての整備を、施工を進めておるところでございます。今後は軌道から下がその事業の中心になってくるという形になります。で、橋梁下の下のこの住民の対策につきましては、この田切地区、これから始まってまいります田切地区の北河原、中平等への、153バイパスへのこのアクセス道路としてのご質問かと思っておりますけれども、現在今、飯田国道事務所それから関連する伊那建設事務所と鋭意協議中でございます。今後は田切地区が地籍調査、物件調査等が具体的に今年度から入ってまいりますので、今進めておりますけれども、当然これはあの開通の時にどうこうということにはまいらないわけでございまして、今からそうした基本設計の段階でこのアクセス、それから関連取り付け道路をどういうふうに位置付けていくとかいうことが、並行して進めていかなきゃならないわけでございまして、今そのことを進めておるわけでございまして、いずれ近々の内にその調査結果が出て地元対応をしてまいりますので、十分地元の皆さん方と協議をして、よりよいルート設定の中で進めていくとこういう計画でおりますのでお含みをいただきたいと思っております。

内山議員

予備設計がされ本設計に入る前にそのような形をまあ取られるということで、その段階で説明し検討していくというような話でございしますが、あそこに、通過地点に住む皆さん方は毎日のように、どうなるのかなとこういう心配をしておりますので、できるだけ早い機会にそのことを設けていただいて、そして安心してそのことに邁進できるような姿をとっていただきたい、こんなように思います。

続いて竜東線のことにつきまして質問をしております。竜東線につきましては、既にご承知のように吉瀬それから中平間の橋が出来上がってまいって来ております。そして20年の春には一部通行開始というような形の中で計画されて予定されておるわけでございますけれども、今あの、竜東線から国道153号線までの間、北河原・中平幹線、それが使ってアクセスをするわけでございますけれども、その道が非常に狭くてそこへ繋がるところがなかなか、このことも県の方なり町にも申し上げてあるわけでございまして、それが一向に改良する気配がみえてこない、そういう状態になっております。ことにこの、田中知事が知事のときにブレーキが、この工事にブレーキがかかりまして、ようやく吉瀬、中平間の橋が完成してきたわけでございますけれども、そこから

のアクセスが今申し上げたような状態になっております。今でさえ多くの大型車両が走り、そこで生活する住民にとっては大変危険を感じておるとというのが現況でございます。中にはこの開通も出来ても一時ストップをしておけというくらい、そのあたりの改良ができなければ大変あの住民は心配をしておると、こういうのが現状であります。そしてその改良についての見通し、今どのような格好になっておるのか、そしてそれには歩道もあるわけでもなし、退避場という退避場ありません。そういったことを踏まえて町ではどのような対策を取られておるのか、また今どのような形でその改良を進めようとしておられるのか、現況をお聞かせを願いたいと思っております。

町 長

竜東線の件につきましては鋭意まあ工事が進められてきてまいりました。ご承知のとおり駒ヶ根の吉瀬から飯島の方に渡りましてあの「ふれあい橋」、それからその西側の田切地籍であるような形でほぼまあ工事が終わりに近づいてきておるわけでございまして、今年度3月までには一部供用開始というような見通しで今進められておるわけであります。従ってあの、その先線のこといろいろあるわけでありましてけれども、当面まあ暫定的な供用開始の対応としては、今お話のある田切の北河原地籍の信号機から東へ向かってまいります町道としての北河原・中平幹線、これら一つの大きな幹線網としてそれにつながっていく道路という形になるわけでございまして、そうしますと非常に通行量も増えてまた大型車両というようなことの問題も出てまいります。伊那の建設事務所の方へもその辺のところを重々まあお願いをして、対応をまあしていただくようにというようなことではございますが、一応まあ建設事務所の一つの考え方としては、これは一時的な暫定供用開始としてのまあ期間というような捉え方もしておるようでございまして、ただまあ幅員的には現在6m50から7mくらい、まあ町道の幹線の中では大きな方の幹線になるわけでありましてけれども、大型車両そのものもまあ一応止まらなくて交差ができる、行き違いができるというようなことではございますが、歩道を持って全線改良するというようなことはちょっと無理だというようなことも言われております。従って必要なまあ路面整備等を中心に一部場合によっては退避場をというようなことも考えられないこともないわけですが、いずれにしてもまあその通行する車両の台数、大きさ等も想定しながら、できるだけまあひとつ安全対策に支障のないような形で一部暫定供用開始というようなことで進めていくように、今後とも伊那建設事務所と十分ひとつ協議をしてお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

内山議員

伊那建設事務所の方とも協議をしながらということではございますが、あそこには1カ所とても見通しの悪い部分があります。上と下の方は先ずもって今幅もこのくらいであると、7メートルくらいはあるんだというようなことではございますけれども、その1カ所ちょっと見づらい、見通しの悪いところがあるってというような格好の中で、あそこらの改良も鋭意努力をしていただきながら、進めてもらうということと、それから出来ることならばその暫定的であっても通行開始の時前に、開通の前に先ず所要所はちゃんと整備をしていただきたい。そしてそれから供用開始というようなことにさせていただきたいのが地元の考え方でございます。そのことを強く申し上げてまた対策を講じていただきたいとこんなように思います。それから竜東線の中平から日曾利間の問題でございますけれども、現段階では工事の見通しは立ってはおらないのか、まだその先のことは聞いておりませんが、今どのような状態でその話が進んでおるのか、その辺りについてお聞かせを願いたいと思っております。

町 長

今工事が進められておまして、まあ年度末には一部暫定供用開始ということの中平地籍までのその先線の問題であるわけで、まあ竜東線期成同盟会、全体としてもこれは早期に実現ということに関係市町村を挙げてまあお願いをしておるわけでございますが、なかなかこの総事業抑制策の中での県の対応というようなこともございまして厳しい状況がありますし、またあの竜東線全体でも辰野や伊那や箕輪といったようなところでもだいぶまあ大きな改良箇所も提起されておるわけでございまして、非常にあの竜東線そのものの早期実現が大変厳しいわけでありまして、まあそうは言ってもこの伊南の地域としての期成同盟会もございまして、鋭意まあ進めていただくようお願いして努力をしておるわけでございまして、ようやくまあ、ああした形までまいって来ております。で、その先線につきましては、かねてからあそこに月夜平の山のトンネルを経て日曾利橋まで行くところという、一つの公式なルート発表がなされてきて、大変まあ地元の地権者、地域の皆さん方にもご協力をいただいて、そうした理解で来ておるわけでございますけれども、今申し上げたいろんな諸事情の中で、厳しいということと同時に、この直轄事業である153のバイパスの問題がまあ目に見えて進んでいくという形の中で、これはあの県の事業といってもやはり国の予算が半分付いてくる事業でございますので、国交省の認可の段階でもこの直轄とあした竜東線との併走する距離間の問題、あるいはまたその投資額全体の問題から含めても、これが連携して効率的な利用方法というものがまあ求められておるという状況でございます。従ってルート発表は日曾利橋までなされておりますけれども、一部その考え方を実現可能な考え方としてひとつ見直すというようなことを、県自体また国の考え方もそうした指導もきておるというようなことでもございまして、一応まあ地域としては、これは一旦ルート発表したものの変更でございますから、厳しくまあ受け止めておるわけでございますけれども、そうは言っても何としても早期実現をというようなひとつの考え方もございますので、2月でございましたけれども、そうした考え方を直接まあ建設事務所の方から着ていただいて地元協議に付していただきました。まあいろいろ言っても、この出来ないことをいつまでも相談しとつてもこれはダメっていうようなこともございまして、じゃあどういう可能性の中でそれが国道との連携ができるかっていうことを、ひとつ県の方で調査をしてそして具体的な幾つかの考え方を示して、地元の協議に図る中でこれを進めていこうではないかというふうになってまいりまして、今、鋭意県の方でその調査中でございます。夏頃というふうに言われておりましたけれどもまあ夏過ぎましたが、この9月から10月にかけてそのことがほぼ出てくるかと思っておりますので、まだ私どももそうした全々あの状況わかりませんが、その暁にはひとつ地元へお示しをして、どういうことが地域にとって一番いいのか、そして早期に実現できる可能性はどうなんだというようなことも含めて、十分地元の意向を、こうした経過がございまして協議をして地元共々協議をして、早期実現に結び付けていくような努力をしてみたいと、今こういう段階でございますのでひとつよろしくご理解いただきたいと思っております。

内山議員

竜東線も日曾利までの間は見直しというような形が出てきているというようなこと、また国道153号のバイパスとも兼ね合いを持ちながらの県道ということになっております。どうかあの地元の皆さんが早く安心できるような形の中で、その向こうから示されてきたら直ちにその会を持っていただいて、住民へのこう納得していただけるような説明をきっちりしていただきたいと、こんなことを希望申し上げると共に、またあのこ

の財政危機の折りではございますけれども、やるべきことは金をかけてもきちっとやるというような態勢で臨んでいただきたい、このことを申し上げて質問を終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前12時00分 散会

平成19年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）  
平成19年9月21日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告  
 日程第 2 第 1号議案 飯島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例  
 日程第 3 第 3号議案 飯島町町民カード条例の一部を改正する条例  
 日程第 4 第 5号議案 平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 5 第 6号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 6 第 7号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 7 第 8号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 8 第 9号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 9 第10号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第10 第11号議案 平成18年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
 日程第11 請願・陳情等の処理について  
 日程第12 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 森岡一雄  | 2番 曾我弘   |
| 3番 宮下覚一  | 4番 坂本紀子  |
| 5番 三浦寿美子 | 6番 野村利夫  |
| 7番 宮下寿   | 8番 竹沢秀幸  |
| 9番 平沢晃   | 10番 内山淳司 |
| 11番 松下寿雄 | 12番 織田信行 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 山田敏明 総務課長 北沢正文 住民福祉課長 小林広美 産業振興課長 中村澄雄 建設水道課長 松下一人 会計課長 宮脇康治 総務課財政係長 中村栄一
飯島町農業委員会 会長 森岡一雄	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 河野通昭	教育長 山田敏郎 教育次長 塩沢兵衛
飯島町監査委員 代表監査委員 林良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

- |         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 折山誠  |
| 議会事務局書記 | 吉川恵子 |

## 本会議開会

開 議 長 平成19年9月21日 午前9時10分  
 議 長 おはようございます。  
 今朝は早朝より交通安全運動大変ご苦労さまでございました。町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまでございます。  
 本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。  
 去る10日の本会議において付託した条例案件2件、決算案件7件、請願案件1件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願審査報告書が提出されております。  
 本日は、これらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いいたします。  
 定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。なお林代表監査委員、河野教育委員長さんにはご出席ご苦労さまでございます。ありがとうございます。  
 本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。なお本日は気温の上昇が予想されますので上着の着用を自由と致します。

議 長 日程第1 諸般の報告を行います。  
 最初に議長から、9月10日、本定例会の初日において議決された「産科医師の確保並びに産科医師不在の中で安心して妊娠・出産・子育てができる環境の早急な整備を求める意見書」につきましては、同日に長野県知事宛に送付いたしましたので報告致します。  
 本日、議員発議の案件が1件追加提出されております。これで諸般の報告を終わります。

議 長 日程第2 第1号議案 飯島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。本案については総務産業委員会へ審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。  
 宮下総務産業委員長。  
 総務産業委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る9月10日本会議におきまして本委員会に付託されました第1号議案飯島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきましては、9月13日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定しましたのでご報告いたします。  
 なお審査の経過その過程に出された意見について申し上げます。この案件は町の申請・届出・その他の手続等に関して、電子情報や情報通信の技術を利用することによって町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化・効率化を図るという目的でございます。まあその中で利点としては、住民サービスの向上と合わせて広域的に実施することによって、町だけでは出来えない広範囲の情報のデータ収集が可能となるということでござ

議 長 います。その反面、IT関連の無い人、あるいは出来ない人等に対する配慮はどうかという意見もありましたけれども、今の社会情勢はIT関連を中心とした全体的な流れであります。町民の利便性の点からも必要ということでございました。以上で報告を終わります。  
 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 三浦議員 一つだけお聞きをしたいと思います。こうしたIT関連のものについて非常に今、情報漏れとか、そういう問題が多くなってきているように思うんですけども、その保護にという点については何かそんな話、審議などがされたでしょうか。

総務産業委員長 はい、お答えします。個人情報保護につきましては当然なことでありまして、委員会としては審議してはございません。

議 長 他に質疑ありませんか。  
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 第1号議案飯島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
 (起立全員)

議 長 起立全員。ご着席下さい。従って第1号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 第3号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を議題とします。本案については社会文教委員会へ審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。  
 内山社会文教委員長。  
 社会文教委員長 それでは社会文教委員会、委員会審査報告を申し上げます。去る9月10日の本会議において本委員会に付託されました第3号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例については、9月13日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め内容を慎重審議した結果、お手元の報告のとおり、第3号議案は全員の賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告をいたします。  
 なお審査の中で出された主な意見は、住民に対し十分な説明を行うこと、住民の利便性向上に繋がるので賛成、などです。以上申し上げまして審査報告といたします。

議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。  
 これから討論を行います。討論はありませんか。  
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 第3号議案飯島町町民カード条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立

によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 ご着席下さい。起立全員です。従って第3号議案は原案のとおり可決されました。-

議長 日程第4 第5号議案 平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について。  
日程第5 第6号議案 平成18年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。  
日程第6 第7号議案 平成18年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。  
日程第7 第8号議案 平成18年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。  
日程第8 第9号議案 平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
日程第9 第10号議案 平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。  
日程第10 第11号議案 平成18年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について。

以上決算7議案を一括議題とします。

本案については、決算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括議案審査報告を求めます。

内山決算審査特別委員長。

決算審査  
特別委員長

それでは決算審査特別委員会審査報告を申し上げます。去る9月10日本会議において本委員会に付託されました第5号議案平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第6号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第7号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第9号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第10号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第11号議案平成18年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について、については、9月14日及び18日、19日に委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり、第5号議案につきましては認定すべきもの、第6号議案につきましては認定すべきもの、第7号議案につきましては認定すべきもの、第8号議案につきましては認定すべきもの、第9号議案につきましては認定すべきもの、第10号議案につきましては認定すべきもの、第11号議案につきましても認定すべきもの、と決定いたしましたので報告致します。

なお、審査の経過及びその過程に出されました意見について以下申し上げます。平成18年度は地方交付税が多額であったが、その理由は積み上げによる特殊事情が評価されたためとのこと。また決算書の中で不用額の散見が目につきましたが、予算執行に当たった職

員の皆様の常に健全な行財政運営を念頭に、経費節減に努力された結果と高く評価をいたしますとともに、流用にあたってはよほどの緊急事態でない限り、適正な補正処理をすることで次年度への準備金扱いとすることがよいのではないかと。

滞納額が多いが処理については、町内在住者は時効を遅らせるため徐々に回収できるが、外国人は町外に出てしまうと住所不明が多く、その場合は不納欠損処分となる。外国人は行政サービスを受けずに出ていくこともあり実質的な影響は少ないが、町の高額滞納者については差し押さえなどの対応も必要。人材派遣会社の社員については特徴で行っている。また国保についても会社の責任で納付している。問題は人材派遣以外の外国人にある。基本的には納めない人、納められない人、との色分けをして対処したい。外国人が多く苦慮しているが、県とのタイアップで考えていきたい。

定員削減による職員の能力の問題は、試験を受けて採用しているが行政としての能力の差はある。資質の向上を図る。職員の特殊能力を生かされないか適材適所。いろいろな面で会得する必要もある。あまり偏った考え方はよくない。更なる行政改革、簡素で効率の良い事務事業の見直しは、これまでも進めてきたふるさとづくりに沿っている。状況によっては弾力的な行政運営。

施設の管理面については職員ではだめ。アウトソーシング、住民協働の面の働き、外注的要素も協働のまちづくりの施策に対する住民の理解度が低い。始まったばかりである、長い目で作っていききたい、いくべき。内なる改革、外部なる改革をこれからはやるべき。経済の強いところには人が集まる、町の活性化対策と自力の出る施策を、次の中期計画の中でこれらを要として進めていきたい。以上申し上げまして平成18年度決算審査報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。決算審査特別委員長自席へお戻り下さい。以上で決算7議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論採決を行います。

議長 最初に第5号議案 平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありますか。

(なしの声)

次に原案に賛成討論はありますか。

9番

平沢議員

私は平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算について認定する立場で討論をいたします。町長は平成18年度予算案策定に当たりまして、本年度は改革の第二幕と銘打ってふるさとづくり計画に基づいてメリハリのきいた予算執行と申されました。1年経過した当町の厳しい財政状況はいまだ変わりません。財源が乏しいだけに全てが満足する行財政運営は至難であります。決算の内容からみて職員の努力が随所に見られております。自立し持続発展可能なまちづくりを目指して、厳しい入りの中で出を絞り、独自の創意工夫でやりくり上手に町の将来の礎を築く決算と認識いたしました。従って自立のまちづくりの

基本となる住民協働の更なる推進に心掛けて、目に見える形での財政効果が現れることを付して私は本決算を認定いたします。

議長 他に討論ありませんか。

7番

宮下寿議員

私の方も賛成の立場から申し上げます。平成18年度の決算につきましては、町税の伸びはあったものの地方交付税の減額それから県の支出金、使用料及び手数料、分担金負担金などの減収によって歳入は減額をされたわけですけれども、人件費、物件費、補助費、普通建設事業費等も減少をしまして、全体で歳出も減額となったわけでありまして。その中で予算の執行率は96.5%と財布の中身を当初の目的に沿ってまあ使ったというそういった結果になったと思います。ですが経常経費が一般財源を圧迫した結果、財政硬直化の方向に進んだことは、次年度に向けてしっかりとした方向性を持っていかないと、やはり自立の道は険しいと言わざるをえません。しかし財源の一部を財政調整基金あるいは減債基金、公共施設等整備資金へ積立をしたことは、財政の健全化・安定化に繋がり、総合的には国の三位一体の改革の不安定な政策の中、あるいは社会情勢が続く中でのこの平成18年度の財政運営は私も評価したいと思います。今後、滞納問題、公債費や、一般会計から他の会計への繰出金の増加、など改善検討に努力されることを付して賛成といたします。

議長 他に討論ありませんか。

1番

森岡議員

私は18年度の一般会計歳入歳出決算について認定する立場から討論を行います。地方自治体の財政環境は年ごとに厳しさを増しております。当町におきましても例外ではありません。交付税制度の見直しや三位一体の改革の影響により町の依存財源は減少の一途をたどっております。そのような中でふるさとづくり計画に基づき行政改革を進めた結果、改革着工以来100,000,000円余の財政効果を見ることができました。また減少する依存財源にあつてその確保のため、19年度からの国のまちづくり交付金事業の道を開くなど、財源確保の努力を多と致します。また財政調整基金や減債基金等の積立による財政への対応、公共施設等整備基金の創設による今後の公共施設の維持管理への準備にも気を配ることができました。しかしながら自主財源の乏しい当町においては自立への道は厳しいものであります。そこで言葉にすれば月並みではありますが基本中の基本として、財政運営においては健全財政を目指し、財源にあつては自主財源の確保への努力を、そして町民参加を基本とした人の和を大切にすまちづくりのため、一層の努力を重ねるよう意見を付して賛成討論といたします。

議長 他に討論ありませんか。

11番

松下議員

私も賛成の立場から一言発言をいたします。同僚議員からも発言がありましたので簡単に申し上げます。18年度決算については理事者又職員の努力により財政健全化に勤めていただいた結果、経費節減に努めていただき実質単年度収支も黒字決算となり、評価するものであります。そうは申しましても、あらゆる財政指標を見まして財政の硬直化は避けられないものと思われまます。今後一層の行財政改革に取り組んでいただきたいと思ひます。なお一般会計からの特別会計への繰出金の増加が今後も考えられます。また各種税、使用料等の滞納もかなりの金額に上っております。それにあたりましても税の公平性からの点

からも適切に対応処理に努めていただきたいと思います。また委員長報告にもありましたが不用額が随所に見られます。経費の節減に努められたという点については評価をするものでありますが、19年度予算編成にあたりましてはこの点を留意すべく慎重に取り行つていただきたいと思います。以上一言申し上げて賛成討論といたします。

議長 他に討論ありませんか。

5番

三浦議員

私も賛成の立場からいくつか申し上げます。今大変に厳しい格差社会といわれる中で、住民の暮らしぶりに私は心を寄せることのできる行政運営がこれからは益々重要になってくると考えております。国の方針のミニ版であつては町民の期待に応えることは出来ない、そういう今社会になってきているというふうに感じております。住民の声をよく聞くこと、特に社会的弱者の声なき声を如何に行政に取り入れていくかというようなことに心掛けていただく、そうした行政運営を今後心掛けていただきたいというふうに思ひます。それから協働のまちづくりということで住民の皆さんにこれからお願いすることも多くなつてくると思ふわけですが、労力だけではなくやはり住民の皆さんの様々な意見をどう汲み上げて行政に生かしていくかと、このことが住民の皆さんの声が行政に、飯島町の活性化また行政運営に繋がっていくということで、行政への住民の参加ということが一層関心を持ってもらつて生きていくというふうに思ひますので、是非そういうことに心掛けてこれからの行政運営をお願いしたいと、それを付け加えて賛成と致します。

議長 他に討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成18年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ひます。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立お願いいたします。

(起立全員)

議長 ご着席ください。起立全員です。従つて第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に第6号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

9番

平沢議員

第6号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について認定する立場で討論をいたします。国保会計は制度上の問題がある中で、町の状況に合わせて運営しなければなりません。保険税負担は軽いことには望ましいことではありますが、国保会計という会計の性質上からみても、国保出資金と被保険者の負担によって支弁されるものでありますから、医療費と税負担は比例し、医療費が多ければ税負担も多くなるという原理でございます。同じ制度の下でも運営しながらもこの赤字を出している市町村もかなりあります。高額医療費や受診率の高い被保険者に日常の生活指導まで踏み込んで相談に乗り、健康の保持に寄与しているその結果が1人当たりの医療費が、県下81市町村で66番目となっていることは、これは高く評価するところであります。よつて私はこの本決算を認

議長  
1番  
森岡議員

定するものであります。  
他に討論ありませんか。

認定すべき立場から討論を行います。国保会計は一定の安定を保っております。また1人当たりの医療費も県下81市町村中66番目で良い方ではありますが、医療給付費は前年度対比約3%増加しております。飯島町では何の病気にお金がかかるか、1位が循環器の病気、2位は腎、尿路、3位が癌と、医療費の分析により出ております。医療保険の安定化のため、予防医療の充実と検診への住民参加の増えるよう、工夫と努力を求め賛成討論といたします。

議長  
7番  
宮下寿議員

討論他にありませんか。

私も認定する立場から一言申し上げます。この国民健康保険事業といえますのは、やはりご承知のとおり国民皆保険の根底であるわけです。先程も他の議員の皆さんからおっしゃっているように、やはり県下でこの医療費の支出も非常に低いということは大変喜ばしいことであるわけですが、やはりこのことを引き続き行っていくためにも予防に対する住民への啓発を進めていただきたい。しかしご承知のとおり滞納額が非常に多いわけでありまして、また増加をしているというこの問題はやはりこの事業を推進していくためには非常にネックになるわけで、このことをやはり引き続きしっかりと検討努力をしていただいてこれからやっていっていただきたいということを付して、賛成とさせていただきます。

議長  
5番  
三浦議員

他に討論ありませんか。

それでは賛成の立場からいくつか意見を述べたいと思います。特に社会的弱者の皆さんが医療にかかりにくいこうした世の中になってきております。是非そうした点ではそういう皆さんの所に滞納も多いということがだんだん増えてきているわけですが、個人のそうした努力が足りないというような事情ではないというのが今の世の中です。是非そうした皆さんへのご配慮や、また短期証も非常に飯島町も増えてきておりますので、そうした皆さんへのご配慮をいただき、安心して誰もが医療にかかるようなそうした目配りをいただきながら、今後の国保会計、国保の運営に当たっていただきたいということ、やはり健康で病気も早期発見早期治療ということはこれからもずっと続くことですので、そうした対応も今後とも引き続ききめ細かに行っていただきたいと思います。以上で賛成討論といたします。

議長

他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第6号議案平成18年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

議長

ご着席下さい。起立全員です。従って第6号議案は原案のとおり認定することに決定し

議長

次で第7号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

1番  
森岡議員

私は賛成の立場から討論を行います。介護認定の状況は前年度対比82件の増加、要介護、要支援を含む認定者も31人と増加の傾向にあります。どのような病気で要介護の状況になるか、脳卒中、骨折、老衰の順になっております。制度改正により地域包括支援センターが設置されましたが、予防介護の充実のためスタッフと地域支援事業の更なる充実を要望し賛成討論といたします。

議長

森岡議員、確認させていただきます。只今討論に上っていますのは第7号議案で老人保健医療特別会計の決算認定でございますけれども、その討論ということでございますがそれによろしくございますか。介護保険ということではありませんけれども。

1番  
森岡議員

発言を取り消します。  
只今森岡議員から討論の順序手違いのため発言取り消しという発言ございましたので、そのようにいたします。第7号議案について賛成討論他にありませんか。  
(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第7号議案平成18年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

議長

お座りください。起立全員です。従って第7号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長

次で第8号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

1番  
森岡議員

認定すべき立場から討論を行います。介護保険認定の状況は前年度対比82件の増加、要介護支援を含む認定者も31人と増加の傾向にあります。どのような病気で要介護の状況になるか、脳卒中、骨折、老衰の順になっております。制度改正により地域包括支援センター等が設置されましたが、予防介護の充実のためスタッフと地域支援事業の更なる充実を要望し賛成討論とします。

議長

他に討論ありませんか。

5番  
三浦議員

それでは賛成の立場からですが意見を述べさせていただきます。介護保険の保険料は大変負担となってきております。年金から差し引かれるというようなことで、今後は後期高齢者の医療保険の保険料も年金から引かれるということで、益々介護保険料払っても利用がなかなかできないというような状況が生まれてくるのではないかというふうに私は感じ

ております。特に18年度の報告書を見ましても、サービスを受けられる方が非常に少なく、利用の範囲が減っておりますので、そういうことを考えましても、保険料を払ってもなかなか実際には介護のサービスが受けにくいというような状況も生まれてくるというふうに感じておるところです。今後は是非町単独の独自の減免制度の検討もしていただきたいと思いますということを意見として付させていただきます、賛成討論といたします。

議 長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第8号議案平成18年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。  
(起立全員)

議 長 ご着席下さい。起立全員です。従って第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第9号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

1番  
森岡議員 認定すべき立場から討論を行います。受益者負担の徴収に当たり受益者の申告により公共枿を閉鎖し受益者を整理しております。やむを得ない事情を理解をいたしますが、この公共枿の設置には費用がかかっております。これが多くなりますと将来に課題を残しかねないことが懸念されると申し上げ、賛成をいたします。

議 長 他に討論ありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第9号議案平成18年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。  
(起立全員)

議 長 ご着席下さい。起立全員です。従って第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第10号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

1番  
森岡議員 認定する立場から討論を行います。農業集落排水特別会計は建設需要がほぼ終わり、維持管理と運営の段階に入っております。普及率も年々上がっておりますが利用されることが目的であります。健全な運営にも大きく影響をきたすところであり、更なる推進と維持管理への更なる配慮を求め、賛成と致します。

議 長 他に討論はありませんか。  
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第10号議案平成18年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。  
(起立全員)

議 長 着席ください。起立全員です。従って第10号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第11号議案平成18年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

9番  
平沢議員 第11号議案平成18年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算について、認定する立場で討論を行います。かつては赤字に苦しんでいた水道事業会計は水道料金を引き上げたことによって経営改善がされ、昨年は4,400,000、そして本年度は25,000,000円余の当年度純利益を上げ、その結果が現れて大変結構なことであり、業務実績を見ましても職員の改革の努力が伺えます。給水件数は増加しここ数年下水道の普及率に相乗して、給水件数もそれから給水量も共に伸びてきております。今後も当分の間、給水収益の伸びが期待できる状況と思われ、しかしながら財源内訳を見ますと、企業債が30.8%を占めております。長期的な展望に立った経営安定を要望して、私は本決算を認定いたします。

議 長 他に討論ありませんか。

8番  
竹沢議員 認定すべきものとして討論に参加したいと思いますが、一つは水道使用料の滞納に対する対策として、職員のアイデアによりまして、2期以上また過年度分の使用料につきましてはその納入者に対しまして、納入しない場合は節水しますよという納入計画書を出させまして、徴収を行うことによってその効果が出てきていることにつきまして、担当職員のアイデアまたその成果について評価を申し上げるところであります。二つ目、石綿管の更新ですけれども、審査の過程で報告ありましたように、後20kmほどあるわけですけれども、その未整備地区につきまして、例えば高遠原とか中平とかというふうに公共、農集排を含めた下水道のエリア外のところが遅れているというふうに思います。これは町全体からみるとその言わばこの地域間格差というか、そういうことになるやにも思うわけでありまして、そういう意味で今後においてこうした部分をより優先的にやるのが肝要かなというふうに思います。最後に決算を通じてみましたけれども、累積の赤字が1,628,000円ほどで、いよいよ平成19年度にはこの赤字が解消されるということで、あのそうした一方ではあの給水量も増えておりますし、また歳出の方では必要最小限の設備投資と人件費圧縮等の効果が表れているというふうに思うわけでありまして、そういうことを評価し累積赤字が解消されて健全運営になることを合わせて、町民の皆さんの命の源でありますこの上水道が安定供給されますことを期待申し上げまして賛成の討論といたします。

議 長 他に討論ありませんか。

1番  
森岡議員 認定の立場から討論を行います。経営を左右するものに人件費があります。18年度の会計の中で、人事管理による年齢構成並びに臨時職等の対応により総係費が減少し、収益にも反映されました。町民への安全安定の供給を基として経営の努力に期待し賛成討論といたします。

議長 他に討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
第11号議案平成18年度飯島町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。  
(起立全員)

議長 ご着席下さい。起立全員です。従って第11号議案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議長 日程第11 請願・陳情等の処理についてを議題とします。  
去る10日の本会議において社会文教委員会へ審査を付託した19請願第5号「高齢者の医療制度に関する請願」について、お手元に配布のとおり社会文教委員長から審査報告書が提出されております。  
議事進行についてお諮りします。請願の審議については委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。  
内山社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。去る9月10日の本会議におきまして当委員会に付託されました19請願5号、申請人、長野県社会保障推進協議会より提出されました「高齢者の医療制度に関する請願」については、9月13日に委員会を開き、説明員として紹介議員の三浦寿美子議員及び関係所管職員の説明を求めました。慎重審議の結果お手元の報告書のとおり、19請願5号は委員多数の反対により不採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。  
なお審査の経過及びその過程に出ました意見につきまして申し上げます。平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度は、高齢者の医療制度が大きく変わるものであり、法律は公布されたが誰もが金が有る無しにかかわらず医療を受ける必要があり、国や広域連合への意見書を提出すべきです。誰もが保険料を負担すべきであり、わが国の医療保険制度を守り、若者に負担をかけないための制度であり、75歳以上でも所得に応じ保険料を負担すべきである。本制度実施に向け広域連合議員も選出されている。制度の充実はこの広域連合議員を通じて意見反映をすればよい。保険料は公平に納めるべき。などでした。  
以上を申し上げまして委員長の報告といたします。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。  
19請願第5号「高齢者の医療制度に関する請願」について討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
19請願第5号「高齢者の医療制度に関する請願」についてを採決します。  
お諮りします。本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願を委員長報告のとおり不採択することに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って19請願第5号は不採択することに決定しました。

議長 日程第12 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。  
会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、総務産業委員会、社会文教委員会及び議会運営委員会における所管事務調査等の処理について議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。申し出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。  
ここで暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。  
(追加日程・追加議案配布)

議長 休憩をとき会議を再開いたします。  
只今お手元へお配りしましたとおり、宮下覚一議員から1件の議案が提出されております。  
お諮りします。本案を日程に追加し議題にしたいと思います。異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って議案1件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1 発議第13号「道路特定財源確保の意見書」を議題とします。  
事務局長に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

事務局長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
3番 宮下覚一議員。

3番  
宮下覚一議員 それでは特定財源の意見書、提案理由を説明させていただきます。昨年10月道路特定財源を一般財源化などの他に転用しないことを求める意見書を、当議会でも安倍前総理大臣他関係大臣に提出したところでございます。ご承知のように政府は昨年12月8日に道路特定財源の見直しに関する具体策を閣議決定し、平成20年の通常国会において所要の法改正を行うとしております。まあそのために真に必要な道路整備は計画的に進めるということになっておりまして、今年度中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画

を策定するとしております。まあ当地域の現状を見てみますと、伊那谷を南北に縦貫する幹線道路として一般国道153号線、主要地方道竜東線そして広域農道の3路線が、中央自動車道の代替機能を有する当地域の生命線であるとともに、沿線地域の生活や産業を支え、想定される東海地震など災害時における緊急輸送道路、また医療・産業・文化・通勤等、広域的な地域の発展に寄与する極めて重要な路線であるわけでございますが、代替機能としてどれも満足のいく道路ではございません。

意見書と重複しますが、昨年7月の梅雨前線豪雨災害では諏訪地方から伊那谷北部を中心として大きな被害をもたらしました。中央自動車道をはじめ国道153号、主要地方道竜東線、広域農道が次々と寸断されたことは記憶に新しいところでございます。このように本地域の道路整備の状況は質・量とも十分とは言えませんし、地方の状況を把握し道路整備の実情に十分配慮して整備していかなければなりません。道路特定財源の見直しでは毎年度の予算において道路歳出を上回る税収は一般財源化するというふうに示されております。道路特定財源の一般財源化によって道路整備に必要な財源が十分確保されず、地方が真に必要な道路整備に影響を及ぼすことが懸念されるわけでございます。以上の状況を踏まえまして道路整備のための着実な財源確保と着実な道路整備を進めることを強く要望するものでございます。以上提案理由とさせていただきます、全員の皆様のご賛同をいただきたくお願いを申し上げます。

次に本案に賛成者の意見を求めます。

7番 宮下寿議員。

それでは道路特定財源確保の意見書の提出につきまして賛成の立場から発言をさせていただきます。只今の宮下覚一議員の提案理由の中でも述べられましたように、政府が昨年の12月の8日に道路特定財源の見直しに関する具体策を閣議決定をいたしました。20年の通常国会において所要の法改正を行うとしているわけでありまして。見直しでは毎年度の予算において道路歳出を上回る税収は一般財源化することなどが示されているというのが今述べられたとおりでございますが、その道路特定財源の一部は本州四国連絡橋公団、現在の本州四国連絡高速道路会社の債務返済に充てられております。この債務が終了することによって平成19年以降には5,000億円近い剰余金が発生するかのようによく言われております。しかし地方は道路特定財源のほかには相当の一般財源を充当して道路整備を進めているのが現状であり、毎年度の予算において道路歳出を上回る税収があるのであれば、地方公共団体への配分割合を高めるなど、地方の道路整備財源に充当すべきであり、道路特定財源の見直しに当っては地方の声や道路整備の実情を十分に配慮をし、地方が真に必要な道路整備を遅らせることのないよう、道路整備のための財源を確実にしなければなりません。

当町におきましては現在国道153号伊南バイパス線の工事が順次進められておりますけれども、平成9年の事業着手以来10年が経過しております。更に主要地方道竜東線につきましても第1工区の吉瀬・中平間が今年度供用開始となる見込みであるわけですが、それからの先線がいまだ事業化されていない状況です。こうした状況を踏まえ、19年度中に作成される中期計画の中にはしっかりと明記してもらい、道路整備のための財源の安定確保と着実な道路整備を進め、活力ある地域づくりそして安全で安心な地域づくりを

推進するために、本件の意見書の決議に多いに賛成するものであります。以上。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

単純なことですけれども、この意見書の一番下の宛先についてなんですけれども、安倍総理はご退任なさったし、各担当大臣がこの不確定要素が高い中でこの氏名の扱いについてご検討なさったか伺いたい。

それにつきましてはまだ未確定要素もございますので、提出する日によって検討させていただきます。

けれど、この日にちを勘案すればいいということですか。

議長から申し上げます。次の総理が決まるまでは今のままです。申し上げます。

他に質疑ございませんか。

只今、同特定財源確保の意見書ということで提案がされました。以前にも道路特定財源の確保については意見書を上げてきたわけですけれども、今回の道路特定財源確保の意見書はこの堅持をなささいという内容ではなく、一般財源化することも見越した上でのこの内容であるのかどうか。これはもう道路特定財源確保ということは、一般財源化することはよろしくないという意味ではないというふうにとらえていいのかどうか。

先程も申し上げましたように、昨年12月に閣議決定しておる内容がございます。まあそれはそれとして地方の財源確保を求めるためにより謙虚な意見書として出したいと思えます。

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは迷いましたが、この内容を見て賛成ということで討論したいと思えます。初めは道路特定財源の確保ということで、今までのような一般財源化はよろしくないというような内容であったら私は今回は反対をしようというふうに思っていたところですが、今も提案者からお聞きしましたが、今この飯島町、この地域の中の道路の問題について今のこの地方の財源の確保ということの意見書でありますので、私が考えていたものとはまた違った意味合いのものでしたので賛成をすることといたしました。賛成討論といたします。

他に討論ありませんか。

(なしの声)

他に討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第13号「道路特定財源確保の意見書」の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。従って発議第13号は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町長 それでは平成19年9月議会定例会の閉会に当りまして一言ごあいさつを申し上げます。去る9月10日から本日までの12日間にわたり開催をされました飯島町議会定例会、議員の皆さん方には連日慎重な審議・審査をいただきまして、提案いたしました各案件につきましてはいずれも提案どおり全会一致により可決・認定をいただき誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。特に今議会は決算議会としての平成18年度の各会計に対する審査と、一般質問を通じ当面する課題や将来のまちづくりに関する多くの行政課題について真剣かつ活発な議論をいただきました。引き続き厳しい財政事情等今後とも地方行政を取り巻く状況は続くものと思われませんが、開会中に出されましたご意見等を重く受け止めて、今後の行財政運営に一層の努力をしまいる所存でございます。

なお、今議会には林代表監査委員さん、河野教育委員長さんのご出席をいただき審議をご傾聴いただきまして誠にありがとうございました。また、林代表監査委員さんには平成18年度各会計の決算に対する審査を通じての所見と意見報告をいただきまして、心からお礼を申し上げますとともに、いただきましたご意見を理事者以下十分受け止めて今後に処してまいる所存でございます。

さて、誠に恐縮でございますが若干時間をいただきまして一言申し上げたいと思います。今議会は私が町政を担当させていただき、早や4年近くの歳月が流れ、今任期中最後の議会となりました。地方分権、少子高齢化社会が顕著に進みまた叫ばれる中で、合併議論を重ね、結果自立を選択し、行財政改革を盛り込んだふるさとづくり計画と新たな町の展望を目指して策定いたしました中期総合計画を柱にしてスタートし取り組んでまいりましたこの4年間でありましたが、議会ははじめ町民の皆さん方の深いご理解とご協力の下にここに間もなく無事任期を迎えることができますことを衷心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。今期の飯島町長の任期は11月29日をもって満了をするわけであり、その選挙日程も既に飯島町選挙管理委員会から発表されておまして、このことへの町民の関心も次第に高まってまいりました。今議会の一般質問におきましても3人の方からそのことに関する質問をいただき、現職としての責任ある考え方も問い正されております。そこで私といたしましては過去4年間を振り返り、各種計画と日々変化する行政課題に自らの責任として取り組んでまいりました政治姿勢と行政責任を反省をし、熟慮をする中で、飯島町のこれからの展望する最大の課題として取り組むべき自立し持続可能な協働のまちづくりには、その道筋の一端は開けたものの実質的にはこれからの正念場でございます。また、人口増活力あるまちづくりに向けての諸施策は緒についたばかりでありまして、これからの事業の推進にかかっていること、加えて個々の継続的な事業であります伊南バイパスや竜東線、堂前線への取り組み、天竜川、与田切川、中田切川の治山・治水・砂防への取り組み、総合的な土地利用の見直し、少子高齢化社会の一層の進行に対する福祉のあり方と医師不足に端を發します地域医療の確保、子育て支援の取り組み、防災を中心にし

た安心安全なまちづくりへの取り組み、更なる企業導入と産業振興の課題、循環バスの課題等々、極めて多くの課題・問題が山積をいたしております。またこれらのほとんどの課題が、私のこれまでの4年間に飯島町の発展を目指して取り組みを始めた施策ばかりでありまして、また生じた問題でありまして、その推進解決に大きな責任も感じております。飯島町という大地にいろいろな種を蒔きましたが、うまく芽の出たもの、間引きの必要なもの、少し形が変わって出てきて補正の必要なもの、またなかなか目が出て来なくて更に蒔き直しや肥しや水の必要なものなどなど様々でございます。これらの種や苗を町民みんなの力とともに育てて、実りの多き飯島の収穫という成果を迎えることが引き続き私に課せられた使命であり責任であるというふうを受け止めまして、後援会の皆さん方の力強いご支援もあり、深く熟慮をいたしました結果、次期町長選挙に再度立候補し、町民の皆さんの真意を問い、町民本位の明るく活力ある飯島町の建設により一層の努力をしていくべく決意を致した次第でございます。いずれ時期に向けての所信・政策につきましては明らかになってまいりますが、今任期最後の議会閉会に当りましてそのことを申し上げ、議会ははじめ町民の皆さん方の変わらぬご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げます。

さて実りの秋もたけなわとなりました。国政においては臨時国会開会直後に安倍総理の突如辞任表明という政変が生じ大きな混乱となりましたが、このことに対するそれぞれの所見はさて置きまして、この25日にも新しい内閣が誕生をして再スタートが切られるわけですが、今度こそ徹底した議論の後に政治が一刻も早く安定し、我々が求める真の地方分権社会の実現と格差の問題など、地方自治の確立のために施策が着実に推進されることを切に願うものでございます。議員各位には12日間の議会開会中のご苦勞に重ねて感謝を申し上げ、今後一層のご活躍を心から祈念申し上げまして議会閉会に当たってのごあいさつといたします。大変にありがとうございました。

議長 以上をもって、平成19年9月飯島町議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員